

之趣相聞え、果して然らば甚以心得違之事に候、抑敬神と申は第一身体を清淨にし禮節を正し虚心崇敬氏子中賽拜致し候社眞に神慮に協ひ候儀に可有之、然るに舊來祭日之節は市中順番町を設け毎戸集金を要し數日業を廢し財を散じ夫が爲め貧困之者は益々難澁に陥り候様之風習有之候得共、維新後は漸次其弊相止み各自勉勵其業に就候様相成居、加之方今學事旺盛人々就學の道に志し風化大に一變せし際、邇て従前之舊習に反り候ては實に神明を穢すのみならず日新之風化を紊亂し遂に破産の患を醸し候様可相成、依之各町老人並世話方等は別て注意追々相達置候通無用之冗費を省き從來の如き醜体を止め一般専ら敬神之意を主とし候様可致此段區内無洩布達候事

但氏子中之眞情難止より山鉾等奉納之儀は兼て相達置候通不苦候事

九月八日

祭祀古に復したので市民は神事や奉納踊等も古の形式に復したものと誤解し、早くも寄付募集に取掛るものがあつて細民其の負擔に堪へず縣廳に投書するものがあつたので縣より實狀調査の上右の訓令が發せられたもので

奉納踊復活

祖靈社

神道事務分局

西南役

あると言ふ。而して中絶して居た奉納踊は今年より極めて質素に復活された。

同年十二月 祠官秋郷は其の筋の許可を得康平社を改めて祖靈社と號し氏子祖先の靈位を合祀し年一回の大祭を行ふこととした。

明治九年三月 神道事務分局を當社内に置き坂本秋郷分局長に任せられた。同年 大波止に於ける行宮を改築した。

明治十年二月 西南役勃發し薩軍長崎を襲ふの風説頻りなる爲め人心兢々一時頗る動搖したので當社に於ては天下安泰國土靜謐の祈願を行つた。三月頃

傷兵の當地病院に轉送せらるるもの續々として遂に收容の余裕なく市内各寺院及外國語學校を假分院として治療せしむるに至つた。

同年四月 元祠官青木永元老母コマは此の年三月發布大藏省乙第十二號達舊神官配當錄調査規則により本月二十八日配當錄支給方を出願したが六月十日却下、諏方社舊大宮司の受け來りし受用銀は檢地帳高外の除地より配當受領せるものにあらずとの理由にて七月十四日再願十月十日再却下となつた。是よりコマは扶養者なき爲め家寶什器等を賣却するの止むを得ざるに至つた。

同年八月七日 酒屋町荒木伊三郎花崗石鳥居一基を奉納、七月一日より建

神事日取及神  
幸順序一時變  
更

築着手八月七日落成、西濱町の外四拾四町より運送其の他勞役補助あり、神  
社より人夫に對し守札を授與あり。神號額は太政大臣三條  
實美の染筆にかゝる。

此の年十二月七日 神事渡御十一日還御。始め西南役勃發し九月廿四日を  
以て平定したので九月十九日縣廳へ伺ひの所惡疫流行の爲め延期可然旨の指  
令あり、然して虎刺拉病は十月十八日を以て終熄したので更に十一月十七日  
十九日に執行の旨を伺出たるに更に延期を命せられ遂に十二月に入り此の日  
を以て神事を執行せられた。然るに今年當番町たる今博多町、古町、今魚町、  
本大工町、本紺屋町、材木町、江戸町の請に依り今年に限りて渡御の路順を  
變更し、馬町より出來大工町を真直ぐに今魚町に更に同町中通より材木町、  
築町、本下町、江戸町を経て假宮へ安着あらせられた。此の日神輿昇伊良林  
本河内、中川三郷途中に争鬭して紛擾を極めたので還御に際しては西山郷の  
壯丁をして神輿を奉昇せしめた。後三郷の謝罪を容れ明治  
十一年神輿昇たらしめた。

明治十一年五月八日 皇太神宮御分靈を當社に迎へ正殿に奉安した。後廻  
廊中に別に神殿を構へて遷し奉つた。抑此の御分靈は神道事務分局に奉祀し  
奉る目的を以て 伊勢神宮に請ひ御分靈を勸請するに至つたもので三條西季

皇太神宮御分  
靈奉迎

神輿新調

知供奉門司より陸路熊本縣を経て三角港より海路茂木に御上陸、長崎縣令以  
下官吏、神職及び市民の奉迎裡に諏訪神社に奉祀したのであつた。程無く唐屋  
町薬師寺氏邸に移御。

同年十月 平戸町鹿谷利平太西濱町山下久作外拾貳名の周旋により、京都  
藤野雲平尾張大場新兵衛の二人を長崎に招き三社神輿及び神器等を新造せし  
め、而して大場之を擔當調新した費金壹千九百五拾圓、舊神輿は三社分共福  
岡縣三潞郡柳河西蒲池村郷社三島神社の懇望により之を同社に譲ることゝな  
り同社祠官諸橋幸麿は五月四日之を受取りて歸つた。

明治十二年十月 神幸行列に大改革を施し全く神式に改められた即ち現在  
のものが夫れである。

聖國幣社とな  
る幣使參向

明治十四年六月 當社はその社格が縣社であるけれども其の光輝ある歴史  
と長崎市民は元より縣民の崇敬篤き特別神社であるので、祠官秋郷は社格昇  
進につきて請ふ所があり、政府に於ても據る所あり今年より國幣社に準じ隔  
年に内務省より幣帛料金五圓づゝ奉納の旨を今月十四日長崎縣令内海忠勝よ  
り達せられ今年例大祭より奉進。然るに明治十七年六月十二日官報を以て、

今後毎年幣帛料下付の旨通達あり同月廿一日長崎縣廳は丙庶第六〇六號を以て左記の通り申し渡した。

其社例祭之節幣帛料金五圓今後毎年下附相成候條此旨相達候也

明治十七年六月廿一日 長崎縣令石田英吉

縣社諏訪神社祠官 坂本秋郷殿

神社總代

同年 官國幣社以外の神社に於ては向後該神社氏子中相當の財産を有し且名望あるもの三名宛を撰びて總代と爲し該社の願届類に連署せしむべき旨内務省乙第三十三號を以て布達せられた。從來は總代人員に制限が無かつた。又必ず連署すべき規定は無かつた。

同年九月廿六日 大風雨襲來總門屋根、神庫等は屋根の一部を剝がれ社務所前玉垣倒れ此の外に樹木の被害が多かつた。

明治十八年九月一日 祠官坂本秋郷疫病に襲はれて歿す、年六拾八。秋郷の祠官時代は方に尙草創の時期に屬して居たので秋郷は或は神道教導職の養成やその取締或は神道事務分局の事務、皇典講究所の設立講説等、當社以外に於て盡力する所が多かつた。秋郷の後任として市内八坂神社祠掌小西成則推舉せられたが同年十一月一日病を以て歿し、十二月二十八日元廣運館本學

中島廣行祠官に補す

局教授中島廣行繼いで當社祠官に補せられた。

此の年 八幡町八幡神社祠掌伊藤義次當社の祠掌を兼務祠掌中園古信の後任したが、翌十九年一月金刀比羅神社祠掌立花照夫亦當社祠掌兼務祠掌榊幸雄の後任に補せられた。

此の年 虎刺拉病の流行甚敷遂に神事中止せられた。越えて二十一年亦踏奉納無しコレラ病大流行の爲めである。同二十四年延期奉仕。

明治二十年六月廿日 明治維新の際政府へ差出したる舊幕の朱印狀九通は此の日を以て内務省より返付された。現存

維持金蓄積

明治二十二年二月 當社氏子總集會に於て、當社維持費として金五百圓を蓄積するの議あり満場の可決する所となつた。

明治二十三年一月四日 會計法改正の結果、從來毎年當社に奉納ありし幣帛料は其の基金を下付するに附き奉幣は當社の適宜にすべしとの布達があつたので、當社では従前の如く幣帛奉進使參向ありたき旨を以て懇請して聽許せられた。

露國皇太子參拜

明治二十四年五月四日 露國皇太子ニコラス來港四月廿七日 本日午後二時當

社參拜(庭上拜)あり、當社に於ては豫め出迎の準備を整へた、即ち社内所々には幕を張り盛砂をなし上下廻廊には生花を設け、社務所に能裝束面等を陳列し、正殿は御内陣を開き真神を立て、祝詞殿へは御旗を飾りつけた。縣知事中華健明大禮服にて警官を率ゐて同太子に附隨した

氏子規則

諏方神社記

青銅大鳥居再建

明治二十五年二月 八幡神社祠△伊藤新當社祠掌に補し八幡社祠掌を兼ね  
同年三月三十日 當社氏子申合規則が定められた。  
明治二十五年八月一日 香月薰平は當社記一卷を編して當社に奉納した。  
同年十一月 當社中門前右側に五厘金碑建つ。事由は碑面に詳かであるから茲に之を略する。  
明治二十六年六月十七日 青銅大鳥居再建成り去る十一日上棟式を行ひ本日まで七日間落成奉告祭を舉行された。青銅大鳥居は明治七年の大暴風に横貫を折られて破壊せしまゝ取片附けてあつたので、氏子神邊種徳等はその再建を發議し廣く五千八百餘人の賛成を求め寄付金を市内外に募りて貳萬餘圓を得、即ち三菱造船所に鑄造を托して居たが五月末鑄造功竣りし爲め現在の地に建設したものである、而して殘餘金壹萬圓は之を當社基本金として蓄積することゝなつた。當社中門前面に諏訪神社華表記念碑が建 明治二十六年十月

三 社會

建つてゝあるのは當鳥居に關するものである。

同年同月十五日 三社會が組織せられた。三社會は青銅鳥居建設發企人を以て組織せられ當社崇敬者中の有力者を網羅せるもので當社の發展を目的として組織せられたものである。

明治二十八年二月九日 當社國幣社昇格を願したが維持金二萬圓を蓄積の必要より向後十ヶ年間に亘り氏子一戸より毎月金五錢づゝを醸出積立つることに決定且銅鳥居建造殘金壹萬圓を維持金に充つることゝし、上野彌平有地伊平外八名と年番町其の委員に任じて直ちに實行に着手した。

同年四月 社司公宅を建設した。青木氏斷絶後の神主公宅は長坂の左方に設けてあつたのを氏子の寄付を受けて現在の地に移したものである。

同年七月五日 國幣小社に列せらる。

祕別第三四號

長 崎 縣

縣社諏訪神社長崎縣肥前國

長崎鎮座

長崎市史地誌篇 諏訪神社

國幣小社に列せらる

社司公宅

祭神 健御名方大神  
八坂刀賣大神

右國幣小社に列せらるゝ旨仰出されたるに  
依り此旨相達す

明治廿八年七月十日

内務大臣子爵 野村 靖

七月十一日 社司中島廣行は當社宮司に同十七日立花照夫は禰宜に、堤利  
信伊藤新は主典に任せらる。翌八月七日昇格奉告祭を執行長崎縣知事大森鍾  
一勅使 水上書記官地方官として隨行として參向あり、奉送迎應接莊嚴を極めた、  
勅使は歸途當社大門口に於て萬歳を三唱一同唱和山岳も搖がんに許りであつた。  
此の時宮司中島廣行及び市長等の奉讀せし祝詞を次に掲げやう。此の時皇典講究所總代深堀  
神社々司三宅古城の祝詞があつたが此は紙面の都合により掲げず。

昇格祝詞

昇格奉告

掛卷母恐岐 昇格奉告  
諏訪神社乃大前爾宮司中島廣行恐美恐美母白左久  
天皇乃大命以氏長崎縣知事從四位勳四等大森鍾一乎御使止爲氏御社乎

國幣小社止定奉利氏齋祭良世給布賀故爾大前乎慎敬比御食波和稻荒稻  
爾御酒波甕上高知甕腹滿並氏鱒乃廣物鱒乃狹物與津藻菜邊津藻菜甘菜  
辛菜爾至留萬氏爾置足波志氏仕奉良志米給布事乎平良氣久安良氣久聞  
食世止恐美恐美母白須  
明治二十八年八月七日

昇格祝詞

掛卷毛畏岐天照皇大御神乃大詔爾豐芦原乃瑞穗乃國波萬千秋乃長五百  
秋爾至爾天吾子孫乃令知食閉吉國也登皇孫瓊々杵尊乎天孫乎天降志給  
比喜故禮御々世々乃  
天皇今爾至留爾天神地祇乎重久祭良世給比氏今年明治乃廿八年八月  
七日此禮乃大宮爾毛御使遣波志之天國幣小社爾進米舉介給比之波御杖  
代止之天奉仕宮司中島廣行等波申毛更也本土乃人々左古曾波嬉之久悅波  
之久思波米故禮今日波其大御祭毛終邊多禮波參集比多留人々登共爾大  
御世祝加比奉仕牟

天皇陛下 萬歳 三唱

長崎市史地誌編 諏訪神社

皇后陛下 萬歳 三唱

諏訪神社 萬歳 三唱

長崎市郷 萬歳

昇格祝詞

維れ年八月七日勅使參向諏訪神社昇格奉告の祭典を執行せらる謹んで按ずるに諏訪神社は健御名方大神八坂刀賣大神を崇め奉る所にして神徳の顯著なる市民の尊重する所なり曩に國幣小社に列せらる市民舉つて欣喜抃舞以て今日の式典を拜するに至る誠に本市の光榮と言ふべきなり不肖横山寅一郎恭しく本社御昇格を祝し奉ると云

明治二十八年八月七日

同年一月三十一日 湯立講社結集許可。

同年十月十五日—二十七日 大祭執行二十一日渡御二十三日還御越えて十一月一日より六日迄臨時昇格大祭を執行した。

同年十月二十九日 凱旋軍艦橋立より樂手廿六人來社東廻廊に於て十一月二日迄連日午後軍樂の奉納あり聴衆山をなした。

湯立講社

昇格祭

明治二十九年九月五日 昇格記念祭を執行した、此の日市中は各戸國旗を掲げ軒頭に點燈して祝意を表した。抑當社昇格問題は、明治五年縣社に列せられし時既に氏子中の問題となつて居たので坂本社司の時に既に其の内願を提出した事がある、中島廣行社司たるに及びては福宜立花照夫主として昇格請願に奔走し當地氏子中の有力者及び在東京長崎出身者なる野村宗十郎、西川忠亮、伊東巳代治等の盡力を得たもので當時氏子等の歡喜は一方ならぬものがあつた。

明治三十年一月 氏子中の協議に依り當社非常準備用として基金蓄積を計ることとなり先づ金五百圓を醸出し十八銀行に預け入ることとなつた。

同年同月十一日 英照皇太后崩、二月二日御大葬行はせらる、當社にては遙拜の式を舉げ吊旗奉掲のまゝ神務を執つた、御大葬當日は陰曆正月元日に當つて居たが日柄丈に當社へ市郷民の參拜する者が尠かつた。

同年二月十七日 豫て調製中であつた有栖川宮威仁親王殿下御染筆護國の額面出來につき今日祝詞殿に掲げた、額面は寫真に撮影の上宮家へ献上した。

同年九月三十日 當社に於て當社限りの禮部規則を制定其の筋の許可を得

英照皇太后崩

有栖川宮御染筆額面



維新に際し廣運館國學教授に任じ爾來國學研究、教授を以て國道の發揮に任じたもので、長崎市に於ける斯界の重鎮たるのみならず遠く盛名を海内に張つたものであつた。

立花照夫宮司  
に任ず

奉祝御結婚

同年三月三十一日 禰宜立花照夫宮司に任じ堤利信禰宜に補せられた。

同年五月十日 皇太子殿下御結婚奉祝祭執行、市民一同當社廻廊に會し祝宴を開いた。

電話開通

同年六月十日 電話開通五百五十七番。

大正天皇御參拜

明治三十三年十月二十六日 皇太子嘉仁親王殿下大正天皇九州行啓の途次當地御通過あらせられ有栖川宮威仁親王殿下御同伴、東官武官長男爵黒田久孝、東宮太夫侯爵中山孝麿、侍講本居豐頼他侍臣九尾、鍋島、有馬武官川畑、平賀侍醫片山、伊世伊瀬地第六師團長、鮫島佐世保鎮守府司令長官等を従へ服部長崎縣知事の御先導にて馬町口に御下車、當社へ參拜せさせ給ふ。此の日宮司立花照夫は殿下を馬町口に年番町各町總代は踊馬場に迎へ奉り祝詞殿にて御手水あらせ正殿神の一字額の下にて跪座拜禮あらせられ、有栖川宮殿下はその下段階下に、黒田東宮武官長は更に其の下段にて何れも拜禮、他の隨員は舞殿にて

ち奉る、殿下には御退出公園へ御通行あらせられた。

今左に當時當社の準備につき記載して見やう。

十月十八日 縣廳より殿下御參拜あらせらるゝやも計られざる旨の通知ありしを以て、十九日年番町を招集して準備に着手し年番町、各町總代等は當日禮服用踊馬場に奉迎することを協定した。

一、拜殿の正面と周圍に翠簾を垂れ、前面に紫縮緬、菊御紋幕、内に白縮緬緋三社御紋幕を張り前面兩側に五色の絹三種の神器を取附けたる眞榊を建つ。

一、大門に大國旗申立間半長貳間半立花宮を交叉し菊御紋の幕を張り三社神紋綾地織出の幌を掛け中門も同様但國旗無し廻廊は前面周圍とも残らず幕を張り廻す。

一、爐柏町口二ノ鳥居に注連飾りを爲し、踊馬場まで砂を敷き踊馬場大門中門を経て拜殿舞殿本殿檜縁まで一枚通り新鮮なる眞菰を敷き詰め、尙ほ拜殿前より公園入口まで同様一枚通りの眞菰を敷き詰む。眞菰は時機によりて之を敷かざることあり。



馬町口より二ノ鳥居までは市より砂を敷けり。

一、青銅鳥居前、長坂下、中門下、拜殿前の各所に盛砂、長坂下、中門下に長ゆふを取付けたる大真榊を樹つ。

一、社務所には紫縮緬、三社神紋幕、内部に倭錦雲形の幕を張り、床に有栖川宮威仁親王殿下御染筆護國の軸を掛け傍に能用の蜀江錦裝束、翁尉の面を陳列し次の間に當地有志の生花八臺を飾り附く。

一、御玉串案は正殿檜縁の上に假案は祝詞殿に御手水は祝詞殿上り口に、供奉員用としては拜殿檜縁に之を設けた。

斯くて當日は

第一撃柝十午前九時 祝詞殿にて祓式を行ひ本殿以下御通路筋を祓ひ

第二撃柝十三午前十時 社内人員不殘退去

第三撃柝十五午前十時半 奉迎の位置に就く宮司、青銅鳥居、彌宜以下社務所整列、年番町各町總代、馬場東側

而して殿下は二十七日午前七時四十分長崎驛より御發車遊ばされた。

同年十一月廿一日 皇太子、皇族殿下御拜座及び奏任官拜座木札を正殿以下の殿内に据附けた。

神事延期

明治三十四年十月廿七日 此の年虎列拉病流行の爲め神事延期せられ本月廿一日事始神事本日渡御暴風の爲め三十一日還幸あり。

明治三十六年五月二十一日 當社主典澁江亘を講師とし市内各社神職を當社務所に會せしめ祭式講習、二十五日に至りて終了した。二十六日會員一同淵神社に集合實地演習を行つた。

日露國交斷絶

明治三十七年二月六日 日露國交斷絶し之より出征軍人日夜に相踵ぐ。當社では朝夕の二回に亘りて皇軍大勝、將卒安全の祈願を籠むることとなり爾來職員は晝夜交代して社務所に詰むることゝなつた。

同年同月廿三日 午前九時 勅使 知事荒川義太郎參向あり戰勝祈願祭を奉仕。  
同年五月十六日 拜殿廻廊、正殿周圍玉垣屋根葺替明治十七年七月新築なり 工事始る。

同年 神事は日露戰爭中であるので其の奉仕につき氏子中に種々の議論が行はれて居たが遂に一ヶ月を延期の上十一月一日より十三日迄に舉行せられた。

神籤成る

明治三十九年一月廿八日 初めて神籤を設備した。是より先きその備へ附けを希望する者が多かつたけれ共、當社に於ては事苟も人身の上に係り幽理

測り知る可からざるものがあるので決行を差し控へて居たが、日露戦役後参拜者俄に増加し希望者の懇望黙し難いので立花宮司は澁江主典に命じて箱崎宮、多賀宮及び金刀比羅神社の箋符に依りて神籤十二番を定めしめた。主典即ち八卦九星を推考して吉凶を卜定したので宮司は神籤の成れるを奉奏して印刷に付し本日より公表したのであつた。

祖靈社合祀  
各殿改葺

皇太子幣帛料  
を獻じ給ふ

同年九月二十三日 當市出身者にして日露戦歿者靈位を祖靈社に合祀した  
明治四十年九月 祝詞殿、舞殿、拜殿、中門、左右透塀、大門、總廻廊は  
明治初年の建築で其の後風害に際し局部の修繕を行つて居たが、近年屋根の腐朽の甚だしいので即ち全部の改葺工事を起し本月二十九日に至り落成した  
經費約六千圓其の一部は豫備資金より支出し大部分は氏子の寄付によつた。  
明治四十年十月廿五日 皇太子嘉仁親王殿下當市水産共進會行啓あらせられ東宮侍従を御使者として幣帛料を獻せさせられた。  
明治四十二年四月四日 立花宮司、年番町及び神輿丁奉仕郷なる木場岩原兩町老人立合協議の上向後兩町交代に二社神輿を奉昇することゝなつた。  
明治四十三年十二月十二日 諏訪公園内村社東照宮神社を當社の飛地境内

東照宮を飛地  
末社とす

末社に編入された。同社は幕府時代には安禪寺の奉祀する所で長崎奉行及び市民の尊崇篤く社殿輪奐中々に莊嚴を極めて居たが、幕府倒れし後は支持者を失ひて社殿腐蝕し明治三十一年頃正殿のみを改築したるまゝ自餘の諸殿は造營の力無くて工事を中止した、夫れで社掌高木忠忱(長崎時代官)は到底獨立維持の見込がないので、寧ろ諏訪神社の末社としてその維持を永遠ならしむるに如かずとして信徒協議の末其の筋の許可を得て當社末社に附したのであつた。

社務所新設

本木昌造贈位  
祭

明治四十四年八月一日 當社社務所は狹隘に過ぎ不便多き爲め、新築の議を決して去る三十二年八月十一日附出願三十三年六月十二日を以て許可せられたが、宮司卒去立花宮司繼職につき種々の問題を生じ剩へ時局の影響によりて即時着手に至らず漸く昨四十二年より神池前の神饌殿を酒田恒山碑の北部に移して敷地を擴張修造し尋いて建築に着手し本日を以て落成したので犬塚知事北川市長以下官公吏當社評議員以下列席落成式を舉行了た。  
同年同月二十三日 當市出身で我が國活版術の元祖たる本木昌造に對し曩日御贈位の恩命が下つたので當地在住關係者の發起により本日その贈位靈祭

明治天皇崩御

を當社々務所に舉行した。

同年五月二十五日 正殿大門中門等の屋根修繕本日完了した。

同年七月二十日 聖上御不豫の報宮内省より發せられたので、當社に於ては直ちに御平癒祈願を奉仕すると共に市内各神社神職に對し通告する所があつた。是より年番町、評議員等參列して日々御平癒祈願祭を執行し市民は勿論在郷軍人會員、醫學専門學校、高等商業學校、市内各學校學生生徒等日夕社頭に拜跪して其の御快復を祈り奉つたが、其の驗無く遂に同月三十日午前零時四十分を以て崩御あらせられたので當社に於ては社務所床間に遙拜所御聖影奉安、神籬を立て注連引廻らしを設けて各御十日祭を奉仕し九月十三日御大葬に際しては遙拜式を舉行した。

御踐祚改元奉告祭

同年八月十五日 御踐祚及び改元奉告祭を行つた。

神事踊中止

同年十月七日 神輿大波止渡御、九日還御滞り無く終了、但諒閣中であるので神事踊の奉納は見合はすることに協定された。

御平癒祈願

大正二年五月二十三日 聖上御惱の報發せられたので當社に於ては直ちに御快癒祈願を奉仕する事十六日、六月八日に至り御平癒の吉報を得たので六

御一年祭

月十五日長崎縣知事李家隆介内務部長岡田忠彦以下官民參列社頭に於て聖壽萬歳奉祝祭を執行した。

同年七月三十日 明治天皇御一年祭奉仕。

同年九月十九日 正殿屋根裏修理工事（九月一日着手）が落成した。

徳川慶喜薨

同年同月三十日 従一位公尊徳川慶喜薨去の報あり、當社にては東照宮境内に遙拜所を設け舊幕關係の人士を會して本日葬送の時間に於て遙拜を行つた。蓋し當地が徳川氏に負ふ所のものを誼れざるが爲めである。

閑院宮御參拜

同年十二月一日 午後二時四十分閑院宮載仁親王殿下當社へ參拜あらせられた。殿下は本日軍艦霧島進水式に御名代として台臨あらせられた序を以て海軍大臣齋藤實長崎縣知事李家隆介以下を隨へさせられ諏訪公園口より當社へ臨ませられ社務所御小憩能面其の他台覽に供す後御參拜御玉串捧献、幣帛料御献備の後總門口より御退出あらせられた。此の日當社では當社評議員、年番町等を召集して御參拜の準備を整へ奉送迎に努めた

森崎大祭日改定

殿下は翌二日午前十一時三十分發汽車にて御出發  
大正三年四月 森崎大神祭禮を四月七、八、九の三日に執行することとし今年より之を實行した。従來は五日より十一日に亘りて祭典を行つたもので

昭憲皇太后崩

あつた。

同年四月七日 皇太后陛下御不豫の報あり当社では直ちに御平癒祈願を奉仕して御回復を祈誓し奉つたが遂に九日崩御あらせられた、越えて五月廿四日御大葬執り行はせられ長崎市に於ては同時刻を以て諏訪公園丸馬場に於て遙拜式舉行につき、当社宮司以下參場祭式を行つた。

宣戰奉告

同年八月三十一日 午前八時獨逸國に對し宣戰奉告の爲め勅使李家長崎縣知事は隨員二名を隨へ警部二名護衛て当社に參拜、同九時第十八師團長神尾光臣は青島攻略の爲め出征につき幕僚を從へて參拜したので当社に於ては戰勝祈願の祭典を舉行した。

神尾將軍參拜

同年同月八日 青島出征大村第二十三旅團は旅團長堀内文次郎少將に引率せられて本日凱旋當港外に着し、女神より上陸入市し全部隊当社に參拜したので、当社に於てはその無事凱旋を祝し全兵員に對し神酒を賜ふた。此の日長崎市は出島に於て全凱旋の歓迎會を開き、夜は市民の提灯行列が催された。越えて翌々十日鶴見歩兵第四十六聯隊長はその第三大隊を率ゐて當港着當社へ參拜、市歡迎前日の如し。

出征軍凱旋

總門屋根替

同年同月 總門屋根近來著しく腐朽を加へて居るので大修繕を施した經費金貳千五百參拾八圓その過半は氏子の寄付によつた。

宮内省及竹田宮家より御下賜金

大正四年一月廿四日 正殿修理費の内として思召を以て金貳百圓下賜せらるゝの旨宮内省より通知があつた。越えて二月五日竹田宮殿下より金貳拾五圓御寄付あらせられた。

正殿修理

同年二月十七日 正殿屋根葺替工事明日より着手につき本日午後八時假遷宮を行つた。四月廿七日工事の經費に充つる爲め金壹千圓を共有金より支出する旨指令に接した。五月二十九日工事竣成につき李家長崎縣知事參向午後九時正遷宮奉仕十時半式全く終了した。此の日神事には市内各社神職の補助を求め評議員年番町出社、踊馬場に燎火を設け總廻廊には總町奉納提灯を點じ頗る盛儀であつた。

昭憲皇太后御一年祭

同年四月十一日 午前十時より丸馬場に於て長崎市主催 昭憲皇太后御一年遙拜式舉行につき宮司以下列式司祭した。

同年五月十八日 縣教育課長金澤正雄は屬官を從へて來社當社備品庶務會計に涉りて詳細の調査を行つた。爾來毎年此の事あり。

陸海軍記念日

同年同月廿三日 長崎市在郷軍人會主催招魂祭を諏訪公園丸馬場に舉行につき宮司以下出席司祭。此の頃より三月十一日陸軍記念日、五月廿七日海軍記念日等に於て其の會員等は或は丸馬場に或は當社齋庭に於て勅諭奉讀、宮城遙拜式等を舉行今日に至りてはするるので當社職員は時に或は司祭を爲し時に神酒を頒ち以て今日に及んで居る。

同年五月廿九日 青島殘留部歩兵第四十六聯隊第一大隊 同五十五聯隊第一大隊凱旋本日當地上陸當社に參拜したので一同に對し神酒を賜ふた。

同年六月十一日 長崎縣神職顧問會を當社務所に開催し、李家長崎縣知事岩井内務部長、高崎長崎市長以下各郡市長全部正式參拜後會議に列した。

因に全國神職會長崎支會や、祭式講習會の如きは毎年定期或は臨時に社務所に於て行はるゝのであるが是等は省略して一々に記載せず。

同月廿四日 社務所前に石板石揭示臺を新設した、浦五島町稻松松之助の寄付による。

同年七月四日 當社總門廻廊休憩場營業人太島藤作同福市を撤去せしめた、休憩場は先年之を撤去せしめたが其の切願により止むなく之を許可して居たが

此の日より絶對に其の廢止を實行したものである。

同年九月十七日 午前十時東照宮三百年祭を執行し、李家知事以下縣市官公吏及び氏子等の參拜が多かつた。

同年十月七日 神事奉納踊半に至り降雨累りに至りしも雨中踊奉納を了したが天候尙ほ險惡なる爲め遂に渡御は九日に延期せられた、然るに十一日還御に際し又々雨降り出したけれども既に奉納踊終了諸準備成れる爲め雨中還御あり。

同年十一月十日 大正天皇御即位式當日祭を奉仕した。此の日長崎市に於ては諏訪公園丸馬場に於て市民一般の奉祝の儀が行はれた。長坂の下踊馬場には在郷軍人全部集合し午後三時廿五分第一號砲日南山より發せられ市民一齊戶外に整列、第二砲三時三十分により萬歳三唱、天地も震動するの勢であつた。十四日午前九時大嘗祭執行勅使岩井内務部長知事上京不在中につき代理當社に參向。十六日は大饗第一日の儀ありて縣廳にて賜饗につき立花宮司以下參列此の日長崎市祝賀會亦公園内丸馬場に行はれ、神事踊や各町俄踊續出し市中は鼎の湧くが如き様であつた。

神事

御即位奉祝

昇格祭

此の日 當社が國幣中社に昇格の旨發表せられた。  
同年同月十九日―二十一日 國幣中社御昇格奉告臨時大祭を執行した。  
此の中間日各町丸山、密合町先頭より踊奉納雨天の爲め當社のみ奉納あり、社頭  
は粧飾献燈例の如く青銅鳥居より踊馬場に至る間市内各町郷旗を立並べ市内  
は晝間國旗夜間は軒燈を點じて一時の美觀を呈した。式中市内六十歳以上の  
氏子二千八百七十九名を社頭に集合せしめて清祓執行神饌下賜の儀を行ひ、  
且雨中を冒して餅撒あり二十一日終了した。

昇格奉告祭

大正五年三月十日 御昇格奉告の爲め午前九時三十分勅使李家長崎縣知事  
參向、行列前導 神職左右警部兩人、御幣物辛欄 祭儀滞り無く終了した。此の日縣市立  
は馬町より當社前左右に並列し年番町、踊町、各町 越えて四月五日より奉祝祭典を舉  
總代等は踊馬場の東西に在りて勅使を送迎した。  
行し九日に至りて終つた。即ち五日事始神事、六日清祓、七日大御饌供進、  
八日壽詞、九日直會神事である。此の間各町より踊奉納あり參拜者多く一時  
の神事氣分を醸成した。

立太子禮祭執行

同年十一月三日 本日宮中に於て立太子禮式行はせらるゝにより當社に於  
ては午前八時立太子禮當日祭を執行。

青木賢清贈位

同年同月 五日長崎市小學校職員會の發企により東照宮社前右側に郷土先  
賢碑の除幕式が行はれた。  
大正六年一月十七日 當社再興者で初代の宮司なる青木賢清は其の功績を  
追賞せられ昨五年十二月正五位を贈られたが本日當社宮司は遺族に代りて長  
崎縣廳に於て位記を拜受し、三月十七日當社々務所に於て贈位奉告祭を奉仕  
した。越えて翌七年九月十二日氏子等相謀りその贈位記念碑を諏訪公園 社務  
所の後方に建てた。

大正八年二月廿五日 和蘭皇族サゴナリス當社參拜。

同年十一月五日 和蘭國全權公使アスベック來社芳名錄に署名して退社、  
公使は和蘭史蹟調査の爲め來崎せしものでこの日縣立長崎圖書館に於て長崎  
史談會の歡迎會あり同館に於て史料を展覽した。

大正九年一月二十日 當社宮司立花照夫は勳績顯著なるを以て全國百七拾  
餘の官國幣社宮司中より選ばれて勅任官待遇の恩命に接した。因に此の時の  
勅任待遇を賜はりしもの七人であつた。

同年二月十日 東伏見宮依仁親王殿下御來崎、御玉串料として金三千疋奉

宮司勅任待遇を賜ふ

蘭國公使アスベック來社

納あらせられた。

皇太子殿下御  
参拜

同年四月二日 皇太子裕仁親王殿下当社御参拜あらせらる。

左に當時当社に於ける奉送迎其の他に關する概要を記して見やう

御社参の奉送  
迎準備

御本殿外陣を開きて御簾を掛け、拜殿と舞殿とは菊御紋章附紫縮緬、大門横廻廊及び中門横廻廊には五郎丸幕、社務所玄關には紫縮緬幕を張る。

祝詞殿皇族拜座に八足を置き玉串立臺を設け、祝詞殿向つて左に御玉串假案を舞殿右方に祓串を、拜殿前石階段を昇りたる左方に御手水の用意をなす。

御拜座より拜殿まで白木綿五反を一線に敷き連ね、拜殿中央に菊御紋章入紅白の御旗二旒を、其の入口の兩側に五色絹を備へ更に入口中央に荒薦を敷き其の上に御手水器並に御手拭きの淨紙を用意し傍に御椅子一脚を設く。

拜殿前階下兩側に盛砂を設け更にこゝより大門まで敷砂を施す。

社務所には座敷を御休憩所に充て床の間には有栖川宮威仁親王殿下御筆護國の軸を掛け床脇には蜀江錦能衣裳と尉と姥との兩面を飾り、絨毯を敷きテーブルを置きて椅子を添へ左方に更に椅子六脚を連ね置く、御茶器、御菓子カステラの用意をなす。

平和克復奉告  
祭

此の日禰宜狩衣馬町大門に御出迎御先導、踊馬場東側に年番町、評議員等奉迎大門口に宮司奉迎是より禰宜に代り先導、殿下は御手水の後御修祓を受けさせられ御身殿祝詞座にて宮司の捧ぐる玉串を受けさせられ拜座に進み御拜禮の後御降殿御小憩の後御歸還、御小憩中幣帛料の御下賜あり当社より當社略記壹冊、錦護符一体、繪葉書一組を献上し御歸還に際しては公園口まで職員一同御見送申し上げ、斯くて宮司は御旅館に奉伺御禮言上退下した。

同年七月廿四日 午前九時勅使長崎縣知事渡邊勝三郎参向之上日獨間平和克復奉告祭を奉仕。

同年七月廿六日 東廻廊前石玉垣、長坂側石垣の改築落成。

皇太子御歸朝

大正十年九月三日 歐洲御巡遊中 三月三日御渡歐であつた皇太子殿下本日午前九時無事御歸朝横濱御着あらせらるゝので当社に於ては其の時刻を以て御歸朝祝賀奉告祭を奉仕した。

攝政御就任奉  
告祭

同年十二月十五日午前十時 皇太子殿下攝政御就任奉告祭奉仕。  
大正十一年五月廿七日 手水舎銅屋根改修工事終了。

御十年祭

同年七月三十日 明治天皇御十年祭遙拜祭が丸馬場に於て長崎市に依りて奉仕せらるゝので當社宮司以下參列司祭。

立花宮司卒

同年十月十日曉 宮司正六位勳六等立花照夫卒す年六拾八、當社奉仕參拾七ケ年、朝廷時に位勳を進め從五位に叙し旭日單光章を賜ふた。越えて十八日氏子葬を以て葬儀を営まれたが此の日午前 勅使宮司邸に臨みて幣帛紅白絹二疋を下賜せられた。十二月廿四日祖靈社へ合祀。

北白川宮御平  
應祈願

大正十二年四月五日 目下佛國御遊學中なる 北白川宮、朝香宮御夫妻御負傷の報至りし爲め、當社にては直ちにその御平安祈願祭を執行した。

加藤宮司着任

同年四月三十日 新任宮司加藤七郎着任 六月一日皇典講究分所長、同十二日長崎縣官國幣社神職試験委員並社司社掌試験委員に任ぜらる。以上は當社宮司の兼職である。

三百年記念祭

同年五月五日 當社再興三百年記念祭を執行した。本日事始神事長崎縣知事平塚廣義參拜六日清祓社務所に於て祭客あり七日大御饌供進 市内七十才以上の人々を招待して清祓の後神酒を賜ふ。 此の日氏子主催にて福宜伊藤新 參拾參ヶ年 主典澁江亘 貳拾年の勤績表彰式を 社務所に舉行八日壽詞 此の日丸馬場にて餅饗、九日直會神事 此の日祖靈社にて公文九郎左衛門青木賢清慰靈祭が奉仕され、丸馬場にて終了したが此の間市内各町はその町旗を社頭に等に俄爾相撲等の餘興あり

小學兒童成績  
品陳列

樹て市内は晝間は國旗掲揚、夜間は軒燈を點じ中には三百年記念賣出を行ふ店舗もあり折しも長崎市が上海との間に日支連絡船着發地に指定せられたる祝賀會の催さるゝと相重複し市内は恰も鼎沸の状態であつた。

同年同月廿九日 當社參集所に市内小學校兒童の成績品を陳列することゝなり本日勝山小學校より出陳した。爾來交代に陳列して居る。

同年七月十七日 長坂中央に一條の鐵柵を設けられた。參拜者交通整理の爲めである。

同年七月廿二日 長崎市神職支會の主催にて當社廻廊參集所に於て祭式講習會が開催講師は皇典講究所平岡講師せられて廿四日終了。

圖書閱覽室新  
設

同年八月廿日 中門左側廻廊の一部を改造して圖書閱覽室に充て本社所藏圖書を一般人に閱覽せしむることゝした。

帝都大震災災

同年九月二日 關東地方特に東京市附近大震災あり死者十餘萬の報あり、當社にては直ちに宮中安全祈願祭を奉仕し直ちに宮内省へ宛天機を奉伺した。

同月二十三日 市内神職及び神道各教會主催を以て諏訪神社丸馬場に於て關東地方震災死亡者慰靈祭が午後一時より執行せられ當社宮司加藤七郎齋主官民



來會し頗る盛儀であつた。

同年同月廿九日 三百年記念花崗石鳥居 費金五千六百圓 本日本建設に着手し十月三日落成、十一月七日落成奉告祭を執行した。

同年十月十一日 神輿本日還御あり、九日雨天にて延引當年は去月關東地方大震火災ありし爲め當社氏子總代會に於て協議の結果、神事踊を停止し神輿渡御のみ之を奉仕することゝなつた。然るに新大工町徳永愛次郎外廿四名は個人として踊奉納方を願出でたので當社では長崎警察署長の諒解を得て之を許可し徳永等は十一日大波止御旅所及び當社踊馬場に於て川船の踊を奉納した。

同年十月二十七日 長坂兩側に櫻樹拾本高參間 楨貳本以上代價百五十圓を植附けた。

大正十三年一月十七日 關東地方地震の報があつたので當社より沼津御用邸、徳川侍従長、大森皇后宮太夫、東宮御所珍田東宮太夫へ宛て天機奉伺執奏及び言上方につき依頼狀を發した。

同年一月廿六日 午前九時攝政宮殿下御成婚奉告祭を奉仕した。

同年二月九日 禰宜伊藤新退職、新は明治二十四年以來勤績三十四ヶ年先

天機奉伺

御成婚奉告祭

般病を以て退職したものである。越えて三月八日主典澁江亘禰宜に補せられた。

同年二月廿六日 御成婚記念の爲め當社務所上手に樟苗百五十本を植え附くることゝなり長崎縣技師二名來社植附を了した。

同年三月十四日 宮司加藤七郎官幣大社大和神社宮司に轉じ三月廿五日發同社宮司吉川頼易當社宮司に三月廿二日齋補せられた。

同年五月一日 從來上西山町との間に契約せられたる神事中棧敷架設料に關する件を破毀し本年より架設料金を五百圓とし九月廿日に納入せしむることゝなつた。

同年五月六日 午後二時二十分高松宮宣仁親王殿下侍従武官を從へて御參拜あらせられた。宮殿下は海軍兵學校學生の資格を以て軍艦球磨に乗組ませ鹿兒島より海路當日御着崎被爲遊たるものであつた、當社に於ては四月廿八日附を以て皇子傳育官長より殿下御參拜の旨を通知せられてあつたので大正九年皇太子御參拜の時と同じき用意を整へ奉送迎申し上げた。

同年六月十二日 登廊下屋根修理成る。五月廿一日齋手

宮司交迭

棧敷架設料

高松宮宣仁親王御社參

山階宮武彦王御參拜

同年六月十五日 午前八時半軍艦日向御乗組山階宮武彦王殿下當社御參拜あり、社内準備高松宮殿下御社參の時に同じ。

此の時第一艦隊三十六隻入港一時の偉觀を呈した十六日乗組員の參拜三々五々絶え間なく夜に入りて公園内丸馬場に於て軍樂隊の演奏參觀者附近に溢れ午後十時閉會中々の賑であつた。

國威宣揚祈願祭

同年七月一日 午前十時國威宣揚祈願祭を奉仕した。此の祭儀は全國官國幣社府縣社以下一齊に奉仕することとなつたので各社共中祭に準じて行つた。

兩殿下寫眞奉納

此の日大坂朝日新聞社は御成婚記念として兩殿下御寫眞一葉を奉納した。

公休暇

同年七月二十五日 當社職員に對し毎年七月二十一日以降に於て便宜二十日の休暇を付與する旨其の筋の通牒があつた。

新舊知事參拜

同年同月二十九日 新任知事富永鴻新任奉告の爲め午前八時半、退任知事堀内秀太郎は同十一時告別の爲め參拜。新舊知事參拜は歴代の慣例なり、今一例として掲ぐ、

彌樂舞を奏す

同年九月廿九日 材木町山口喜智朗大震災除災奉謝の爲め雅樂用太鼓壹具を奉納した。

同年十月九日 神幸滞りなく終了した。今年より吉川宮司の發意により彌樂舞を奉納することゝし去る八月十二日主典渡邊市兵衛松本慎次の兩名を奈

立花宮司記念碑

良縣に出張講習せしめ歸來其の技を巫女に傳へしめ本月一日より新調の裝束を纏はしめて神前舞を奏せしめた。

同年二月十五日 昨年來前宮司立花照夫の記念碑建設費金八百餘圓の議あり即ち氏子總代會の決議を経て内務省の許可を得一月二十一日着手し、昨日落成したので本日祖靈社に於て其の祭典を舉行し嗣子照彦縣市官公吏及び各町總代二百餘名列席し除幕式を舉げた。表題は故宮司の親友たる伯爵伊東巳代治、碑文は同人竹馬の友たる京都稻荷神社宮司高山昇の撰する處である。

秩父宮雍仁親王御參拜

同年二月廿二日 秩父宮雍仁親王殿下本日午前七時三十分御參拜あらせられた、殿下は中國九州方面御巡歴の御途中廿一日御來崎上野屋御宿泊、三菱造船所御巡覽尋いて稻佐山に御登攀あらせられ本日御社參遊されたものである。社内の準備 拜殿以下中門長坂等の通路は全部之を洗ひ清め富永知事等の下檢分あり 奉送迎等は高松宮御參拜の時と同じ。

同年三月十日 松丘神社屋根腐朽につき應急修理を行つた。

同年同月二十日 男爵内海勝二は亡父忠勝長崎縣令在任中の事績取調の爲め來社した。

伏見宮博信王  
御参拜

同年四月十六日 海軍兵學校御在學中なる伏見宮博信王殿下は軍艦矢矧御乗組昨十五日午後六時御入港の處、本日午後縣立長崎圖書館より諏訪公園を經て當社御参拜あらせられた。御参拜の準備其の他は高松宮御社参の時と同じき故茲には之を略する。

御銀婚式奉祝

同年四月十七日 福宜澁江亘退職海老沼唯當社福宜に任せられた。

同年同月十日午前九時 兩陛下銀婚式奉祝祭を執行し式後市内九十才以上の高齢者を當社に参拜せしめ清祓を行つた。此の日に郷軍人會長崎聯合會に於ては秩父宮殿下御渡歐御安泰祈願祭を行ふあり、市内各學校生徒団体の参拜者多く大門廻廊には正風會の生花陳列ありて境内頗る雜沓した。

伏見宮博義王  
御参拜

同年同月十日 伏見宮博義王殿下御参拜あらせられた。御準備御送迎等高松宮殿下御参拜の時と同じ。

同年七月四日 宮内省より御下賜相成りたる「神なからの道」一冊長崎縣廳に於て宮司へ傳達せられた。

境内調査

同年八月十二日 内務省技師角南隆來社、當社境内建物を調査し午前六時より年番町及び市内神職の爲めに「市街地に於ける神社」なる題目を掲げて

御旅所神座地  
新設

講演を試みた。

同年同月廿四日 大波止御旅所清淨地建設地鎮祭を行つた。是は當年一月十日當社評議員及び年番町新年清祓式後柴田某の發意せしもので御神座に該當する位置を清淨ならしめんが爲めに清坦を建設せんが爲めである。基礎工事は九月廿五日、玉垣は十二月十三日に完成したので奉賽祭を九月廿五日に全部の落成奉告祭を十二月十九日に奉仕した。

木活字奉納

同年同月廿八日 本邦活版印刷の鼻祖本木昌造の使用せし木活字入三箱を所持者喜多璋太郎より當社へ献納した。

本木昌造五十  
年祭

同年九月三日 午後四時高見松太郎の主催にて祖靈社に於て本木昌造五十年祭を執行したが長崎縣知事富永鴻、長崎市長錦織幹、市内新聞代表者、則元由庸大坂毎日新聞社長本山彦一、崎友會幹事工學博士巨智部忠承、長崎縣人會長、東京築地活版所長、長崎印刷業組合代表者等の祝文あり來賓堂に満ち頗る盛會であつた。

同年九月十五日 當社全廻廊屋根葺替檜皮葺を銅板葺とす修繕につき共通營繕金下付の儀を内務省へ申請して居たが、本日金壹萬圓を下付する旨の通知に

御安産御祈願

接した。

同年十一月十三日 午前十時皇太子妃殿下御安産御祈願祭を奉仕す、東宮御所珍田東宮太夫宛御錦守を奉献した。越えて十二月六日皇女御安産あらせられたので、東宮職宛賀状を奉呈した。此の日市内は山岳も搖がん許りの祝筈、萬歳の聲を以て埋められた、越えて十二日午前十時御生誕奉告祭を執行したが、全市小學児童は玉園山に集合し錦織市長の發聲で萬歳を三唱し、市主催奉祝會丸馬場に催され萬歳の氣分市内に溢れて居た。

山階宮萩麿王御参拜

同年十二月十三日 海軍兵學校生徒として軍艦矢矧御乗組の山階宮萩麿王殿下は本日午後一時半當社へ御参拜あらせられた。御拜準備奉送迎等高松宮御参拜の時に同じ。

山階宮御参拜

大正十五年四月廿五日 内務事務官足立收來社、廻廊及び神儀所工事を檢分し且庶務會計事務を調査して歸東した。

同年同月廿九日 山階宮萩麿王殿下本日非公式御参拜あらせられた。

同年同月三十日 飛地御末社屋根葺替の爲め曩に御遷座中であつた稻荷大神の御神靈を本日復遷し奉つた。

總廻廊葺替

同年五月一日 神儀所新築及び舊神儀所は賣却す總廻廊屋根銅板葺替工事落成奉告祭を執行した。

宮司交迭

同年五月十三日 宮司吉川頼易大阪官幣大社生國魂神社宮司に轉任 五月二十一日海路出發愛知縣神部支署阿知和安産當社宮司に補 五月廿九日蒞せられた。

職員室模様替

同年六月十六日 職員室に充つる爲め西廻廊階上改造中であつたが本日竣工した。又本日御炊屋廢棄方申請中の處許可指令に接した。

同年七月廿四日午後九時四十分 正殿後方なる栴檀の老樹倒壊して正殿屋根に六ヶ箇所の破損を生せしめた。

御登列奉告祭

同年十月卅一日 長慶天皇皇代御登列奉告祭を奉仕した。

朝香宮鳩彦王久邇宮邦彦王御参拜

同年同月十四日午前十時 朝香宮鳩彦王殿下内務部長の御先導にて當社へ御参拜あらせらる、奉送迎前記各殿下の時に同じ。

同年同月二十一日午後二時 久邇宮邦彦王殿下は大村御附武官富永知事以下を従へ御参拜あせられた。奉送迎前記各宮の時に同じ。

此の日 熊本幼年學校生徒約百名同校教授香村茂富に引率せられて参拜した。

聖上御不豫御  
平癒祈願

同年同月二十六日 聖上御惱御平癒祈願祭を奉仕す。爾來陛下御快復祈願を籠めて單獨社頭に拜跪するもの、団体として參拜祈誓するもの且昏絶ゆることがないので當社は爲めに遙拜祈願所を東廻廊に設け、且祝詞殿を開放して一般の拜禮を容易ならしめた。

同年十二月七日 去月廿七日より執行したる御平癒祈願祭に參列し或は祈願祭を奉仕したる各學校各団体各個人の名簿と御平癒祈願の神符とを奉持し皇后職を経て献上すべく禰宜海老沼唯は本日午後當地を出發した。而して海老沼禰宜は同九日葉山御用邸に伺候し大森皇后宮太夫に面謁して、執奏方を請ふた所が御満足あらせられ酒肴料一萬疋御菓子一折を下賜せられた。

同年十二月十九日 當社に於ては聖上連日の御惱御看病の皇后陛下、攝政宮、同妃殿下の御疲勞あらせられんことを畏み本日その御健康御祈願祭を奉仕した。

御踐祚奉告祭

同年十二月廿五日 午前一時廿五分 聖上陛下遂に御崩御あらせられし旨宮内省より發表せられた。噫哀しとも哀し 聖上崩御と同時に 皇太子殿下御踐祚あらせられ昭和と改元さる。當社に於ては午前十一時先帝御崩御並に

遙拜

境内地の境界  
を劃す

御二十日祭

天皇御踐祚奉告祭を行ひ本日より毎日大行天皇遙拜祭執行毎朝遙拜所に御食及び御酒を献備することとした、是より後遙拜所につき遙拜奉悼の市民毎日社頭に群を成した。

同月二十七日 式部職宛左の通り奉伺

大喪につき謹奉伺天機 宮内大臣宛

大喪につき謹奉伺御機嫌 皇后職及皇太后職

謹奉賀御踐祚 式部職宛

昭和二年一月八日 大門東廻廊に設けたる 大行天皇遙拜所は之を撤去し來る御二十日祭まで拜殿横に於て遙拜式執行のこととした。

同年一月九日 當社々務所上手なる當社境内の諏訪公園と接壤せる地に木柵を建て、鐵條網を設け以て境内の清淨を保ち植林を試みた。蓋從來は之を開放してあつた爲め頗る社地の威嚴を損せし點があつたからである。

同年一月十三日 午後七時氏子年番町主催により大行天皇御二十日祭を東廻廊内に執行した、此の夕市内各中小學校各種団体等數萬人の參拜者があつた。

御大葬

同年二月二日 御踐祚後朝見の儀に於て御下賜ありたる勅語謄本、勅語及び總理大臣謹話壹冊本日午後縣廳より送達。

同年二月七日 此の日大行天皇の御葬儀が行はせらるゝので、その時刻なる午後十一時長崎市主催にて御大葬遙拜式を諏訪公園丸馬場に舉行せられた、當社より宮司御大葬參列の爲め上京中なるを以て海老沼彌宜以下出向祭儀を司つた。此の日雪積ること五六寸寒風飢を刺す午後五時長崎紡績會社、午後九時半縣立女子師範學校、同十一時長崎縣廳及び長崎高等商業學校の各所に於ける遙拜式には當社職員參向司祭した。

御百日祭

同年四月三日 本年年番町主催にて大正天皇御百日祭を執行。

宮司豫撰の光榮に浴す

同年四月八日 本年年頭に行はせらるべき御歌會は御大喪中に付き御延期中であつたが本日宮中に於て御舉行あらせられた。その御選歌中當社阿知和宮司詠進の和歌豫選の光榮に浴せる旨の報があつた。即ち左の如し

海上風靜

風のなきしるしの旗のあけられてあまつ船出のおほき朝かな

同年同月廿九日 午前十時住吉大祭を執行、當日は晝夜に亘り參拜者雲集

御安産御祈願

し雜沓甚だしいので、當社にては之を緩和せしむべく從來拜殿入口の左右のみに設けた茅の輪を更に正殿兩腋門及び稻荷社鳥居の三箇所に増設し、且正殿廻拜者の爲めに年番町より提灯數十個を正殿の周圍に點じた。而して今下町は恒例により長坂に點燈すること今古替りは無い。

此の祭期間竹田社中 大門左右廻廊 西社中 東手廻廊 坂田社中 中村社中 中門廻廊 東側等より生花の奉納あり、大中門其他の幔幕幌等は何れも新調奉納に係り社頭頗る美觀を呈して居た。

同年同月十五日 皇后陛下御安産御祈願祭を奉仕した。此の日市内各町よりの參拜者には祝詞殿に昇殿を許可し神酒を賜ふた。

同年九月十日 午前四時四十二分内親王御誕生あらせられたので、同十六日年番町評議員列席の上奉祝祭を執行したが市内中小學校生徒の參拜するもの數萬名を數へた。

本日より本縣神職會夏期講習會が當社々務所に於て行はるゝ事となり本日の始業式 佐藤學務部長挨拶が行はれた。九月三日閉會。

同年九月十三日 此の日午前暴風雨襲來して稻荷神社境内の大楠大樫數本

末社稻荷社改築

を吹倒して稻荷神社々殿及び、生垣を倒壊せしめ樹梢は祖靈社を侵し、又社務所裏手懸崖崩壊すること三度同所に大損害を與へた右の外に松、櫻、杉等倒るゝもの七本山中の根返り中折頗る多く實に近年の大風であつた。

同年十一月十一日 末社稻荷神社々殿改築全く成就したので十三日正遷宮を奉仕し十四日境内整地大掃除を行つた。

植林

同年同月七日 長崎縣農林技師一番ヶ瀬某及び技手鈴木某來社社務所上手境内に植樹につき之を監督した。

鳥居建設

同年十二月十五日 諏訪公園口社務所の後方下段に花崗石鳥居を建設中であつたが十三日落成したので本日午前十一時より竣工式が舉行された中西控訴院長、佐上長崎縣知事、富永長崎市長、木村高等商業學校長、氏子總代、評議員、鳥居建設者等百餘名列席。此の鳥居は當社と諏訪公園との境界を劃したもので全部花崗石より成り寄付者大西きく金千圓寄付以下七名總經費金貳千五百圓を要せしものである。

同年十二月廿五日 午前十時長崎市主催により大正天皇御一年祭を當社に於て奉仕した。

御一年祭

昭和三年三月廿三日 阿知和宮司は氏子總集會に於て當社大祭に際し初日雨天の時は順延八日としたし、奉幣使參向は晴雨に關せず八日とする旨を發表した。

同年九月廿日 祖靈社改築成る。費金は關係者の寄付による。

同年十一月五日 祭器庫改築成る。同時に阿知和宮司は中門前庭の各種建物を取拂

現時社内職員は阿知和宮司以下拾壹名、氏子壹百拾貳町此等各町は大浦方面、浦上方面、淵稻佐方面

を除ける舊市街部である 壹萬六千六十六戸此の内私祭員戸數五千六百九拾參戸 基本財産現在金四萬五百參拾壹圓

昭和元年度決算金貳萬壹百參拾九圓内收入國庫供進金千六百五拾貳圓内神饌幣

帛料貳百參拾圓 神符、賽錢、神祭初稔料祈禱料其他約壹萬六千圓境内使用料

金千參百拾六圓境内地使用料金五百六拾八圓等を主とし支出は祭典費金貳千

百參拾八圓、俸給金六千貳百四拾八圓雜給金千八百拾八圓廳費金四千四百七

拾貳圓資金積立金千四百六拾六圓、營繕費金千四百四拾壹圓旅費金七百八拾

四圓等を主要費目とする。

維持法 當社は本文既に述ぶる所の如き來歴と因由とによりて再興奉仕されたので其の維持に關しては特に幕府の庇護厚く従つて市民の崇敬甚だ深く

現勢

長崎の産土神として内外に渴仰せられた。而して幕府は常に當地の神社佛閣特に當地の鎮守社たる當社の維持に心を用ゐ、努めて社頭を莊嚴にし祭儀を盛大にし社人を優遇し、以て阿蘭陀人や唐人等に示すに日本人が敬神崇祖の念厚く敢て外國の宗教を必要とさない事や、上下一致民富豊に國力張り敢へて外國の窺竄を許さない實際を以てして聊か満足して居たものである、更に斯の如き場所と機會とは長崎以外に於ては之を求むる事が出来ないので、幕府が特に長崎の神社や佛閣を保護し延いて長崎市民を優遇したのは蓋想像に餘りあるのである。今左に當社維持につきその概要を略記しやう。

當社々地壹萬七千餘坪は朱印地今の官有無税地で社殿祭祀等は一切官費であり大祭には長崎奉行今の地方長官に當る親しく玉串を捧げ祭儀終れば之を江戸に急報した。即ち今日に於ける官國幣社と同一の待遇である。

神主は萬治三年二代永忠が正六位下に叙し宮内大輔に任せられたのが始でその叙位任官は神道益興隆し邪宗門愈閉息するの一方方法なりと云ふ理由であつた。尋いで四代永春が元祿十五年從五位下に叙せられし以來七代永勇が寛政七年に從四位下に昇りし外世々の神主は皆從五位下に叙せられ之に相當す

## 祭祀一切官費

## 神主優待

る待遇を賜はつた。則ち諸太夫の資格で今日の勅任若くは奏任の待遇を與へられたのである。尤も長崎に於ける各朱印地公式登廳の席列は大抵晴臺寺を筆頭に大音寺、大徳寺、當社、本蓮寺の順序であつて其の格別の待遇は多少の相違はあつたが大體に於て略々同一であつた。

當社々費は寛永十二年九月唐船壹艘の貨物を以て一ヶ年間の經費を支辨し剩餘金は之を社人に賜ふの辭令に接した。當時の唐船は至極の小型で記録によればその積荷高は一艘二十貫或は三十貫位であつたと云ふから之を今日の時價に換算して一萬乃至三萬圓と見られ得やう、是全く官給に依るもので一般奉養金は別である。後支給法改正されてからも矢張同額位であつた。諏訪社實祿拾遺に七月に銀拾貫目被仰付貳拾壹貫目は極月に被仰付候とある。

元祿十五年六月廿二日 青木永春神主となるに及び役料として銀貳貫五百目を下賜された、此の分は全く神主の所得に屬するものであるから諏訪社では之を御役料と呼んで居た。

寶永二年 長崎奉行永井讃岐守、別所播磨守の時從來當社社用銀として年々唐船壹艘づゝの積荷を下賜されたのを廢止し向後は祭禮又は社用としての

## 御役料



經費はその申し出でにより必要に應じて正銀を以て支出し、諏訪社吟味役及び社用人に於てその出納を掌り、期末には決算帳を奉行所に差出すこととなつた。貿易法追々改正ありて唐人船が従前より大型となつたのはこの改革の直因であつたと思はる。同六年にはその下賜銀は神主へ渡し切りとなつた。

享保五年 日下部丹後守在勤の時當社より年々の社費銀額を一定して下付されんことを願ひ出で、奉行の採納する所となり即ち拾七貫五百目宛給與さるゝ事となつたが、其の後經費の不足を訴ふるので元文三年更に三割の増額即ち銀五貫貳百五拾目の増額を許可せられ總計銀貳拾貳貫五百目貳百五拾目打切りを社用銀として神主に渡し切りとなりて明治維新頃に及んだ。

正徳四年 在留唐人より當社へ唐船壹艘より白砂糖貳百貳拾斤宛寄進すべし申出であつて許可せられたが、其の後砂糖代價に相當する紗綾或は縮緬綸子等を幣禮物と稱して奉納して居た。享保十六年十月十八日唐人等よりの幣禮物を廢して唐船壹艘より銀貳百五拾目の品物を神納物の名に於て當社に寄進したしとの申出でありて許可せられたが、物品を奉納する事は種々の弊害を伴ふので享保十八年に長崎會所に於て右の神納品を處分して得たる銀を

幣禮物  
神納物

諏訪社に納むることとなつた、かくて寛延元年に至り從來の神納品總額を平均したる銀拾參貫八百目を年々長崎會所より當社に支給された之を被下銀と稱へ是も亦明治維新に及んだ。

以上の外に寄附銀と云ふのがあつた。

享保四年七月 奉行石河土佐守、日下部丹波守の時神主助成の爲め唐船の積荷中より拾貫目分を除き置き之を處分して當社に寄付するの示達があつた。越えて八年七月神主の請により五貫目を社用とし五貫目は神主に給與する事社附五貫目も神社の都合によりて神主の意に任ずる事となつた。享保九年三月廿三日從來の地下中除物は一切之を廢するの令があつた時も當社分は従前の儘との特別取扱を得た。

享保十年 當社寄付銀は年々銀拾八貫目宛に改められ寛保三年十二月十三日貿易半減商法となつても當社寄付銀のみは従前のまゝで明治維新に及んだ。

元祿十二年 奉行大島伊勢守在勤之時總町より銀三貫目の寄付を得て神主住宅の建替を行ひ今の諏訪社々務所の南側平場の茶店及び池の附近に宏壯なる建物が出來た。享保三年に修繕工事を行つた時は總町より銀百五拾貫目の

被下銀

寄付銀

祈禱料

寄付がありし上當年より銀參貫七百五拾目は市中安全商業繁昌の祈禱料として年々惣町ヶ所竈銀中より當社に奉納することとなりて年を経た、降りて文化八年壹貫五百目に減額され其の儘にて明治維新に及んだ。

以上は祈禱料を除き所謂諏訪社受用銀と稱するもので總額銀五拾六貫八百目で長崎市に於ける受用銀受領者の筆頭であつた。

嘉永頃の記載に依れば當時當社の賽錢は年額四貫目位であつたが、以前と比ふると著しく減額して居ると書いてあるから唐蘭貿易の盛時には随分の額に達したのであらう。此の外に神社随時の収入があるから維新前の當社の収入は頗る多額に上つたものと見得る。然るに宮司以下創立を距ること遠きに随ひて生活次第に贅澤を加へ遂に収入は支出に伴はず常に負債に責めらるゝの状態に陥つた。現今各所に於て散見する元當社宮司青木氏の所藏品に就けば如何に當時奢侈を極めしかゞ推量せらるゝのである。

以上は平常に於ける収入であるが、當社營繕に際しては正殿の建築より階段修繕の端に至るまで一切官公費の支出で貿易衰退して會所會計逼迫に際しても尙ほ年賦償還借用を許され且總町の寄付に依つた。宮司、祝上京旅費亦

## 諏訪社受用銀

## 賽物

然りて何れも本文中に述べたる通りである。

右の外宮司補佐役たり代理者たる祝へは年額銀八貫目後五貫目を給せられた。更に當社吟味役 後諏訪社取締掛り乙名と呼ぶ同手附筆者、神器掛乙名等があつた、是等は今日の地方吏員であつて諏訪神社庶務會計を兼務し監督する職である。又社用人五人は主として上席乙名の兼務する所で諏訪社の社務を分掌し各年額銀壹貫百參拾目づゝの俸銀を給せられた、祠官は専ら社事を執掌し社務を擔當した。即ち當社用を辨せしむる爲めに官公吏を専ら當社々務に従事せしめたもので、現今各府縣に社寺係の設けありて社寺事務を管掌して居るのとは大にその趣を異にして居る、如何に幕府が當社を重視したかは是を以ても判明するであらう。而して市民は自己の産土神として朝夕の奉仕に力めたもので、其の敬神の思想に於て將た社職との親密なるに於て、現今に於ける當社及び社内職員が恰も一官廳の如く専ら官規に依りて勤仕し市民との直接關係を次第に稀薄ならしめんとするが如きとは随分の相違がある。

## 諏訪神社年中行事

當社は、我が國中に於ても特に幕府の注意を拂へる神社で、國威發揚夷狄

## 關係職員

## 年中行事

降伏を期し幕府朱印状にも神事祭禮怠慢あるべからずとあるので其の年中行事は自ら此等の主意に據れるものである。

毎日 毎朝黎明當番社家今の禰宜主典に當る神樂三座を奏す、次いで大宮司、祝以下祠官、社番、神樂番等悉く社頭に出仕し各定席に於て御寶祚長久、御武運萬歲、唐紅毛船海上安穩入津、長崎繁榮氏子安全の祈誓勤修恒例に任せ怠らない、此の時社前に洗米を献供するのであるが此の奉仕は社家中園、瀧川兩氏毎朝交代往古より變ること無く勤仕して居た。

月次 朔日、九日、十九日、二十九日を月次祭日とする、此の内朔日に貳拾膳或は貳拾四膳、一書には拾九膳とあり九、十九、二十九日には拾七膳一書には拾六膳とありの神膳を捧ぐるこゝなつて居る、神前祭には宮司は衣冠、祝は立烏帽子、狩衣、紫指貫、祠官以下は風折烏帽子、狩衣、淺黄指貫又は白袴で式は毎朝の勤仕と大差は無い、尤も朔日毎に御祈禱の御守札を長崎兩奉行へ呈進する。月次祭には門戸神より高麗犬等に至るまで供物神酒を献する。

五節句中 正月は元日より三日まで三日間餘は一日づゝ。  
九月 九日は大祭と重複に付き大祭を以て之を兼ねぬ。

五節句

五節句の祭典は年中行事中に於ても重要な祭事であるので當日本社の神饌は九の日の分と同じく、各末社より門戸兩神に至るまで供物神酒（若宮一膳、社一膳、廿五）祇園天滿宮一膳（十五）稻荷を献じ祝詞を奏する、社頭には三所大明神御紋附きの紫縮緬、五彩緞子の幔幕、布帷幕等を張り拜殿四隅に玄武後朱雀前青龍左白虎右の四神銚を建つる、辰の上刻に大宮司、祝は立烏帽子、狩衣、紫奴袴、祠官は風折烏帽子、狩衣、淺黄奴袴を着けて出仕する、宿直の社人より神樂舞に至る迄社中惣出仕の上献供祝詞を奏し訖りて神樂三座ありて式を終ふ誠に嚴肅なる祭典である。

年中行事 維新前に於けるもので天明より安政頃までの分を左に掲げやう。  
正月元日 元三日、五節句等は當社の重き祭日であること今も昔も變ることはない。此の日社頭に幕を張り四隅に四神銚を立つ。

神前供物は拾七膳である、別に鴨三番（フケ）を備へ奉る、此の日辰の上刻午前七時大宮司以下社頭に參集する。大宮司及び祝は衣冠又は立烏帽子、狩衣、紫奴袴、祠官は風折烏帽子、狩衣、淺黄奴袴である、以下社人神樂舞まで惣出仕である、御神供、祝詞、神樂三座の後退下、大宮司は裝束の儘前宮司（隱宅）社

家社役其の外社内の各家に廻禮し、祝宅に於て饗膳祝杯あり他の神官等も同様に廻禮する。

此の夜社内神官全部大宮司邸に集會大宮司、祝鬘斗目上下祠官略禮裝今朝奉献の鴨を料理して祝宴を開く。

奉行參拜

長崎奉行參拜 元日二日、三日或は五日となることもあり三日迄の内ならば大紋長上下、三日を過ぐれば鬘斗目上下で參拜此の日、社家裝束神器掛り乙名、社用人麻上下等は中門前左右に之を迎へ神主、祝は衣冠で中門に出迎へ、神殿に進み拜禮、御初穂献供白銀壹枚(水引掛)白木臺に載す下ケ札ありて名前を認む神樂を奏し神酒を頂戴して退下、歸途神主邸に立寄る、神主以下は之を總門に見送りするのである。

此の日奉行は當社より松ノ森、伊勢宮、聖堂、中川八幡社、梅ヶ崎天満宮に廻參長崎代官邸を訪ふて歸邸する。

正月二日 此の夜大宮司邸にて社中子供に至る迄總集會の上初盃の儀がある。

正月四日 大宮司は鬘斗上下、祝は立烏帽子、狩衣、紫指貫着用の上年頭の廻禮をなす。

正月七日 御火焼神事。

鶏明に當社湯立場に於て大箒を焚きて神前祭を行ふ、終りて市民は家々の竈神に供したる鏡餅の上餅一つを携へ來り此の焚火に當て、燒跡ヤカガを附けて持歸り又元の如くに供へ置く、正月十四日に鏡餅を下ろし收め置き初雷に際して之を食すれば雷災を免かるるとして市民の來り集る者が多い。

正月九日 松嘶ツッハヤシ子。

此の日未刻より拜殿に於て能定例あり高砂、東北祝言狸々三節あり、大宮司、祝は神樂殿右に、社家は同殿左に、社用人拜殿左、地謠拍子方同殿右能役者は拜殿に、正殿を正面として列座する、服裝神官は各々齋服社用人以下は麻上下である、式後大宮司宅で祝宴がある。

正月十一日 大宮司家に於て具足に備へたる鏡餅を斧にて割り善哉餅を煮て配膳。

此の日藥師寺氏邸諏訪社祭禮につき宮司以下出張奉仕す。

正月十三四五日 注連燒として市中各戸よりその注連繩を持來るを湯立場に集めて燒却するので社用人等社頭へ詰めて警戒する。

御日待

正月十四日 門松引。

正月十五日 御日祭。

此の日宵より大宮司宅で社人以下一社中集會して十六日の日の出を拜し奉る式である。即ち大宮司宅書院正面に神酒、鏡餅、向攻洗米を献供し、參會者は或は詩歌に俳諧に或は雜談に徹宵して日出を待ち、既にして日東山に浮ぶに及び洗米を供し土器に清水を盛りて旭日を映せしめて敬拜し散會する。五月十月の兩月十五日にも此の催がある、何れも同様である、嘗て七代永勇の時祭場を祈禱殿に変更したことがあつたが、後神の垂示により従前の如く神主邸で行つて居た。

百手の神事

正月十六日 百手の神事

隨神の祭典を主とする神事である、此の日神主以下社用人 麻上下まで社頭に參集先づ神前に祭矢、百手若餅、醴酒及び神供の品々を献じ祝詞、禊修の後神樂を奏す、午刻頃より烏帽子、舞衣、白袴を着けたる神樂舞の童子二人弓矢を携へて隨神門に到り兩祭神を敬拜し、次に弓立場に轉じ豫て設けられたる的に向ひ各祭矢を發し更に二筋を加ふ。此にて式終了となる、然るに式

清 祓

正月十九日 清祓

後直ちに矢放催行事が開始さるゝ、即ち當社内の下社家若干名は神庫又は神厨の樓上に現はれ、より紅白の若餅各貳百宛を作り矢と共に撒布する、この餅を拾ひ得たる者は年中福運ありとて老少男女争ひひしめく、誠に面白き興味ある神事で餅を拾はんとする者雲集するのである。而して神前に奉供したる矢は長崎奉行、長崎代官其の他へ贈るの例である。

社内外を祓ふの儀式である。此の日日没時より大宮司以下正装にて參集、社用人は麻上下にて詰所に出勤、大宮司は拜殿に在りて本座、祝は脇座である、社家全部陪席、舞殿前に案一脚を置き中門前石階の下に庭燎を焚く、設備終れば大宮司天津祝詞、國津祝詞、蒼生大祓三才大祓と云ふ三卷を誦す終りて取次一々に受けて陪席の社家に渡し、社家之を脇座に送る毎に陪席社家免々に祭文を訓む、次に大宮司は大幣を執りて天地四方を拜する、此の間齋場殿では神道傳授の資格者ありて陰陽行事を修する、斯くて各式終了すれば大宮司以下の神官は次第を正して行列を整へ、炬火を先頭に箱提灯を點し陳ねて正殿を一周し拜殿前なる節分に建て置ける疫塚を解去る、次に妙見社及び

御能組極

社内毎に神官は大麻を持廻りて人別に禍鬼を祓ふ、清祓は萬治二年正月の此の日より始められ爾來例年の行事となつて居た。

正月二十九日 御神事御能組極

大宮司祝は上下、社家装束、社用人能役者等は麻上下にて参集、今年の御能組及び當人八町の文籍を神前に奉供し今年神事に際し奉納すべき能番組及び當人町を極むる。御神前は杉原壹枚に太く書きて巻返し其他神供例の如く神樂亦例の如し、式後何れも宮司邸廣間に於て祝宴中地謠のみにて太夫嘶子なし、田村、羽衣、高砂の拭舞三齣ありて退散す。

二月初午 境内末社稻荷社祭  
立山役所稻荷社 大宮司以下同所へ出張奉仕祭儀終了後祝盃あり。

二月二十五日 境内末社山中天満宮祭  
祭神は梅の古木にて彫めるもので道者景岳の奉祀して居たものであると云ふ。

節分

當社に於ける行事は厄束を拜殿前に設くる外は清祓と大同小異である。役

上巳

祈年祭

森崎祭禮

人は上下着にて参拜し包みし供藪を請ふものが多い、社用人も亦上下で後者は詰所に出勤する、社頭に於ける祭式終了後大宮司以下祭官は殿廻りを行ふ次に下社家一人、年男一人に豆に荒菱を交へたるを楯に入れて三方に載せたるを持たせ、箱提灯を點じて妙見社を始とし境内社家毎に豆を打ち廻る。

祭式終了後社頭で供豆大豆に大黒天長一分經五厘位米俵同大を檜材にて造れるを混じたるものを打ち出すのであるが、神樂殿や拜殿等では参詣の群集が之を得て福運にあづからんとて争ひ拾ふ、是も亦一時の觀物である。

三月三日 上巳節句 麥の饋を奉供す。

祈年祭 三月七日より九日まで二夜三日間

神供祝詞神樂例の如し、五穀豊稔、唐阿蘭陀船入津繁榮、氏子安全の祈禱を行ふのである参拜者多し。

三月八日九日 森崎祭禮

森崎祭禮は、元祿三年三月九日より始まつたもので嘶子能を催さるゝのである、祭神は並尊にましますので歌舞を以て祈り奉ると云ふことが神代卷に記されてあるさうで、それに據つたものだと傳へて居る。その祭典寶永三年

より中止され七拾餘年の間絶えて居たのを七代神主永勇に至り安永四年之を再興した時、當社能太夫早水内藏助一世一代懸命にて道成寺を勤めた、然るに同八年能を止め、式許りとなつたので、従來臨席せし長崎奉行名代及び不時廻り檢使、三加役乙名、兩組手附等役人の出役もやみ檢使のみ出張することゝなつたが、文化七八年頃より之も亦止むだ。天保十四年嘶子能を重興したが、翌弘化元年より中止せられ、其の後唯た櫻花を神前に捧げて湯立神樂を奏し社用人等詰所に出勤するのみとなつた。此の祭典では五穀豊饒、唐紅毛船入津繁榮、氏子安全の祈願を籠むるので乙名會所より市中へ觸廻しあり家毎に軒燈を献す、七日より九日迄三日三夜間宮司以下奉仕す、祭禮中今下町よりは長坂に献燈する。此の月十六日は康平靈社祭で十八日は人九大明神祭である。

## 唐人客

## 觀櫻宴 一名唐人客

毎年春期櫻の満開せる時を期し、當地唐人屋敷滞留の唐人で船長以下水夫に至る迄五六拾名年によりて同じからずを招待して當社大宮司私邸に於て、半日の觀櫻宴を張るのであるが、夫れが鎖國時代に於ける内外人混合の雅宴のこ

とて當地に於ても頗る珍敷一行事であつた。此の觀花宴は何時頃より始まつたか明確を欠いで居るが、天明以後であつた事丈は十分に立證し得る、當社に於て唐人客を催さんとするには佛寺篇上卷大光寺の項參百貳拾參頁以下に記述せると同様なる手續を要する。

毎年櫻花の盛開には官所へ訴へ御免を請ふて在館華人を案内す、日定りて清人船長を始め上品向より下々まで凡五六十人年によりて同じからず參敬、拜し終り社司家にいたる、附添役人には譯司、唐人番、船番、町司、下役暨懸合よりの役人社役人まで大概貳百名餘是も年により不同ありに山海の珍味の食卓酒肴をいたし下々の奴隸にいたるまでそれ〴〵響應す、物寫唐人には扇面に書畫等をかゝせ、詩文の贈答するもあり、衆客杯の献酬交にして殆興に入り吹彈のしらべ娼妓舞兒は今様などおもしろく謳歌舞するに、酒花に酔興を滋どり〴〵朗詠して最も熱鬧し巳の刻より申剋にいたり宴了る、此風俗今におこたる事なし、是を唐人客といふて和漢人打交りたる佳宴なれば誠に一時の奇觀なり、這事中島廣足か玉園山花宴記に詳擧たればそれに譲りてこゝには其豫略を勒す云々 鎮西大社記草稿

唐人等は斯くの如くして招待せらるれば其の返禮として諸種の携來品を當社に贈るの例で、其の數量價格は當日の失費に數倍するの例が多かつた。

四月七日 立山御役所下野稻荷社祭 小山稻荷社につき宮司以下出張奉仕する。

四月十七日 東照宮祭である、式場は祈禱殿で幣舞などが催さるゝ。此の日宮司以下御靈屋に參拜神酒を頂戴する。

五月十五日 御日待 正月に同じ。

社中川祭 水神祭で社内各井戸に就き醴酒を竹筒に入れたるものを献じ祭る。大抵月の十五日に行はれて居た。

紅毛海上安全祈禱

又此の月紅毛海上安全の祈禱を行つた、定日はない。

六月朔日 祝青木永弘が嘗て富士山頂に登りその水にて描ける富嶽圖とその和歌の兩軸を社中家々の床に掲げ供物神酒を供し、齒固と稱して氷餅や干鯛を祝食するのである。この神事は青木家の私祭である。

六月十五日 末社祇園天王祭式後社司宅で湯素麵の祝盃がある。

嘉祥神事 祝詞殿に於て行はるゝ神酒、掛鯛、桃饅頭、文錢拾六文、米壹舛六合、盞壹升六合を奉供し神樂三座ありて退出。此の神事は青木永弘の創め

奉仕したものと傳へて居る。

神寶蟲禊

御神寶能裝束蟲禊

毎年六月中晴天を見立て、行ふので定日無し、神官、神器掛り乙名、同筆者、社用人其他の掛り員立合の上寶藏を開き蟲祭の儀式を行ふ、次に神輿、神寶等は廻廊に取出し神官、社役人以下監視の下に終日曝涼寶庫に收む、能裝束はその翌日前記諸員の外能太夫能役者立合ひ大宮司邸書院廣間等に於て曝晒、一々員數品質等を點檢して夫々の筐笈に納め封印、然る後收藏する。此の行事後青木宮司の家寶蟲拂が行はれた。

神事假屋入

御神事御供町歌舞假屋入

九月の當社神事の御供町拾壹町に當りし町々が夫々町内にその歌舞稽古場を造立して舞踊すべき人撰をなし此等の人々が稽古場に入りて師匠に就き稽古始めをする日を假屋入 今是小屋入りと謂くと言ふのである。是も定日はない毎年六月の吉日を見立て各町々で行ふのである。

踊町即ち御供町の神事費用は随分多額に上る事は今も昔も同じであるが、維新前は特に地下配分と稱する貿易利益金の分配があり、其の他貿易による



利益が長崎を潤はして居たから、随分贅澤をやつたので失費が多い、夫れに六月に入りては長崎奉行の命によりて長崎會所より各町に對し神事費の定額前借を許さるゝので、此の前借銀を領收したる後感謝の意を表する爲め町乙名等は長崎奉行所に出頭する、夫れが濟みし後に吉日を見立て、小屋入を行ふ、そして乙名以下借家の者に至る迄町中残らず當社に参拜し、神官を招待して祭禮中萬事首尾克く進行修了する様の祈願を籠め終りて笛や太鼓を揃へ所謂打ふき儀式初めをなして町々各自祝の宴を張り、乙名より神事執行に關する公邊の布達或は町々の規定など諸人に申聞かせ、日没後鳴物太鼓で嘶し立て町内を一巡する。

丸山町寄合町は、神事踊に付きては特殊の關係を有するよりして舊例の行事があるが、此の分は風俗篇上、參百七拾頁以下に詳細なる説明をなしてあるから之に譲ることゝし茲には之を略する。

越えて八月十五日に至り踊子神詣りと言ふことがある。當日神事踊に加入する踊子達は各町夫々に當社、松ノ森神社及び伊勢宮に参拜し神樂を乞ひ神事踊の圓滿終了を祈るのである。

## 祓除神事

六月廿九日、三十日 祓除神事

住吉神社の大祭である、神前に麥の御饗麥の御饗は文化年間より奉供した其の外種々の供物を捧げ、正殿の側なる身祓川の邊りに大案を置き紅白黄の幣を立て形代、右紡の苧茅の輪等を献備し拜殿入口三箇所に直径壹丈五尺の茅の輪を装置し、隨身門に樺島町乙名若杉氏の奉納に係る紙塑の大なる猿田彦命の寶面二隻を樹つる、斯くて大宮司以下の祠官軼圓座に列座の上、神供、祝詞神樂を奏して祭典を畢ふさや、直ちに神供の小さき茅の輪を奉行所及び長崎代官所に送る、夜に入りて社頭に雲集して茅ノ輪を潜り入るもの出づるもの陸續として雜沓する。

此の日各町より奉納攝待と言ふことがある、攝待と云ふのは本文に述べたる通り参詣者の款待を指すので攝待所とは其の方法としての休憩所を云ふ。夫れで参詣者は此の攝待所に到りて自由に休憩し茶を乞ふ、時に煮べ又は菓子給せらるゝ事もある。當時當社人の攝待所は大井手町、爐糟町、北馬町は當社境内に勝山町、南馬町は各自の町内に特設する、更に出來大工町は總門に角長燈籠を、今下町は長坂の左右に献燈す、其の外の各町はその町境に

## 納待、燈籠奉

大燈籠を掲げ、各戸々は軒燈を點じ特に勝山町より社頭まで數町の間は一定の距離を存じて額燈籠を點列するので恰も晝の如く中々の美觀を呈したものである。

又總廻廊には市内に於ける各生花社中よりの奉納盆石、活花、立花等所狹きまで陳列せられ、各種物售りは勿論異形の鳥獸の見せ物或は威勢のよき輕技或は物真似等が三絃、笛、太鼓或は喇叭等を籍叩きて客を送迎するので門外の賑は一通りではない。生花各社は池ノ坊、嵯峨御所御花方、壬生家の各社中で遠州流の席札は嘉永元年六月より始つたと大社實錄に見ゆ

御祓團子

此の祭禮に附随したもので御祓團子と云ふのがある、是れ山茶の枝に赤、黄、白三彩の幣を表すの小さき團子を附けたもので之を食すれば災禍を禳ふと云ふので參詣の諸人は皆購ふて子女への土産とする。

又此の夜夏越泳ナゴシヨウと言ふことがある。夫れは市内外の壯丁や小兒共が西山川或は中島川又は堂門川等に於て泳ぎ戯るゝのであるが之は身滌の意にてもあるにやと古記に記して居る。

一体この祭典は當社松ノ森に鎮座の頃に始められたものと傳へて居る、其の頃は神官等は樟川カシノガハ今の高等商業學校の右側なる川に出て管絃を用ゐて祭事を修し

たのであるが、其の後一時中絶して居たのを四代神主永春是を再興したものであると云ふ。

七月三日 長崎奉行の常例巡見あり官司邸へ立寄るを例とする。

七月五日 御神位祝祭 神酒、神供献備神樂三座を奏す。

八月朔日 御旅所鎮座場注連引シノヤロヒ

御旅所注連引

之より神事行事に入る、此の日御旅所假屋が建てられ社家及び社用人等立合ひ注連引の祭事あり畢りて注連を引き繞らす。

八月十三日 末社妙見神社祭 祝司祭湯立は祠官。

八月十五日 末社八劔神社祭 祠官司祭。

八月十八日 末社康平靈社祭 祝司祭。

八月二十日 末社惠美須社祭 祠官司祭。

同月同日 大の月は八月廿一日より當人町詰

當人町詰

此は當社として神前の儀式は無いけれども亦當社の一行事である、此の日より當人町中の四町はその日行使、下役等各町交代にて當社御供屋ミツヤに日夜詰め切り九月十五日迄神事に關する一切の世話をする、尤も乙名は九月朔より

十四日迄社内へ毎日出勤する、御旅所（御旅所に對して玉園山の方を「お山」と呼ぶ）の方は同月二十四日大の月は二十五日より御旅所の脇に事務所を設け八町中の四町の人々が此所に詰切りて神事に當るのであるが、兩所に於ける費用は一町三百目宛で長崎奉行より毎年下付さるゝ定額銀を以て之に充つる。

神輿昇極

八月廿五日夜 神輿昇極

長崎村十二ヶ郷の壯丁は古來諏訪三社の神輿かきを勤むるの例であるので此の夜長崎村庄屋森田氏方に年番に當れる各郷乙名組頭等が集り、圖に依りて三社神輿及びその前後を決める、尤も西山郷だけは諏訪明神御神輿の先棒を勤むることの慣例となつて居るので圖を引くの要はなかつた。即ち左の如き年割となつて居た。

|                 |      |      |      |
|-----------------|------|------|------|
| 子、寅、辰、午、申、戌の各年は | 小島郷  | 中川郷  | 伊良林郷 |
|                 | 十善寺郷 | 本河内郷 | 高野平郷 |
| 丑、卯、巳、未、酉、亥の各年は | 馬場郷  | 片淵郷  | 西山郷  |
|                 | 夫婦川郷 | 木場郷  | 岩原郷  |

右の表の示す如く十二ヶ郷は一年六ヶ郷即ち二ヶ郷で一社を昇き隔年一回宛神輿昇ぎの役に當つたものであるが、諏訪明神の神輿なりや住吉明神の神輿なりや將た森崎明神の神輿なりやは圖にて決めるのである、又奉昇の神輿既に決せし後に於て神輿の前棒なりや後棒なりやも圖を以て決めるのである。本文に記述せし通り天保十一年九月の御神事に高野平、伊良林兩郷で一社を奉昇進行中、壯丁の間に争鬭を起し神輿に不敬を加ふるに至らんとせし事件ありし爲め、翌十二丑年より一郷二社と云ふ定めとなし左の通りの順次となつた。

|     |      |      |      |
|-----|------|------|------|
| 丑巳酉 | 片淵郷  | 夫婦川郷 | 馬場郷  |
| 寅午戌 | 西山郷  | 岩原郷  | 木場郷  |
| 卯未亥 | 高野平郷 | 小島郷  | 十善寺郷 |
| 辰申子 | 本河内郷 | 中川郷  | 伊良林郷 |

尙ほ神輿昇の壯丁は各郷乙名の宅で夫々人撰を行ふのである。

八月廿八日 青木家宮司開祖祭 賢清の忌日であるから社内總出仕の上拜殿に於て供物を献じ樂を奏し夜は篝を焚く。

以下神事中の行事は風俗篇徳川時代の諏訪祭禮行事と重複するのであるが當社行事中の主要なるものであるから風俗篇所載のものと殆んど同一となるやも知れないが鎮西大社實錄大成に據り左に之を列記することゝした尙ほ詳細は風俗篇に就いて熟覽せられたし。

神事行事

八月晦日 小の月は廿九日 境内各本、末社兩門三ノ鳥居境内各社家注連引し左の高札を建つる。

神事也不可輕重服並不淨輩來入矣 後矣を省く

此の高札は銅鳥居、二ノ鳥居、裏門及び西山口の四ヶ所に建つるのである。

九月朔日 鳥居前祓行事

申刻宮司、祝部は衣冠、祠官、末社は風折鳥帽子狩衣の裝束を着け、下官迄惣出仕をなし、先づ銅鳥居前、次に一ノ鳥居、次に二ノ鳥居前にて行事あり、當社々用人、當人町乙名は何れも上下で附添立會ふ、雨天ならば大中兩門で執行する、終つて神樂三座を奏する。

此の日踊町は家々に青竹を立て庭卸し、夜は庭見せ及び人數揃ひあり尤も人數揃は翌二日迄繼續する。

九月二日 神輿洗ひ、能舞臺挽出し。

辰の刻宮司、祝部、祠官、末社、下官總出仕、社用人當人町乙名附添の上神輿舎より中門右脇廻廊に神輿を移出し清淨水もて之を洗ひ終りて拜殿に移し注連を掛けて飾り置く、是より後當人町屬吏は社内に出張し晝夜當直拜殿の右脇に勤番し猥りに諸人が拜殿内に出入することを禁ずる。

九月三日 御旅所注連引し。

宮司以下の社人より社用人、當人町乙名迄出仕すること前日に同じ。

九月四日 御鏡餅搗き。

九月八日 社中清めの行事。

湯立塲左側の假殿に齋戒衣冠せる祭主即ち宮司が着座すると祠官が末社中の一人が祝詞を奉讀して敬禮する、次に下官は櫛に潮水を附けたる太麻を社中家々に持行き一人毎に祓ふのである、是を宵の勤と稱する。此の夜半頃より寅上刻にかけ遷宮式が行はるのである、先づ夜半に至り宮司以下の祠官社用人當人町乙名等社頭に出仕し豫め設けられたる御厨より幣殿までの渡廊に並列し神供の幣物を天狗取りに傳送し宮司之

宵の勤  
遷宮式

を神前に奉供する、俗に百味の御食と稱するのは此の日の御饌を指すのである。斯くて祝詞神樂の後内外の神燈を消し御遷宮の儀を行ふ、其の儀は宮司神璽を捧持し筆頭祠官警蹕祠官等左右を警護し奉り樂員が五常樂を奏する中を正殿より拜殿に渡御神輿に遷座ましますのである、神璽を神輿に奉移後祠官等は神輿帶をしめ終りて樂員等笛を吹き太鼓を打鳴らす之を打立と云ふ。此の時お山の靈狐三聲を發すること古來より變ること無しと鎮西大社實祿大成に記してある。

九月九日 御旅所行幸 御下りと言ふ未上刻當社發

御神幸之次第

大鉦 五本 鐸鈴ヲ附ル。御三所御紋附旗ヲ付。 一人持手替一人又貳人

順神 梶葉 柏葉 持人烏帽子白袴 一刀を帶。大鉦頭二人上下一刀。

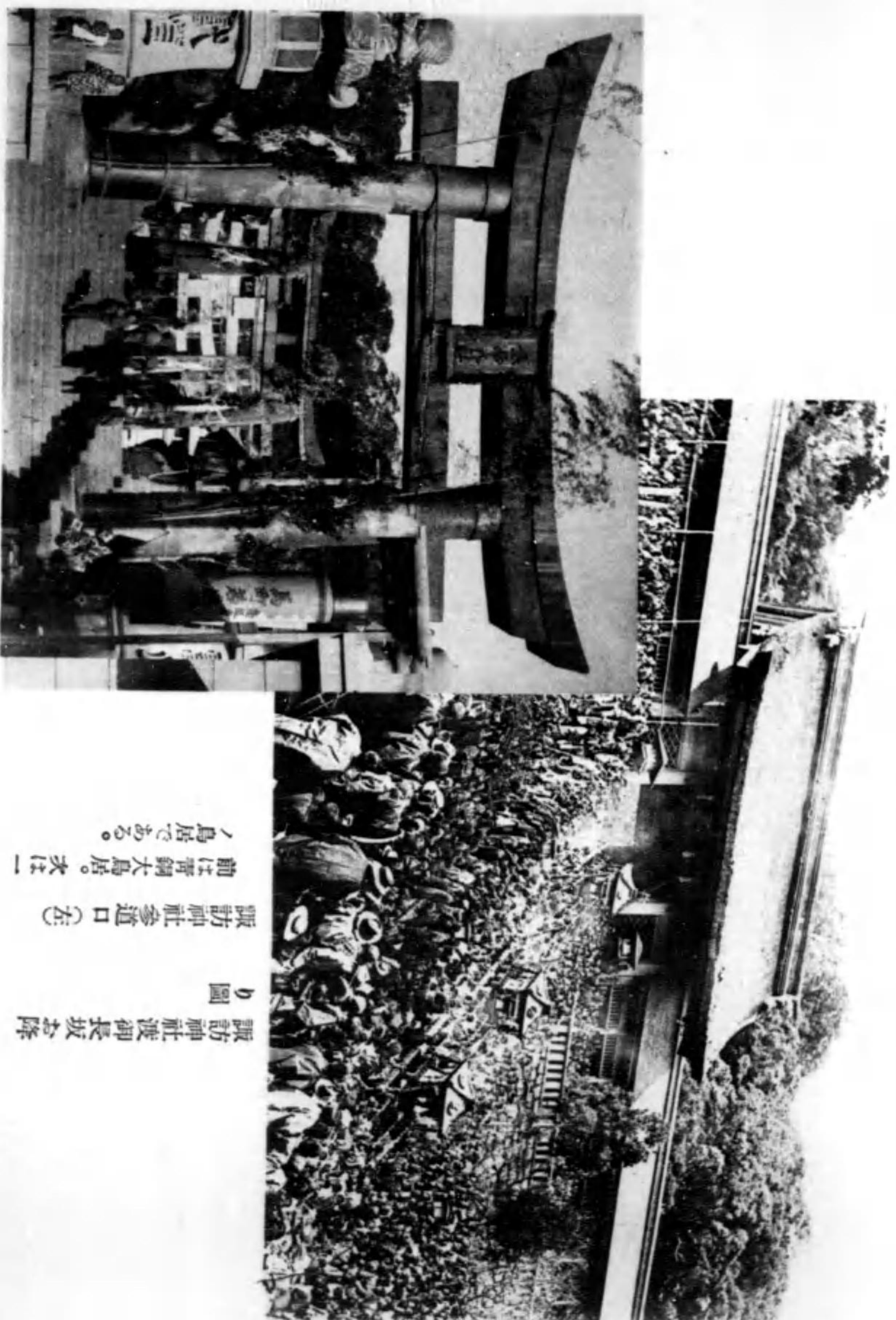
牡丹艾ニ菖蒲 日願頭 一人 鉦持頭 一人

御寶面 持一人 火ノ王 先拂破リ竹曳一人 神輿昇同様

同 同 水ノ王 同 料竹 一人之衣裳白袴

御旗 赤旗 籠ニ立二人持 先太鼓二人持。太鼓打一人。烏帽子白袴白袴。

神幸の次第



諏訪神社渡御長坂お降  
り圖  
諏訪神社参道口(左)  
前は青銅大鳥居。次は  
鳥居である。

紅毛  
奉納  
人臺

獅子頭 一口 被り貳人

神馬 三疋

同 貳人

梶ノ葉ニ諏訪法性兜篋ニ入二人持 賽錢箱三棹各二人持。

鉾 六本 神號御矛三本ニ御手矛三本歟各一人持 本劔<sup>モツ歟</sup> 三振 御幸鉾<sup>御神號</sup> 三本

旗 三十五六流 御紋附幡 三流 拂箱 壹

纏 六本 御三所御紋貳ツ宛也 四神鉾 大太刀 壹振 高力氏奉納

寶珠纏 十本 臺ニ立各二人持。普請掛リ奇布(寄附)

長刀 六柄 寶鈴 一本 臺ニ立貳人持。文化年中寄付。 赤投鞘長柄 拾本

太刀 十二腰 錦袋入 白熊鳥毛 八本 虎皮投鞘長柄 三本

御紋付楯板 三枚 御沓 三足 臺ニノセ一人一足ツ、持

紙御幣 六本 御弓 九張 小鉾 幡附 十五本 御矢袋入八肩

御鎗 三筋 臺弓〇弓一張 臺ニノセタルトノ二人持三ツハ紅毛人ヨリ近世ノ奉納歟

長柄御檜杓 三ツ 御繰替 三ツ 籠 三ツ 御久米臺<sup>イクマ</sup> 三ツ 神

供米<sup>クミ</sup> 御散米<sup>クミ</sup> ヌリ(百合箱)ニ入 三ツ 樂太鼓並羯鼓鉦鼓<sup>カサ</sup> 雙入二人持

白絹蓋 三本 御神供箱 三



大宮司東帶太刀ヲ帶笏ヲ持 上ケ輿 輿昇八人烏帽子白張

△代。社司差合節ハ新大宮司敷祝部是にもさはらふ時は神官上首よりつとむ。

内一人ノ小將ハ刀ヲ持

布衣四人左右ニ附從 沓持一人烏帽子白張

參内傘持一人烏帽子白張 爪折長柄傘持一人

槍持一人 對挾箱 合羽籠二荷

牽馬壹疋 司取貳人。烏帽子木綿ノ青色素袍袴

沓籠持

與又ハ

新大宮司 東帶 太刀ヲ帶 馬乘 口取二人

布衣二人 侍二人 刀持少將一人 槍 鉄箱 合羽籠

長柄ノ日傘サシカケル 長柄傘 沓持

先拂上下帶刀搦股一人

祝部 東帶 太刀ヲ帶 笏ヲ持 下ケ手輿 輿昇八人

布衣二人 侍二人 長刀一柄 沓持

參内傘 烏帽子白張 合羽籠

右無位無官の間は馬か乗物四枚敷六枚肩

先拂右同斷

一人

祠官 三家 各風折烏帽子狩衣淺黃指貫 馬口取二人

各刀持一人 若黨二人 長刀一柄 挾箱一ツ 中間 沓持也

末社 惠美須社神主 柳 石同斷

八劍社 神主 東

内末社 今籠町天滿神社祠官 元吉 右同斷

坂上天滿宮祠官 榑尾  
水口社天滿宮祠官 榑尾  
各若黨一人刀持少將一人

下官 步行ニテ

先拂若黨 一人 半町許跡ニ引サガリテ社人ノ跡押ヘトシテ供奉

松森社天滿宮神主伊奈氏 衣冠 馬乗口取貳人

布衣貳人 侍二人 參内傘 挾箱 合羽籠

日傘サシカケル 長刀 沓持

松森社主附社人一人 步行

侍一人 長刀 挾箱 小者

先拂上下一刀搦股取一人

名前披露 頭取兩館並加役附乙名 半上下一刀 小使一人 上下中刀搦股小者

長崎市史地誌 諏訪神社



惣町乙名

同

同

同

警固前頭ニ立  
先拂同 一人  
二行列 一人

御長柄二十本 散使司る。せんだん巻。青井下坂三寸懸。一本ハ他ノ身ノ由 二行ニ  
備ヘ行 持人ハ黒羽織一刀尻ヲカラゲル。御旅所ハ社人詰右脇。十一日ハ廣間ニ預ル御長  
柄持順番ノ町アリ 跡ニ宰領二人 上下一刀掲股人夫宛觸役ヨリ相

勤

先拂散使上下  
一人 町使上下一人 徒士一人  
同 同 一人 各羽織袴掲股

御名代 鬘斗目麻上下 馬乗口取二人 對挾箱 長柄傘

上下ニテ若黨二人。小使上下一刀掲股二人。合羽籠二荷。表道中許御歸路ハ樺島町通ニテ下  
ニクナシ

杖持

中間

押ヘ二人

駕籠籠尺四人  
脇左右二人同左右御役所小使上下一刀

年行司乙名二人 半上下帶刀 小使一人 上下一刀掲股 小者一人ツ、

御前警固遠見番二人 半上下帶刀 小者一人ツ、

同 船 番三人 同

先拂上下帶刀若黨一人  
同 一人

町年寄 鬘斗目麻上下 麻上下ノ侍一人 中間一人ツ、相隨ふ

御前警固町使三人 半上下帶刀

先拂上下一刀掲股一人  
同 一人

五箇所宿老 麻上下一刀 上下ノ小使二人 中間一人ツ、挾箱一ツ、

先拂同 一人

長崎會所目附吟味役 半上下帶刀 上下ノ小使一人 中間一人ツ、凡文化四卵ヨリ

先拂上下設立 一人

同會所請拂役並格迄 半上下一刀 上下小使一人 小者一人ツ、

先拂右同斷

阿蘭陀大小通詞

同

同

同

先拂同

唐大小通事

同

同

同

以上

奉納踊

當年の踊町は此の朝卯の刻より長坂下なる踊馬場に來り丸山町或は密合町を  
筆頭として踊を奉納し午の刻に至りて終る、夫れより西役所、御旅所、長崎  
代官所、用屋敷、御鐵砲方を歴踊次は町年寄以下市内各役場、或は組合又は  
市内の主要なる人々を廻踊し夜亥子の刻に及ぶので市内は神事氣分に陶醉し  
空前の賑ひを呈するのである。普通に供日クニチと稱するのは此の日より神輿の還

御まします迄の三日間を言ふのである。

此の日長崎奉行は其の名代を諏訪社に派遣し名代は踊馬場なる棧敷より奉納踊を観覽、奉行所役員及び町年寄以下總町乙名等はその傍なる棧敷より踊を見る。此の時當社では豫め作成したる踊題號今の番附を神前に奉じ長崎奉行目付、組頭、代官、勘定普請役、奉行家老、用人、給人、近習、目付役、用人給人、近習小人目付、徒士目付、奉行所與力、同心、番所、奉行所門、町年寄、社家中へ贈る、而して長崎奉行や、目付役や支配組頭や支配勘定等は西役所前棧敷に於て奉納踊を観るのである。而して踊終了後奉行名代は直ちに神輿に供奉し神輿大波止着御後長崎奉行參拜神酒を賜ふの例である。

九月十日 御旅所御滞在

九月十一日 神輿還御 御上りと云ふ未上刻より大波戸發

卯の刻より奉納踊始り午の刻終る、還御途順は大波止より外浦町、大村町本博多町、堀町、本興善町、豊後町、櫻町、勝山町、馬町の順である、神輿中門に及びし時大工棟梁は神輿の鳳凰を抜き取る、拜殿着後直ちに宮廻りあり、神輿は拜殿右側石階を正殿の後にいで廻りて拜殿左側石階を下り拜殿に

渡 御

還 御

宮 廻り

遷 宮

流 鏑 馬

神 事 能

奉安せらる、宮廻りに際しては神輿丁等勢猛に急ぎ立ち往々にして喧嘩争闘を生ずることがあり中々の混雜である、宮廻り終りて直ちに遷宮式執行あり次いで長崎奉行參拜神酒を賜ふ。此の時の參拜者は長崎奉行、目付、組頭、長崎代官、奉行名代、勘定役、用人、普請役、會所調役、聖堂祭酒以上は内陣に於て神酒を賜ふ町年寄殿外縁に於ての順序である。續いて湯立行事あり奉行は參拜後直ちに流鏑馬を見る、諸役人や宮司以下亦同所に到りて流鏑馬を見るのである。

九日、十一日雨天の際は奉行の許可を得て延期する。

九日、十一日此兩日雨天なれば四ツ時迄見合せ彌歌ざる時は道引の神面二柱御出ある、割竹曳二人御先を追ふ御供には神官四五輩各風折烏帽子狩衣、差貫、帶刀草鞋、神器掛乙名、社用人能太夫當人町乙名並神器掛筆者日行使當人乙名手附日行使各麻上下草鞋にて供奉し奉る道の程太鼓を鳴す。(鎮西大社實錄大成)

九月十三日 神事能は正午頃より始まる、長崎奉行以下諸役人、大宮司以下祠官は中門左側の棧敷より觀覽、此の日能に使用したる翁の面を頂けば痘

神事終了の旨  
幕府に報告す

瘡の災を免かれ又は緩和すると言傳へ遠近より來り請ふもの雲集する、神事能終了後大宮司、祝は長崎奉行所に出頭神事無事終了につきその恩を謝し長崎奉行は宿繼を以て神事終了の旨を幕府に報告する。

九月十五日 注連解 烏居三ヶ所の注連を解取輪の如く束ね湯立場に納む宮司以下祠官社役人出勤神樂三座の後祝盃あり、御旅所は晝頃注連解。

前に掲げたる通り當社の神事は幕府が特に意を用ゐたる所で祭禮中は當社參道口に御神事也重輕服之者不可入の高札が建てられ、神事終了すればその概況は神能番附と共に急飛脚にて江戸表に報せられたのである、従つて巨額の經費を支出したもので、當社のみでも祭禮銀七貫目乃至拾壹貳貫目を要し踊町へは一町四貫目乃至貳貫五百日の補助をなしたもので、其の雜費に至りては莫大のものがあつた。

九月二十四日 境内末社福若稻荷社祭。

九月二十八日 西役所稻荷社祭。

九月二十九日 境内攝社若宮三所神社祭。

同 境内末社松尾大明神祭。

五社神社祭

此の頃長崎總町安全湯立式あり總町乙名參集し神社より祝酒が出る。

長崎奉行暇乞社參 定日無し新舊交代期なる故暇乞として舊奉行社參。

十一月八日 立山役所稻荷社祭。俗に輪祭と云ふ

同 境内末社稻荷社祭。

十一月九日 火焚神事。

湯立場に火を焼き青竹に鯛を挟みて焼きたるものを神前に備へ、且當年の新穀を始めて献供する。

此の日當人町新舊交替の式を神前で舉行するのである、此の日新舊當人町乙名、日行使、神器掛乙名並手附、社用人等は各麻上下で社參する、式場なる拜殿では舊當人町乙名、日行使各八人は左側に、新當人町の乙名日行使各八人は右の方に着座すると、大宮司以下神官一同出仕する。此の時社用人は明年度當人町名簿を大宮司に手交し、大宮司は之を社頭に納め、列席の新舊當人町役人へ神酒を賜ひし後神樂を奏し各々退下する。

式後一同は大宮司邸に於て饗應を受けて退出するのである。この當人新舊

長崎奉行交代  
參拜

當人町交替

當人渡

釜槽嘘蘿蔔祝

交收渡を當人渡しと呼んで居る。

十一月廿五日 釜槽嘘蘿蔔祝

青木家の年中行事であるけれ共社中一般に關する故茲に記載することゝした。

大宮司青木家々祖時代不明草野城主たりし頃戰場に在り、折しも霜月廿五日雪俄に降り出で寒さ身に滲みて兵士等いたく困しみけるを見、附近の畑に在りし蘿蔔を抜かしめ塩焚きとして兵士等に與へた所が凍えし全身に暖氣を加へて大に元氣を増し其の日の戦争に勝利を得た、かゝる吉瑞あればとて青木家にては世々に相傳へて年を關きしことが無かつた、此の故事により大宮司家にては毎年醬酒煮の蘿蔔皮ながら太く切りたるものを作り之を社中に配付するのであつた。

十一月二十七日 境内末社春日大明神祭。

同日 立山役所菅沼大明神祭。

十二月十三日 煤拂ひ

正殿を始め奉り境内建物、神官邸宅等の煤拂ひを行ふのである、着手前に

煤拂

煤拂ひの式を擧げ、次に竹と藁とにて造りたる海老を恵方より入來の姿勢にて境内各家の棟木に掲げ、終りて大宮司邸にて祝膳がある、夜に入り箱提灯を點じ且つ煤拂竹、米の二品を二人に持たせ、下社家附添ひの上妙見社及び境内社家に就き煤拂ひの式を行ふ。

宮司より社中へ祝餽の配膳あり。

十二月十九日 注連繩綯ひ。

十二月二十七日 御鏡餅搗き 此の時初臼一段を大黒柱に打付るを例とす。

十二月二十八日 門松立。

十二月晦日 惣町に當社守護紙札壹萬貳千枚を配札す。

餘るを戻すもあり、其の儘に置も有、不足は取りに參る町も有 (續西大社明鑑)

以上は維新前のものであるが維新後は諸制の改革と共に、神社祭式も追々に改定せられ、且全國劃一の禮制に據ることゝなつたので、今は大方は舊型を失ひ僅に森崎、住吉、兩社祭及び當社大祭神事のみが往時の面影を存して居る。

現在祭典を表記すれば次ぎの如きものとなる。

維新後

| 月日  | 大祭      | 中祭                                      | 小祭          | 雜祭   |
|-----|---------|---|-------------|--|
| 一月  |         | 一歳旦祭<br>三日始祭                            |             | 隨時年番町引繼清祓                                      |
| 二月  | 十七日 新年祭 | 十一日 紀元節祭                                |             | 節分の日<br>二日 御火燒神事                               |
| 三月  |         |   |             | 隨時氏子總集會<br>廿二日 春季祖靈祭                           |
| 四月  |         | 七・九日 森崎特別由緒祭<br>二十九日 長節祭<br>二十九・三十日 住吉祭 | 二日 末社 松尾神社祭 | 十七日 末社 東照宮祭                                    |
| 五月  |         |   |             | 五日 御位階祭<br>水御祭<br>十七・廿二日 秋季祖靈祭<br>廿五日 御假宮建設地神祭 |
| 六月  |         |   |             | 十一・十三日 祭                                       |
| 七月  |         |   |             |  |
| 八月  | 八日 祭    | 十七日 神嘗祭                                 |             |  |
| 九月  |         |   |             |  |
| 十月  | 八日 祭    |   |             |  |
| 十一月 | 廿三日 新嘗祭 |   |             | 卅一日 除夜祭  |
| 十二月 |         |   |             |  |

右の外毎月一日には湯立神事、九日十九日廿九日に月次の小祭が執り行はれ更に左記末社の祭典も毎月定日に行はる。

松尾神社 二日 東照宮神社 十七日 合祀せる末社 朔、十五日

大正十五年頃までは毎月定日に末社祭が執り行はれたのであつたが、各末社は之を一殿に合祀せる關係より朔日十五日二回に毎月小祭を行つて居る、従前の祭日は

|               |            |                      |
|---------------|------------|----------------------|
| 春日神社 一日       | 稻荷神社 九日    | 出雲神社 十四日             |
| 八坂神社 十五日      | 猿田彦神社 十七日  | 柿本神社 十八日             |
| 日吉神社 十五日      | 嚴島神社 十七日   | 柿本神社 十八日             |
| 若宮神社 十九日      | 西宮神社 廿四日   | 天満神社 廿五日             |
| 春秋皇靈祭 三月九日 定日 | 神武天皇祭 四月三日 |                      |
| 神嘗祭 十月十七日     | 以上 遙拜      | 大祓 六月三十日 十二月三十一日 (式) |

右の通りに行はれた。

左に當社現在の年中行事につきて略記しやう。

日供 毎日午前十時に當直員舞殿に於て奉仕する。祓詞、大麻、献供、御饗、御酒、海魚、野菜、鹽水、祝詞、神樂の順序である。

月次 月次祭は一日、九日、十九日、廿九日の四回で、當日早旦社殿を裝

現在年中行事  
日 供  
月 次

飾し、各員修祓修祓は修祓所又は拜殿内等で行はる、一定して居ない後宮司以下所定の位置に就き禰宜以下にて神饌神酒、海魚、海菜、野菜、果物、鹽水を献す次に宮司祝詞を奏し神樂、玉串拜禮、撤饌の順序で祭儀を終了す。右の内一日の湯立神事には先づ庭上の四方に齋竹を設け注連引き繞らして湯釜を据へ幔幕を張る。祭事に入りて宮司玉串を捧げし後、年番町代表者亦玉串を捧げて一同拜殿に出座の上打立、幣舞、舞、湯鉢、湯笹、神樂の順序で終了す、又九日には小祭奉仕後神前に於て献詠歌の披講を行つて居る。

一月一日 歳旦祭が行はれる、午前二時と云ふに第一鼓が玉園山の間間から琴々と鳴り響く、歳既に改まりて新年初度の祭儀が開始せらるゝの第一報である、第二鼓二時三十分にて於て庭上に燎火を焚き、第三鼓三時に始式衣冠の宮司以下禰宜、主典等祝詞殿に參集、所定の位置に就けば忽ちにして劉曉たる奏樂一隅より起る、此の間に宮司は起ちて大床に昇り御扉を開き扉側に伺候すれば、禰宜以下神饌御饌、御酒、饅餅、海魚、水鳥、海菜、菓物等各四臺つ、計廿八臺を獻す、次に宮司祝詞を奏し玉串を捧げて拜禮、撤饌、閉扉退出の順序で式を終へ、引續き豫て準備せる湯立場に就きて氏子安泰の湯立神事が行はるゝ、湯立神事終れば社

歳旦祭

務所に於て拜賀式を執行し、宮司は判任待遇以下職員の拜賀を受け賀狀を宮内省式部職宛に發送する。而して湯立に際して調へた國幣中社諏訪神社湯立神事町内安全祈會社へは家運永久祈會と認められた大板札百三十枚は松ノ内に市内各町又は會社等へ配附する。

歳旦祭は當社の中祭である従つて元始祭、紀元節祭、森崎祭、住吉祭、天長節の如き中祭や祈年祭、大祭、新嘗祭の如き大祭や小祭私祭等に於ける、祭儀の順序は大同小異で神饌も季節によりて品種の差はあるが略同様である。

三日 元始祭 午前八時より開始さるゝ、祭式神饌歳旦祭と略同じ。

十二日 社頭和歌初會で午前九時會員一同舞殿に參集し、祝詞、大麻、宮司祝詞の後、豫て當社に於て撰定の上會員へ通知し置ける會員の詠進せる和歌を神前に於て披講する、讀師の披講終りて社務所に於て神酒を頒ち當座詠歌等もありて日没頃までに散會するのが常である。

二月二日より四日まで。御火燒神事

此の日には市内各戸より古守札を携帯する者多く、當夜神上げの式を行ひ庭上神籬内に於て燒却するのである、此の神事中に節分祭が執行さるゝ、而

元始祭

社頭和歌會

御火燒神事

して木製の黒天の槌や米俵などを造りて煎り豆と共に紙に包み祭儀中各殿の燈火を滅して之を撒布す、参詣の諸人は槌や米俵米を包める豆包を拾ひ得れば今年の福運は上吉なりとて争ひ競ふて拾ふので社頭は時ならぬ賑を呈する。

二月十一日 紀元節祭午前十時より、神饌廿八臺祭儀歳旦祭と略同じ、祭典終りて社務所に於て拜賀式舉行。

新年祭

二月十七日 新年祭 地方廳の都合により時によりて變更することがある。

新年祭、當社例大祭及び新嘗祭は當社の三大祭で幣帛供進使の参向があり宮内省より新年、新嘗兩祭には一社につき幣帛料金貳拾五圓神饌料金拾五圓づつを、例大祭には國庫より一座幣帛料金五拾圓神饌料金貳拾五圓二座分計金百五拾圓を供進せらるゝの定で、最も重要な祭典であるから、奉仕者は何れも正装を用ゐる祭儀特に嚴肅に執行せらるゝのである。是より先き、當社に於ては中門と大門とに真櫛を設け、二ノ鳥居に注連飾を施し左の如き標札を其の側に建つ。

二月十七日午前八時

新年祭 奉幣使参向 國幣中社諏訪神社々務所

定刻に至りて奉幣使参向すれば禰宜、主典、年番町、評議員等は之を大門口に、宮司は之を拜殿口に迎へ拜殿の東廻縁に於て手水の儀ありて参入し舞殿に着座、即ち次の如き順序で行はるゝのである。

- 一、宮司以下所定の座に着く
- 次 幣帛供進使参進これより先き手水の儀あり
- 次 幣帛供進使祓所に着く
- 次 修祓幣帛物、供進使、隨員、
- 次 幣帛供進使所定の座に着く
- 次 御幣物辛櫃を便宜の所に置く隨員之に副ふ
- 次 宮司諸事辨備せる旨を幣帛供進使に申す
- 次 宮司御扉を開き畢りて側に候す
- 次 禰宜以下神饌を供す神饌七種廿四臺なり

次 宮司祝詞を奏す  
 次 幣帛供進使随員御幣物を辛櫃より出し假に案上に置く  
 次 宮司御幣物を奉る  
 次 幣帛供進使祝詞を奏す  
 次 幣帛供進使玉串を奉りて拜禮玉串は随員之を附す  
 次 禰宜以下拜禮  
 次 禰宜以下御幣物を撤す  
 次 禰宜以下神饌を撤す此間奏樂  
 次 宮司御扉を閉ち畢りて本座に復す此間奏樂  
 次 宮司祭儀畢れる由を幣帛供進使に申す  
 次 各退出  
 斯くて幣帛供進使は社務所に少憩の後退社あり、見送りは參入の時に同じ。  
 四月二日 末社松尾大明神の大祭及び湯立神事が行はれる。  
 此の月氏子總代の總集會が開催せられ氏子より當社への定例献金其の他に  
 つき會議があるので、當社ではその會場たる書院床ノ間を祓ひて諏訪大明神

春季皇靈祭  
春季祖靈祭

一條關白筆の大軸物を掛け、祓詞、大麻、祝詞の後會衆へ賜饌の儀あり議事に入  
 入りて宮司以下臨席參與する。  
 春季皇靈祭遙拜式 三月春分の日午前十時  
 齋庭 雨天の時は拜殿に遙拜式場を辨備し案を立て新徳を鋪く宮司遙拜辭、玉串、  
 拜禮、禰宜以下拜禮にて閉式、此の日一般人士も遙拜を許さるゝので參拜自  
 由である。

此の口祖靈社の春季祭典がその社頭に於て執行一同齋席、祓詞、大麻、鹽水、太玉  
串を奏す、祝詞、各自玉串、奉拜  
禮、撒饌、八  
種貳拾貳臺され遺族等參詣者が多い。

神武天皇祭  
森崎祭

四月三日 神武天皇祭 遙拜式あり式は春季皇靈祭に同じ  
 四月七日 森崎大祭 事始神事午前十時、八日大御饌、九日壽詞と三日に亘りて  
 執行せらる、この祭儀は特別由緒祭として住吉社祭禮や神事大祭と共に古式を  
 保存されてある。爐糟町入口鳥居に注連建札四月七日より九日まで(右肩)森崎御  
大祭(中央)諏訪神社々務所(左下)  
 大門中門に眞神等の準備は祈年祭に於けると同様で、更に當社祭には鏡餅貳  
 并餅三箇一重、醴酒貳升を用意するの相違がある。  
 祭儀は中祭の時と同じく唯だ大御饌に際してのみ御扉を開閉することゝな



つて居る、神饌は前日五種十五臺、中日は御食和稻、荒稻御酒甘酒、鏡餅、海魚、鯛、海菜、青海苔、昆布、野菜うど、はうれん草、粟、物、夏橙、又は林檎、各參臺七種貳拾壹臺、後日六種拾八臺である。

森崎大祭大御饌祝詞

此乃玉園山に鎮座須諏訪大神森崎大神住吉大神等乃大御前仁畏美畏美毛、白左久梓弓春乃中仁毛空和麗仁長閑左極美無伎四月八日九日乎青葛來留、年毎爾御祭日止祝比定米氏森崎大神乃御祭奉仕留刀諏訪大神住吉大神共、爾奉留物波天乃甜酒仁櫻拍乃土器取添邊山乃物野乃物海乃物磯乃物乎良、百取乃机毛滋仁置足波之氏奉之奉留乎安幣帛乃御心安良仁足幣帛乃御心足良比仁令聞食志天、皇我大御世乎遠御世乃長御世仁守守利幸比賜比天此乃長崎乃縣乃知事諸乃官人等此乃大宮爾奉仕留神職乎始米町々里々乃産土子等乎御山乃松蔭、廣久御園乃神乃常盤爾堅磐仁惠美坐志天惣天穢之伎病波此乃縣内爾不入、給每人爾令有幸令有利給邊刀神職等依香乃池廻伊依集比入紐乃同心爾祈、申事乃由乎天乃斑駒乃耳振立天々聞令食止畏美畏美母白須

東照宮神社大祭

天長節

住吉大祭

四月十七日 東照宮神社大祭

當社は元獨立の神社であつたけれども、維持上の關係より諏訪神社の末社になし奉つた事は當社の記事に述べた通りである。夫れで諏訪神社では舊例に依りて四月、九月の二回に亘り各十七日を祭日として祭儀を營む。

四月廿九日午前十時 天長節祭

祭儀は歳旦祭に同じ、神饌六種拾五臺。

六月廿九日、三十日 住吉大祭 兩日に亘りて行はる、當社特別由緒祭である、爐糟町鳥居側入口に建札の如し。

來ル二十九日、三十日

住吉御大祭

大祓三十日午後二時 社名

二の鳥居注連飾り大門中門真神森崎祭の時に同じ、鏡餅四重六升壹重二升參重廿酒餅米一升神饌用上白米六合上白麥六合小注連等を前日迄に準備し更に拜殿入口三ヶ所に茅ノ輪參箇を取附く、昭和二年より正殿兩腋門、稻荷社鳥居へも茅ノ輪を設くることゝした。又古例に依り今下町へ照會して長坂へ廿九



神饌七種十八臺、祭儀終りて直ちに、神饌は六種五臺、水神祭には豫め奉齋水波能賣大神中央御井神向つて右鳴雷神左爲社内安全と書したる大旗七本を準備し置き神水井には大旗を池貳箇所井四ヶ所には小旗を樹つる。

九月十七日 東照宮神社祭  
九月秋分の日 秋季皇靈祭  
同日 秋季祖靈祭  
以上は春季祭典と同じ。

九月廿五日 御假宮建築地神祭  
時刻前に大波止に於ける御假宮を建設すべき地域の四方に忌竹を建て注連引廻らし中央に神籬を建て、置く、定刻に至りて齋主禰宜以下着席、祓詞、祓串、潮水、降神、祝詞、昇神の順序で儀を終へる。

沖郡白波打寄世天洗清幸留大泊門乃渚仁年毎乃例登之氏諏訪三所乃大神等乃御假宮仕奉良幸登今日乎生日乃足日斗祝比定氏神籬之榮志注連引延邊建始奉良幸登是仁依氏被戸乃四柱乃大神等乃清々志喜御心以氏此乃

御假宮建築地神祭

例祭  
事始神事

渚乎以豆乃齋庭登拂比清米給比天諸乃罪穢乎引潮乃任仁流之捨給比氏平如此流之捨給比氏波手置帆負命彦狹知命等助介賜比阿奈奈比賜比氏取立流柱桁梁動鳴事无久取葺介留屋根乃噪鼓无久此事爾仕閉奉留木匠等乎始米諸乃手入等賀手乃躑足乃躑無久石走留水乃滯留事無久打墨繩乃速介久成就可調久守賜閉幸賜閉斗清祓乃壽詞申奉留乎平良爾安良爾開食世登良美良美母白須

十月一日より同月十三日まで 例祭

事始神事 一日午前十時

是より先き當社では内に於ては神饌、門札、御守、注連、木札、門札、御籤等は前月中に作製し神事近づくに従ひ市内各社神職に神事中の助勤方依頼をなし、神酒、神馬、奉納者や砂納入者臨呷村高橋某にも前年の振合を以て夫々依頼状を發する、時日の切迫するに従ひ鏡餅貳片飾四重、八日官祭用、壹升餅二重同日清祓用、九日御還幸供獻とし及び御供用として約八斗分白羽二重一疋御尊用、紅白絹壹重同日清祓用、九日御還幸供獻とし帛類丈八尺幣用、他木綿五色絹等神器類紙截ち物等新調購入修繕等の準備怠りなく外にては年番町招待、清祓案内於御旅所其の他一切を整へ馬町當社參道口左に

来る十月一日より十三日まで

御 大 祭

|    |      |          |
|----|------|----------|
| 七日 | 午後一時 | 渡御       |
| 八日 | 午前九時 | 例祭於御旅所假宮 |
| 九日 | 午後一時 | 還幸       |

当社

この木札を建つ。

前日までに各社殿正殿、拜殿、神饌殿より中門、大門、洗手舎、各鳥居、瑞籬門倉庫、社務所に至るまで注連を張り大、中門及び石鳥居には真榊椎代用青竹を立て、拜殿に菊花紋章附紫縮緬を張り廻はし中門大門に菊花紋章附帷帳を垂れ、兩門に高張壹對つゝを配して境内の莊嚴を盡すのである。

此の日午前十時宮司禮装他は常装で社務所前に整列、先づ手水の儀あり一同祓所に就き、祓詞、太麻、搦水行事の後一同祝詞殿に昇り献饌、祝詞、神樂、玉串、拜禮 禰宜以下は自席より撤饌、退出、此の日當社評議員及び年番町代表者式場に参列し祝詞殿に於て拜禮をなす。神饌六種十八臺

市中特に踊町 神事町とも云ふは此の日より軒端に笹を立て紋附幔幕を張り一町揃の軒燈を點する、踊町ならざる各町は七日より九日まで各戸軒燈を獻す

るのである。

神輿昇清祓 十月一日午前九時

神輿昇一同を拜殿に参集着座せしめ、祓詞、太麻、祝詞、神樂の後舞殿に於て賜献了つてその各町總代を祝詞殿に昇らしめて神輿の籤取りをなさしめて昇夫心得書を分與する。

大正四年氏子總代集會によりて、神輿三座は此の日神輿庫より之を中門左廻廊に出して一般の縦覧に供し、六日拜殿に移すことゝ決定したので爾來實行して居る。但し一日又は二日に雨天であつたらば三日に出すことゝ附加されて居る。

当社神事は獨り當社のみならず長崎市に於ける年中行事中の雄なるものであるから大祭中の祝詞も成る可く登載して一般後世に傳ふることにした。

清祓

此の日年番町主催となり社務所に於て氏子各町代表者を招待神酒を頂戴せしめ饗應することゝなつて居るので、當社に於ては參集の各員の爲め清祓を行ひその家運長久息災延命を祈るのである。式は祓詞、太麻、潮水、献饌、

河降神事

祝詞、神樂、撤饌の順次で神饌は六種六臺。六種六臺、六種六臺、六種六臺、六種六臺、六種六臺、六種六臺  
河降神事 三日午前九時壽詞奏上九時壽詞奏上、九時壽詞奏上、九時壽詞奏上、九時壽詞奏上、九時壽詞奏上、九時壽詞奏上  
縦列人数揃 午前二時

此の日より宮司潔齋に入り禰宜主典は五日より潔齋す。此の日より宮司潔齋に入り禰宜主典は五日より潔齋す。  
祭場は池の前庭を以て之に充て神籬を立て四方に忌竹注連繩を引廻らし、  
宮司は禮装他は常装で奉仕する。次兩段再拜、太麻、潮水、撒米、切麻、降  
神、献饌、祝詞、宮司玉串、拜禮禰宜以下拜禮撤饌、昇神一同兩段再拜で終  
了神饌、生花壹對菊すきと六種六臺海菜、野菜一臺、  
午後二時 従列即ち御供町の人数揃ニ、ス、ロ、ヒを社前で行ふので御供町各町の老若殊  
に小兒は衣冠束帯又は烏帽子直衣に盛装して社頭に参入し、神職の指揮にて  
中門前に整列の上拜殿前に進みて又整列する、此の時神職は拜殿より太麻を  
以て参集を祓ひ神樂を奏す、祓終れば各町各人はその定められたる三社紋章  
入りの御旗御楯弓矢刀劔類等を捧げ持ちて拜殿向つて右側階段より昇り始め  
て正殿後に至り右に轉じて拜殿左側石階を下り斯くして三回に及ぶ、尤も旗

や道具は一回丈持するに止むる。斯くて各町共社頭に於て記念撮影を試む  
るもの多く日没時まで社頭は一時の賑を呈する。

此の夜市中は踊町の庭見せがあるので市中は非常に雑沓して愈々踊氣分を  
そゝり立つるのである。

壽詞 四日午前九時

四日、五日、六日、十日、十一日、十二日の六日は二日の式次により同時  
刻に同一の祭儀を繰り返へすのである。神饌は六種六臺御食二臺海菜、野菜同一臺  
本宮并假宮清祓 六日午後二時

本宮並假宮清  
祓

この祭典は渡御既に近くなつて來たので祭事神事の諸事圓滿に進行する様  
この主意によるのである、若し當日雨天ならば渡御が不能、即ち奉納踊確定  
まで當神事は延期さるゝ事もある、或は祝詞の後太麻、潮水もて神前、神輿  
神器、御炊屋等を祓ふのである。

御遷宮祭 十月七日午前三時

御遷宮祭

此の日午後一時當社出御大波止御旅所オ、タ、シ、レ、ロへ渡御ましますこと例年の定めであ  
るので、曉一時と云ふに準備を促す第一鼓が報せらるゝを相圖に神饌部では

神饌の調理に取り掛る、第二鼓二時半で庭上に燈火を點じ神職は着服、三時

第三鼓で神職は社務所前に整列して手水の後祓所に就き

次 祓主祓詞を讀む

次 太麻行事

次 潮水行事

次 宮司以下順次昇殿着座 祝詞殿

次 宮司御扉を開き畢りて側に候す

次 禰宜神饌を供す

次 宮司祝詞を奏す

次 神樂を奏す

次 地方官員拜禮

次 市長玉串を奉りて拜禮

次 禰宜以下自席列拜

次 禰宜以下神饌を撤す

次 第

警 鐘 御 椅 子 蓋 御 新 垣 御 樂 立 次 各 自 一 揖 神 輿 前

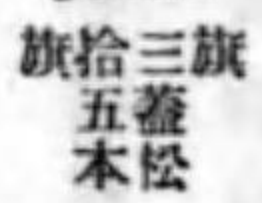
此の間の儀式は夜氣森々たる内に嚴肅を極めて奉仕さるゝで自ら莊嚴の氣に打たれて神威の廣大なるを仰ぐのである。此の日雨天にて渡御不可能の場合には單に祭典のみを奉仕して御遷宮を見合せ次の九日の曉に行はるゝのである。

御遷宮祝詞

掛卷母綾爾畏伎諏訪三所乃皇神等乃大前仁宮司名長美長美母申左久今迄乃大御祭波此乃縣八十町乎秋乃七種乃名仁負布敷乃七箇爾分知十餘利三



第二



三蓋松 旗  
拾五本 隨人同同 辛櫃 太刀同同 樂人同同 前關神職 五色絹櫛

瀧瀬同同同 同 太刀弓 騎白旗  
瀧瀬同同同 同 太刀弓 騎紅旗

道神樂 賽物箱 糞子 住吉神輿 神馬

第三



巴旗  
拾五本 隨人同同 辛櫃 太刀同同 樂人同同 前關神職 五色絹櫛

瀧瀬同同同 同 太刀弓 騎白旗  
瀧瀬同同同 同 太刀弓 騎紅旗

道神樂 賽物箱 糞子 森崎神輿 神馬

瀧瀬同同同 同 太刀弓 騎白旗  
瀧瀬同同同 同 太刀弓 騎紅旗

直ちに御遷宮を奉仕假宮御鎮座祝詞を奏上し、引續き開扉、献饌、奉幣、祝詞、神樂、玉串、拜禮、撤饌、閉扉の順次にて祭典に移る、神饌六種十五臺海菜、果物一臺此の口より参拜者及び各種祭典の儀例を見んとする老若御旅所前に群集するもの街衢に満ちその周圍及び程近き出島、大波止海岸の空地に興行する各種見せ物またその氣勢を煽りその雜聞言葉も筆も盡し難い。所謂神事氣分は市の内外に溢れるのである。

假宮御鎮座祝詞

掛卷母綾仁長伎諏訪三所乃皇神等乃大御前仁宮司位勅姓名長美長美母申賜久此十月七日乃日乎味日乃嚴日止卜定米天思保志立世留御行幸仁因天百千船泊留泊利乃大泊門乃清伎清仁恒例乃隨奉仕禮留御行宮乎嚴乃眞屋止齋祭留神職祝部諸乃手水等乎始米大神乎神祖鎮守神止持齋久青人草仁至留迄其御行列仁奉仕留情態乎鏡成見之明良米瓊音母由良仁御心笑良伎坐之廣矛乃廣利坐之愛幸邊坐世止畏美畏美母申寸

引續祭典 祝詞

肥前國長崎市瓊浦玉園山乃底津岩根仁宮柱太知立高天原仁千木高知氏鎮座寸諏訪三所大神等乃大前仁宮司位勅姓名謹美敬比畏美畏美毛白左久健御名方命八阪刀賣命止御名波白志天稱辭意奉留神乃命波之母神世乃始現事幽事乃事避別禮之時父命兄命乃大御言仁不違大神乃御子乃御言仁毛背伎奉良之止堅石仁常石仁忠之久奉仕利坐之森崎大神波伊邪那岐命伊邪那美命斗御名波白志氏火神風神土神乎始米諸乃大神等波言毛更奈利國土山川人種草木萬乃物乎左邊仁生成給邊留太志伎大御功績坐之住吉大神波上簡



之男神中筒之男神底筒之男神止御名波白志天氣長帶姬命乃韓征乃時和魂  
 波御身仁添天命乎守利給比荒魂波先鋒仁多々之兵皇軍乎導伎軍乃事々終  
 米之奴有斯留御功績坐守仁依利此郷乃産土神止祝比鎮米乃神止崇奉利天  
 毎年乃十月乃七日乎御祭日止祝定兵奉仕奴故今日此行宮乃齋床乎殿乃磐  
 境止拂比清米天御山仁生留眞堅木乎根堀仁堀天神籬止建榮之齋比奉利兵  
 明衣照衣荒衣和衣又白伎紅伎大幣帛仁眞清吉清麻乎取垂刺立天由自理伊  
 豆志利歌比都々舞比都々造利差米奉留天乃醇酒秋風乃涼伎野畑山畑仁熟  
 出留種々乃果物甘菜辛菜海乃物波千尋栲繩打延天引寄世之緒乃廣物緒乃  
 狹物及海人之目指等加久々都母狹伎麻天拾取苜取多留貝津物奥津藻菜邊  
 津藻菜許々多乃物乎良百取乃机仁置足波之天進米奉留乎安幣帛乃足幣帛  
 止聞食受給比天寶祚之高御座仁坐天顯津神止大八島國所知食寸皇御孫命  
 之大御代乎手長乃大御世止齋比奉里嚴乃御代乃足乃御世止幸邊給比大神  
 乃敷坐寸此郷乃産土子等乎漏留留事無久落留事無久守護賜比矜美賜比天  
 枉神乃枉事不令有其持分留家業各立榮天繼々仁饒布地止令成賜比御社爾  
 奉仕留神職等我家内安久豊仁諸之災不前前仁遠久氣吹拂賜比過犯事之有

例 祭

乎代見直之開直之坐天夜之守日之守仁守護利賜比幸福邊賜邊斗祈申事之  
 由乎平介久安介久聞食受給邊止鹿自物膝折伏鶴自物頭根突拔天畏美畏美  
 三母申寸  
 例祭 官祭 十月八日午前九時  
 清祓 世話方、評議員、諏訪講社員等 同日午前十一時  
 湯立 同日午後一時  
 夕御饌 同日午後四時

此の日早朝人足に白丁を着せしめ縣廳へ差遣はすと縣廳では幣帛を納めた  
 る辛櫃を御假宮に奉送するのである。

定刻八時には長崎縣知事幣帛供進使として参向し茲に祭儀が開始さるゝ。  
 當社に於て最も重き祭典で國庫よりは諏訪社祭神二柱に對し幣帛料金五拾  
 圓神饌料金貳拾五圓宛二座分計金百五拾圓を供進さるゝのである、その儀式  
 は祈年祭の項に述べし所と同じいから茲には是を略する、官よりの神饌物は  
 明妙照妙五色絹の外九種參拾貳臺海菜、野菜の二品合靈例祭終る頃長崎市長參拜獻饌す。  
 清祓は當社に特に功勞ある人々に對して行はるゝ行事で大祭前に夫々當日

参拜あるべき旨を通知して置く清祓終りて神酒を頂戴せしめ、後箱札を配付する、神饌五種五臺内一臺は箱札。

湯立神事は午後一時より開始、再拜、拍手、潮水、撒水、切麻、祝詞、大祓、太麻、奉大玉串、祝詞、打立、幣舞、劔舞、湯鉢、湯笹、神樂、再拜拍手等の順序で神饌は五種五臺。

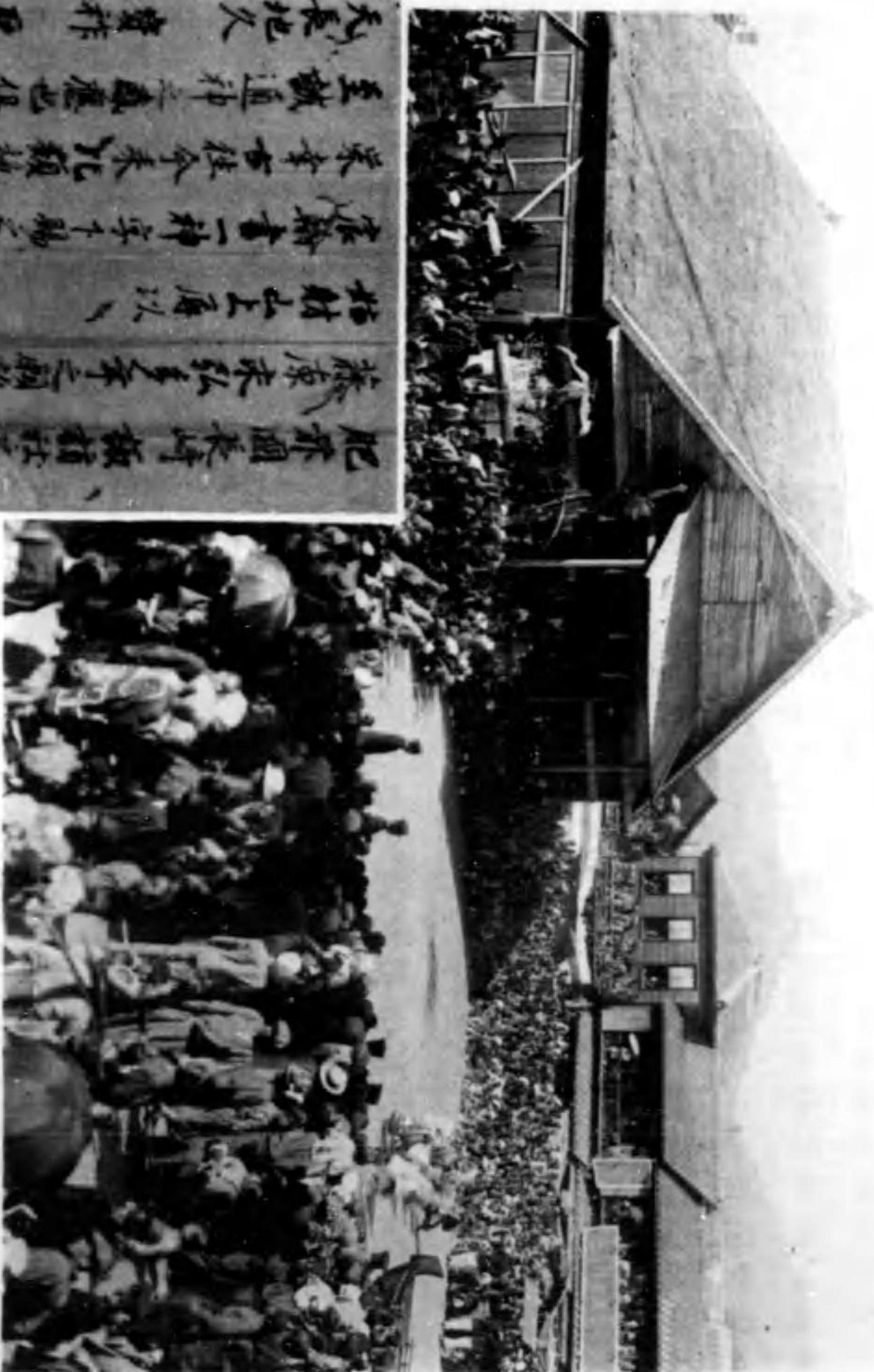
夕御饌 午後六時開始 神饌七種、壹種參臺づゝ拾六臺菜、果物合臺。

御遷宮 九日曉三時

去七日曉三時の式と同じ唯地方長官や市長の参拜が無い位の差があるのみ。神饌は六種十五臺海菜、果物合臺。

午後一時假宮御發輿あらせられ御供町其の他行列は前日の通りで馬町通りに至りて輿丁等少憩の上馬町口より進みて二ノ鳥居に達せし頃 時に青銅鳥居口よりより「ミコシモリ」を開始せられ御渡御の時と同じく三座連行長坂七十三段を疾風の如く駆け上る、此の壯觀を見んとて近郷近在は更なり遠き國々より來り集るもの雲霞の如く馬町より大泊門迄十數町に亘り身動きならぬ光景は實に凄しと言ふ外に言葉がない。これにて愈還幸が終る神輿既に拜殿に

還 幸



大波止御旅所の奉納踊る。前回の大きな建物が御旅所である。神字添繪(左)八通の一本文参照のこと

肥前國長門郡蒲田之神宮傳  
藤原末弘多幸之朝延年達  
村山上原以、  
家藏書一神字十册之貴人志、  
宋字古往今來此類地傳惟無他  
至誠通神之感應也但願  
天長地久 實作 聖壽之懸祈  
日滋無懈矣  
元禄六歲次、秋八月有吉  
學務長藤原春

諏訪神社誌

還り着き給へば直ちに正殿に御遷座の儀を行ひ一同祝詞殿着座の上献饌、祝  
詞、神樂、撤饌、閉扉の順次で式を了す、此の日の神饌は御饌蒸米、鹽水七臺  
甘酒干鯛一枚づゝ七臺鏡餅四臺猪舌餅參臺海菜房塞天七果物粟二升七臺野菜七臺  
五穀參臺計三拾八臺である。

嘗乃根乃長崎乃里御惠乃深江乃浦波常世乃浪乃寄里來留浦天雲乃垣立極  
見霧加寸浦止千萬乃國々與里船乃八十船々腹不乾伊寄集比氏又無伎仁宜  
比天面白伎港仁古曾

爰乎以天空敷布大泊門乃渚仁御行宮奉仕天七日與利大御祭奉仕利都々今  
日波意乃日奈禮伐頓天本津宮仁御供奉仕良牟止寸故朝乃大御食奉良牟止天  
大御酒波嚴瓮仁淇邊大御食波平瓮仁盛里海乃物山乃物等神祝々狂之豐祝  
々狂之豐祝々回之奉乃奉良布嚴穗乃嚴之伎心明穗乃赤伎心乎不殘聞食賜  
比氏道須賀良御供乃神職乎始米千萬乃人々澤邊仁真菰假初仁毛障留事無  
久過事無久守利幸邊賜比天平良仁安良仁御還幸有世給邊止神保左喜仁保  
左久由乎所聞食止謹美敬比畏美畏美母申須



是にて神事全く結了となるので當社職員の一部、評議員、年番町は會席を社外に設け、職員の一部と助勤神職等は當社々務所に於て直會の宴を張り連日の勤勞を慰するのである。

抑諏訪神社神事は、嘗て切支丹の跋扈跳梁せるに際し、内は市民の敬神思想を涵養し、外は切支丹禁遏の一法として遠く寛永十一年に其の端を開き國威發揚敵國降伏等國家的及び對外的立場に據りて益々祭儀を張行し、其の祭典の嚴肅で神事行事の華耀なること海内に稀なりと稱せられ、従つて經費亦巨額に上り市民はその負擔に堪えぬので、幕府は祭儀は勿論神事町に對して年々多額の金員を下賜したもので、今に至りて三百年間、歲に豊凶あり世に隆替がなきにあらずと雖も、神事に欠年あることなく長崎奉行齋主となりて常に盛大に奉仕され維新後亦其の規格に據りて今日に及んで居る。

今や世態の變遷により、祭禮開始當時の如き事情は無くなつて市民敬神思想の歴史的發露と三百年の慣行を繼續するに過ぎないので之を古の隆昌であつた時代と比ふれば元より幾分の遜色があるのは免れまい。併しこの慣行を繼承することに於て長崎市の經濟界に異常の活氣を加へ、且つ市民が日本國

祭儀は國家的對外的關係に上りて行はる

神嘗祭

明治節

新嘗祭

大祓

新年準備

除夜祭

民としての眞摯なる思想を涵養すると言ふ事は争はれぬ事實であらう。單に花の如かりし歴史の一回顧資料ではないのである。

神嘗祭 遙拜式十月十七日午前十時

明治節 十一月三日午前十時

紀元節祭と同じ

新嘗祭 十一月二十三日午前十時

準備祭儀共に祈年祭と同じ、神饌は御食和稻、若稻、御酒甘酒を添ふ、鏡餅祈年祭には無、し二升海魚鯛、川魚、鮎、海菜、淺草海苔、野菜、各四臺宛計八種貳拾四臺である。

大祓 十二月三十一日午後二時

祭儀六月の大祓に同じ

社内裝飾餅搦き 十二月廿九日

此の日門松を中門石階下に設け、燎火用松束を準備し、且鏡餅調製、本社用一升餅四重、社務所用二升餅一重、祖靈社用五合餅三重、末社用貳合餅十三重、大板札百三十枚町内安全祈攸札

除夜祭 十二月三十一日

境内

大祓式終了後舞殿に於て着座祝詞神樂の順序で行はる、神饌は六種五臺

境内 六千八百八拾五坪貳合八勺

官有地

内 參千六百六拾參坪貳合貳勺五才

建物所在地、踊馬場其他

參千貳百貳拾貳坪六勺

山林

當社境内は現社地移轉後慶安三年幕府は八千七百八拾貳坪を寄付し寛文二年更に參千六百坪の寄付をなした即ち壹萬貳千參百坪 東西六拾七間南北百六拾間の地積である。然るに明和七年當社よりの報告には壹萬千九百九十坪餘寛政十一年には壹萬七千餘坪明治二年には壹萬坪餘とありて正確の計算を欠いで居る、明治八年公園新設の爲めに參千七百七拾七坪に縮少せられ祭時其の他甚だしき不便を訴ふるので公園地を神社境内地に編入方を出願し明治參拾壹年十二月參千七百八坪の編入を許可せられて現在に及んで居る。

社地は大体に於て七段に區別されて居る即ち第一段に正殿及びその周圍の山林第二段に祝詞殿 末社 神饌殿 第三段拜殿 其の右、齋庭、社務所、左、神庫、祖靈社、宮司社宅 第四段中門と左右廻廊社務所 往時大宮司住宅は廻廊の西南部に接して居た今は第五段大門と廻廊と左右廻廊社務所公園地に編入され茶店や池などが設けられて居る 第五段大門と廻廊第六段は所謂踊馬場で當社の建物は五段迄の間に排置されて居る、第七段は

境内建物

二ノ鳥居所在地以下花崗石鳥居三百年記念鳥居所在地、舊流鏑馬場一ノ鳥居及び青銅鳥居所在地等である。

尙ほ以上の外飛地境内末社東照宮境内壹千六拾參坪六合壹勺がある。

境内建物境内には正殿、祝詞殿、渡廊、舞殿、拜殿、正殿周圍瑞垣、中門、中門左右廻廊、東西廻廊、大門、惣門左右廻廊、神饌殿、祭器庫、祖靈社、末社、社務所、宮司公宅、手水舎、鳥居石燈籠等の建物がある。

正殿 東南に面する木造 總檜材檜皮葺、入母屋造、二重種 入貳丈四尺九寸、間口參丈貳尺床下七尺、四寸向拜間口八尺、入六尺壹寸、深縁間口壹丈壹尺六寸入九尺 貳拾貳坪貳合の建物で混泥土を以て固めたる龜腹上に立ち殿の四方に刻勾欄附きの廻縁巾四尺參寸を繞らし、棟上正面に日月星を表象し、兩側に菊花紋章を彫刻し瑞籬を以て之を圍む。

神殿は間口貳丈貳尺奥行拾五尺で殿内は内陣外陣の兩部に分たれ、内陣は諏訪、森崎、住吉三社七座の神靈を鎮座なし奉る、神殿の正面に高く楣頭に元祿六年靈元上皇が青木永弘の請に依り染筆し給ふ所「神」 文字は神祇官長兼連の機寫する所なり の御額を掲げ殿前縁側に皇太子御拜座の座標を置いてある。此の座標の前なる殿階七級を降りし濱縁が皇族の拜座に宛てらるゝ位置で清淨なる壹枚の備

後表方貳尺位で白色が設けられて居る。維新前には此處左右に壹對の高麗犬を置いて、模倣をなせる。年六月長崎奉行曲淵和泉守景露之を重興潤色して佳作の由古記に見えて居るが今は無し。

本殿は正保四年現境内移轉當時は今の拜殿の位置に建立されて居た、當時は規模大ならざる假社殿に過ぎなかつた事は既に本文に之を述べて置いた。越えて三十六ヶ年天和三年八月地を現在の位置に定めて正遷宮を行ひ、其の後度々改築が行はれた。安政四年九月炎上、明治二年竣工したのが現在の社殿で神殿の規模結構、彫刻の手法等流石に雄壯瀟洒で巧緻を極めて居る。

瑞籬 正殿の左右と後方を繞れる白木造檜材板葺切妻造の社殿の兩側東西各四丈五尺四寸南北四丈七尺六寸高八尺五寸の建物。維新前の瑞籬は總長貳拾五間とあり、地覆長押上高參尺を腰板壁とし其の上部に筋違格子禰雨覆屋根を附す、その正殿後方部の中央に檜皮葺破風造巾七尺の門を設け北部にも一ヶ所の出入口を設け瑞籬と正殿との中間は全部栗石を撒布してある。

神殿の敷地は當社の最高部で東西九丈八尺六寸南北六丈參尺九寸後方と左右とは高三丈の石壁筋屏、前面は神殿前面の左右に各貳丈參尺六寸の瑞籬あり、中央は間口壹丈壹尺參寸の屏重門を設け石階によりて下段祝詞殿所在地

瑞籬

と相通する。

祝詞殿

祝詞殿 神殿の下段に在り昇り廊八級の階段間口奥行各九尺六寸によりて神殿濱縁に接す、白木造檜材檜皮葺、入母屋造拾貳坪貳合餘間口四丈四尺七寸入壹丈即ち南北に細長き建物で正面左右に巾壹丈六寸、入貳尺八寸の神饌所を附設し兩戸に代ふるに吊蓐を以てす。内部は細目格天井、疊敷で正面梁上に有柄川宮威仁親王の御筆なる護國の懸額を掲ぐ、此の額の直下なる板張を奏任官以上の拜座と定めてある。楣間の雲龍波に鶴等の彫刻が浮世離れして眼底に映ずる。本殿と正殿瑞籬との左右端は瑞籬にて相接する。

本殿は明治二十二年根太腐朽につき氏子より修繕工事を施し、同四拾年十月内務省の許可を得て同月廿四日全部の屋根替を行つた。維新前は本殿と正殿との間に唐搏風造の渡殿があつて殿内に紅縁の疊を敷いて在つた。鎮西大社明鑑には創立の當時は板の間であつたと記してある。

渡り廊 一に登り殿又は渡殿とも云ふ、祝詞殿と舞殿とを連ぬる階廊である。白木造檜材檜皮葺の建物。拾壹坪貳合五勺間口九尺五寸入五丈壹尺階段參拾五級で廊外左右の軒下に各四箇の春日燈籠。大正十年肥塚與八郎喜壽の記が吊されて居る。當建物は明治廿五年氏

渡り廊

子に於て全部の屋根葺替を行ひ以て今日に至つて居る 往時諏訪大祭に際しては、此の廊階の兩側壁に三社神紋を染出したる紫縮緬の幕を張るの例で此の幕は代官高木右衛門の寄付になり破損新調に當りても高木氏より永世之を奉納する内約があつた。

又渡殿の外部は二段の石垣あり下段には當社松ノ森鎮座當時の石製狛犬壹對と上段に四對の石燈籠（上段のは末吉攝津守寄進）が建てられて居たが今はその壹對も無い。又櫓、櫻、蘇鐵批杷、等が植えられて有つたが今は無い。

舞殿

舞殿 白木造 檜材 檜皮葺、入母屋造六坪間口壹丈九尺四寸入壹丈參尺六寸の建物である、格天井五拾四格疊敷で鈴臺笛太鼓等を備へ、平日は此處にて神樂を奉供し舞樂を奏す右側に扉あり神務に際し社人此處より出入する、而して一般人の清祓は此の殿に於てする 往時は祭禮に際して當地町年寄の常寄進になる緞子の綾幕を張つて居た。 往時當殿の兩側に唐金の大灯籠が在つた、地方役高木一丸永貞の奉納せしものであつたが安政年間の間祿に罹り烏有に歸した。

拜殿

拜殿 一般人の參拜所である。木造 檜材 檜皮葺、入母屋造拾五坪間口四丈壹七尺七寸、内の建物で前と左右に擬寶珠附 明治二己巳六月奉納大坂堺筋象牙屋宗兵衛四尺三寸懸、長崎府御用達河邊屋七兵衛明治二己巳八月奉 寄進東古川町柴原邦介 勾欄を有する幅四尺參寸前方は四尺の縁を繞らし、其の左右前方面側に揚口を設け正面は全く開放して一般人昇降口に充つ、社人昇降口は

狛犬

之を右側 明治三年四月奉寄進島屋上安全廣島屋幸榮九嘉平、右 に設く、殿内は格天井板張で正面なる正一位諏訪社の懸額に九州鎮撫總督澤宣嘉が明治元年當地來任の際の揮毫で、その左右なる當社神幸の兩額面は筆力猷健寫生巧妙であるので世間に知られて居る。拜殿と舞殿とは同室異棟、殿内全く相接して居る、殿前石階拾貳級廣貳拾九尺七寸。 往時此の幣殿の左右に些かなる石屋屋根、柱共に石なりを設け中に壹疋づゝの石製狛犬を安置してあつた。此の狛犬は痘瘡其の外の腫物等に際し祈れば感應著しと傳へて老幼の參拜するものが多かつた。其の法は患者は自己の患部に相當する狛犬の體位に白紙を張り置き祈願を籠むるので全快の上其の白紙を剥ぎ取り願成就として白米の粉を以て作れる團子を献するのであつたが、維新後に至り其の位置なりし地中に埋めて仕舞つたので今は無い。 昇廊の右側外なる石垣の左側隅に石玉垣を施せる井が在る。古來高麗犬水と稱し清水混々として頗る清冽掬すべきもので以前は此の水を以て神饌調理用に供して居た、今は此の水を地中管に依りて拜殿右側に導きみたらし用に充てゝ居る。



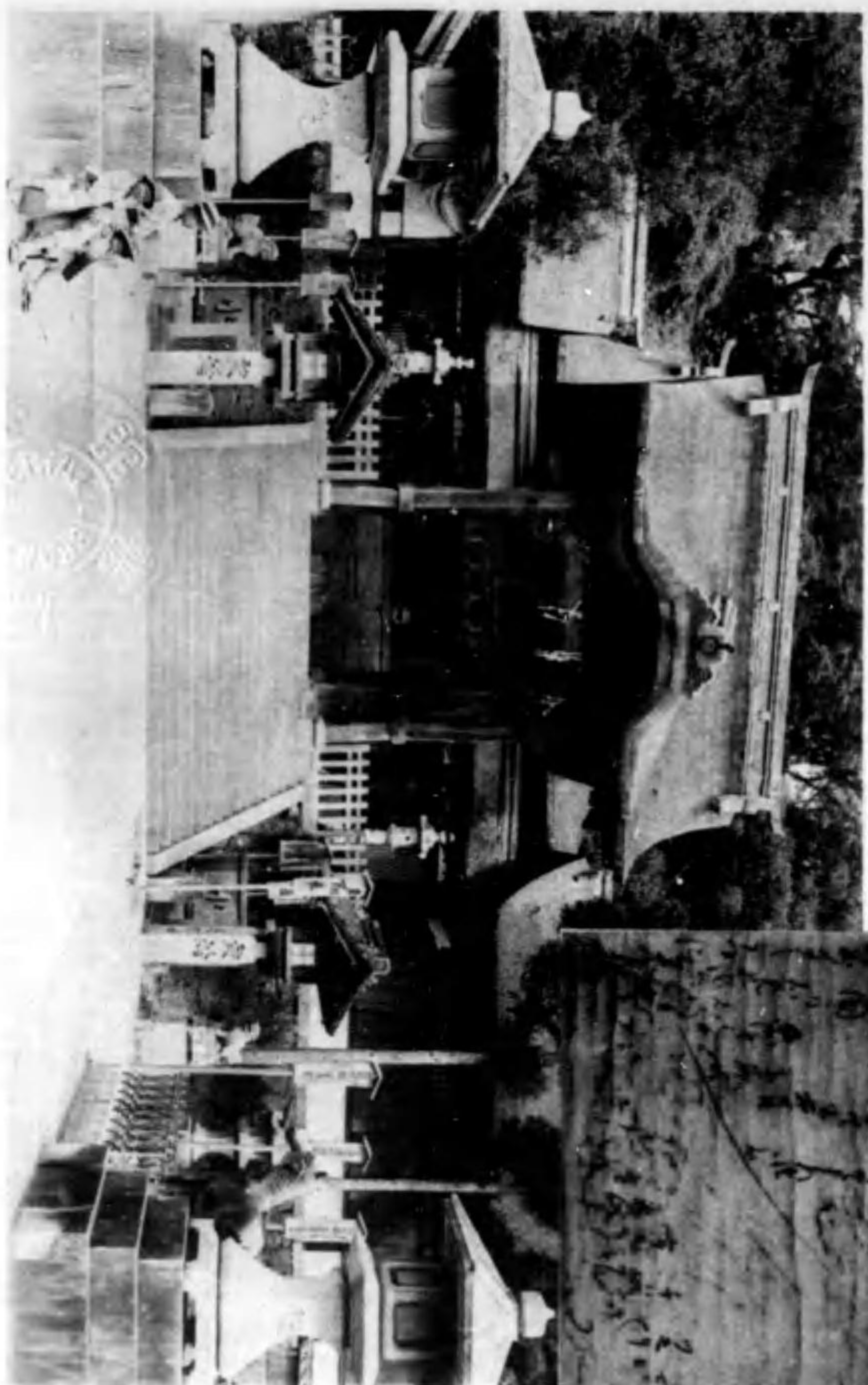
本殿は祭神行幸に際し發着共各十數時間神輿の駐輦まします所で、承應二年長崎代官末次平藏茂貞の捐資創設後貞享五年改建、安政四年火災全焼、明治三年改築再建、明治四十年九月内務省下付の共通金を以て全部檜皮葺に葺替へて工事を施し同月廿九日落成し以て今日に至つて居る。本殿前面左右側に青銅製獅子狛犬對を配してあるが維新前には石狛犬壹頭と大なる圓筒形水盟（左長崎奉行三宅周防守右松浦河内守奉納）が置かれてあつた。

中門

中門 一に四礎門とも云ふ、拜殿と廊棟雨覆の屋形間口を以て相接す木造檜材檜皮葺、流破風造四坪入壹丈貳尺五寸の建物で高サ壹丈五尺、破風の外上部正面に菊花御紋章を附し、屋根下梁頭に正一位諏訪三所の扁額を掲ぐ、その文字は神祇官長吉田兼敬筆で享保九年青木永弘に賜ひしものである。榊上牡丹獅子、欄間の雲鶴、木各種彫物等維新前は拜殿の正面に掲げてあつたのを改築後本門に移したのである。此の門の左右に間口拾四尺貳寸の透塀を附設しその前方に餘地を存して板玉垣を設け陶製燈籠、獅子等を安措して居る。

中門廻廊

中門廻廊 中門左右透塀壹丈四尺貳寸に接続する木造、入母屋造、銅板葺貳拾坪間口壹丈參尺參寸で左右共に疊敷とし右側建物はその半部を混泥土叩き土間として一般參拜人溜りに充て神籤授與函を設け餘は神符授與所兼宿直所と



原圖 玉木ウツ歳

諏訪神社中門(左)

青木永弘筆富士山圖

永弘富士山に巻り頂上にてその池水を以て描けるものと傳ふ

して幣、注連、守札授與等の事務所に充つ、而して大正十三年の頃左側の四坪を混凝土叩きとして一部に圖書室を設け以て一般の閱覽に供し、時に宮司の講演を行つたこともあつたが故ありて今日はその二つながら中止して居る。

此の建物の外部底下に取附けたる木札は安政炎上後當社再建に際し當地駐在長崎奉行水野筑後守、服部左衛門佐、荒尾石見守及び其の組下なる支配吟味役永持亨次郎支配組頭中臺信太郎、明治維新となりては九州鎮撫總督後長崎府知事澤宣嘉同參謀後判事井上開太醫侯同楠本平之丞正隆男同御用掛吉井源馬同坂田諸遠、同福田與、同吉岡良太夫、御勘定丸橋金之助、支配調役沼間平六郎、長崎代官高木作右衛門以下奉行附江戸役人等の外長崎地役人を始めとし市内外の寄付札右百五拾貳枚  
左九拾貳枚で、時恰も新舊政府興廢の歧路に立てる爲め、頗る有益にして興味ある史料として認められて居る。

此の廻廊は維新前より右側のみを事務所俗に番所と呼べり社人神樂舞等宿直し注連、守札を授與するは今古變り無しに宛て、居たが明治四十年九月左側をも事務所とし、明治四十年五月屋根朽損甚だしき爲め氏子神社費を以て廻廊全部の屋根替に着手し七月より九月十五日迄に竣工した。越えて大正十五年に至り又腐朽の度甚だしきを以て内務

省より金壹萬圓の下付を受け同年二月より屋根葺替を行ひ昭和二年四月廻廊全部を銅板葺に改めた。

大正十一年より宮司立花照夫は有志の寄付により此の廻廊軒下兩側及び大門廻廊の南側庇下に青銅の春日型の吊燈籠を點する装置を行つたが、其の後次々に寄付ありて現今前者に貳拾七後者に貳拾貳を數へ社頭的美觀を添へて居る。維新迄は此の廊の右脇五坪を宿直室に宛て幣注連、守護札等を授與して居たことは前述の如し、又能馬場に面する部に上段より少し低く左拾貳間右拾壹間雨覆庇附の廊臺を附設し觀能の棧敷に宛てた、内中門左參間を長崎奉行の座席とせし爲めこゝは一段高き構造であつた。

大門 當社の總門で俗に隨身門矢大臣門又は矢五郎門と云ふ、玉園山の中腹即ち諏訪社の社頭に聳立する木造檜椀皮葺、流造拾貳坪五合間口參丈壹尺入壹丈五尺參寸の拾貳脚柱の宏壯なる建物で左右に垣間口八尺入七尺を設け筋違窓を施し表口には延寶年間長崎奉行牛込忠左衛門奉納の門神帶刀挟矢倚像の姿勢であるを安置す、左を櫛磐窓命右を豐磐窓命とし俗に矢大臣又は矢五郎サンと稱ふるので此の門を矢五郎門或は矢大臣門、隨身門と云ふのである。矢大臣を安置せる

大門

室の後能馬場に面すは同形同大の室で左に唐人船明治年間西右に軍船壹艘 大正五年格記念惠美須町友永岩吉謹製と題せるを置く大門の中央梁頭の諏訪大明神の額は關白近衛基熙元祿六年の筆である。

大門廻廊

大門廻廊 一に繪馬堂と稱するものである、大門の左右に連続せる木造、入母屋造、銅板葺參拾四坪東貳拾壹坪間口壹丈參尺參寸、入六丈五尺貳寸の建物で床全部を板張とし内に各種の奉納額面を掲げ市街に面する方の軒下に參拾餘箇の春日燈籠を吊して祭時に之を用ふる、内側軒下に掲列せる明治初年當社再築に際する寄付札は右百參枚左七拾枚、此の廻廊は數年前迄は參拜者の隨意休憩所に宛て茶店の設けがあつて遠來旅客の旅情を慰するに備ふる設備があつたけれども、神社の神聖を保持する上より之を撤廢した、此處は位置高燥で展望の開濶と觀月の名所なるので遊客絶ゆることがない。昭和三年十月廻廊板張撤去混凝土叩きとなる廻廊前石垣上に設けられた百九拾六尺右九丈貳尺左拾丈四尺の石玉垣は明治三年當社再建の當時に新設せられたもので昇廊左右石階の欄干玉垣と同時に設けられたものである。

東西廻廊 中門廻廊と大門廻廊との間に在りて之と連接する木造、入母屋

造、重層銅板葺六拾坪東參拾壹坪間口壹丈參尺參寸入拾丈四寸西貳拾九坪間口壹丈參尺參寸入九丈五尺貳寸の建物で、西廻廊の階上は大正十五年六月之を改修して事務室、諸餘の各室は之を物置に充て階下は土間とした、維新前に於て當社に奉納能狂言の催のあつた頃の此廻廊は階上下とも能舞臺用諸品を格納したものであつたが、維新後は境内を整頓する一の墻壁となつた様な觀がある。近來西廊階下は市内小學校兒童の成績品陳列所に充てられて居るので心ある人々は杖を曳くものも尠くはない。大門廻廊と當廻廊とは中間廻廊と同時に建立修繕を施され今回亦銅板葺に改められた。

中門と廻廊は延寶七年總門は翌八年に創建せられたので享保十九年三月改築後度々の修理を加へ惣廻り七拾貳間巾貳間のものであつたが、安政炎上後同時に改築せられたものである。

神饌殿

神饌殿 元は御供所 御供屋とも云ふと云へり木造檜入母屋造、銅板葺參坪間口貳丈貳尺の建物で幅六尺五寸横貳丈貳寸の廊下 構造同じ露地混泥土叩きを以て祝詞殿の右端に接続して居る。元の神饌殿は拜殿の左方神庫の右側前面に設けられて在つたが頗る腐朽して居るので地を現在の位置に相して新築の工事

神庫

を起し大正十五年四月末を以て竣成したのであつた謂建物は本河内町貳部水道下手に銅座の水神々社々務所となる 舊神饌殿は御供所と稱し享保五年創建拾參坪五合間口貳丈五寸入參丈貳尺八寸木造瓦葺、切妻造平屋で元拜殿右方現在社務所と池との中間の位置に北向きに建て、在つた、元は當人町日行使交代にて當殿に詰めたものであるが、後八月二十日より九月十五日迄晝夜詰切りとなつて居た、明治三十年十月氏子の寄付を以て神庫右側に移轉したものであつた。

神庫 拜殿の左側に在る木造、切妻造、瓦葺、平屋貳拾壹坪間口壹丈九尺六寸入四丈五尺貳寸 神輿や旌施戈矛祭器及び其の他の諸什器を納む。維新前には當人町八町交代にて該町日行使此の屋に宿直し當人渡と唱へ十一月九日次年度の町と交代して居たが何時の頃よりか八月より九月十五日迄詰むる事となつた。維新後は神庫の右側壁に四坪方拾四尺の神庫と同構造の壹棟を増築明治三十年十月氏子寄付し御炊屋に充て、居る。神庫は祭器殿と稱し貞享五年創設され、當時は神輿其の他を納むる神寶藏と能舞用諸器を保管する神樂庫との二棟で、前者は現在の神庫の位置に南向きに後者は靜待碑の左方に東向に建てられて居たが明治維新後今の建物となつた。昭和三年十月三十日此の建物はその前面に移し改築さる建坪同前祭器庫と隔す。屋根は入母屋造なり。

手水舎 中門の右前面に在り木造、板葺、切妻造、平屋參坪 間口八尺四寸入壹丈參尺の地積を占め舍内に花崗石淨水盥壹箇を置く明治三年の新築に係る。

社務所

長崎市史地誌編 諏訪神社

三〇六

社務所 拜殿と齋場を隔て、相對する建物で丁形をなせる木造、瓦葺、入母屋造、平屋六拾六坪七合五勺東西拾間半、南北八間半、六間半に參間、次四坪方貳間向入母屋造り貳間に貳間半内床、宮司居間五坪貳間に貳間、事務室五坪貳間半に貳間、他控間臺所四坪浴室便所等である。書院庭園に古梅の一樹がある、是は往昔青木家庭園に在りしものを移植したもの、其の側の圓筒形手水石は東照宮御靈屋内に在りしものである。現在は社用及び氏子集會場等に充てらる。

社宅 明治二十八年四月、中島宮司在職の際氏子の寄付に依り維新以來長坂の左方に建てられて居た神主住宅を移して改築したもので、木造、瓦葺、平屋、切妻造拾六坪七合間口貳拾六尺四寸、奥行貳丈八尺八寸、宮司の公宅に充て、ある。

壇所池 祈禱殿の直後に在るので此の名を得て居る。往時早魃に際すれば雨乞の祈禱が行はれた、當時當社では幣殿の案上に竹の皮の笠三箇を並べ置き新らしき水桶壹荷に清水を湛へ祝詞終りて新らしき柄杓もて笠に水を瀝ぐのであつた、斯くて所期の日數に於て雨ふらざる時は願主等この池水を汲み上げ盡すのである、斯くの如くして雨ふらざることは無かつたので民間には

壇所池

行事殿

雨乞の靈池と稱し施主ありて數多の魚籠類群をなして居た往時山崖の邊に小さき木鳥居を建て、池の神を祭つて居たが、今は雨乞行事も止み放魚の施主も絶えなければも次ぎくに生れ出つる水族は中々多い。

行事殿 齋場殿、御祈禱殿、壇所等の名がある。今の齋庭の位置に在りし木造、權現造、柿皮葺拾五坪七合五勺入參間半、横四間半の建物で池を脊にして東面せし建物であつた。内陣中央に天神地祇八百萬神、今上皇帝、東照神祖命并御代々神君、左に三十二神神號拾六幅一幅に二柱づつ、を習く吉田兼敏の筆右同様

能舞臺

右に三十二神を奉齋し前に白木鳥居を立て、道引の神面一雙を其の左右に配す、三元十八神道、宗源行事、火祭行事等による神道行事を行ふ所で重大なる祈禱は本殿に於てし普通の祭事は幣殿に於て勤めたが維新後は取拂はれた。能舞臺 今の總門内に正殿に面して建てる木造、入母屋造、柿皮葺拾參坪半參間に四間半の建物で横壹間長七間の廡廊が有つて廻廊に續いてゐた。當社大祭や國家の祝禮等に際し散能舞謠を行ふのである。延寶七年に創められた時は砌石を轍とせし輪旋の制で平時は之を北部の廻廊中に收め置き時に臨みて挽き來りて使用して居た。明和年中に輪旋式を改め總門内に建設して在つ

長崎市史地誌編 諏訪神社

三〇七

たが、安政の祝融に依り全焼後再興に至らず遂に廢絶して仕舞つた。中に人物や松竹の繪ある板戸木下逸雲筆があつた、此の板戸は文政十一年八月九日の大風に破壊したのを改め造つたもので其の以前の分は奉行永井筑前守の寄付せし大村家臣早瀬常禎筆松の繪が書かれてあつたさうである。

角井 祝詞殿の左方に在り、方壹間深さ六尺に充たざる井で、元は搏風に社紋を彫附けたる雨覆の屋形ありて、祝詞殿の右方にもある由。是は夏越祭に用ふる神水の井であつたが今は此の事も止み井水も汚れて居る。

高麗犬井 昇廊右方の外石垣と礎道との相接合する隅に如何なる旱潦にも増減することなく社境第一の清淨水と稱せられ殊に甘滋芳冽なるを以て水道水使用前は渾て此の水を以て御供水に充てた。今は地中管に依りて拜殿の右側下段のみたらしに導き一般參拜者の盥嗽用に供して居る。

齋庭 拜殿の右側なる空地約四拾坪六間に六間半元の行事殿の跡で北位を正面とす、周囲は杉榊等の植込みで四隅に竹を建て、注連を張廻らし正面に自然石に齋庭の文字あり、その前に二三百年も経たるらしき狛犬壹對を配してある。神主以下參拜者修祓を行ふ所である、拜殿より此の庭内を通過して社

高麗犬井

能馬場

務所に往復する様になつて居る。

能馬場 維新前に能舞臺が設けられ能舞を演せられた場所であるから名を得て居る、乃ち中門と總門との間なる平地約參百坪間口貳拾四間入拾參間で五厘金碑手水舎、石燈籠一對赤城艦獻納戦利品貯水筒一對、日清、日露、日獨各戦役の戦利砲、砲彈、機械水雷等は左側に、青銅馬、青銅鳥居記念碑、石燈籠等は右側に排列さる、舗道敷石は明和年間に能舞臺改建されし後は大門を入りて少し左に中門下に達し右折して中門下礎道に接する様になつて居たのを明治三年改築されたのが現今のものである。

長坂

長坂 大門直前の礎道七拾參級長拾四間巾壹丈九尺石級跳込壹尺五寸を言ふので九月九日神事踊に際し地下の男女遠近の旅人こゝに蟻集して見物す、褒貶の聲山壑に震ふ長崎名勝圖繪稿本とあるのが神事踊當日の光景を叙したるもので神輿行還幸に際し長崎村各郷今は市に編入さるの壯丁御昇夫が神輿を奉じて此の坂を疾驅上下するのは神事行事中の一大偉觀とされて居る。此の坂は正保年間に開設され享保七年代官高木作右衛門の寄進にて石段七拾參級礎の頭脚兩石を加へて七十五級と爲るを設けたので左右の石墻は煉塀であつたのを寛政十二年長崎奉行肥田豊後守が銀

三貫目を寄付して悉く唯今の石牆左右各高貳尺五寸長拾四間に改めた、此の長坂の麓に建つて居る石燈籠は享保九年町年寄高木作右衛門の献納したもので彫刻の面白いので知られて居る大正十二年、通行を整理する爲め爐糟町、八百屋町内中町、小川町、勝山町、櫻町、惠美須町、臺場町、紺屋町、伊勢町、浪ノ平町等の發起にて礎道の中央に鐵鎖を設けた。

石牆に銘あり左の如し

神事前夜半より市内、近郷の壯年此の階段に集り黎明既に立錐の餘地がない是等の人々を俗に長坂連と呼び當日の踊に對しては随分と權威を振廻したものである。この階段の中程に當年の神輿丁の居り場敷階が定められ、その次に出來大工町獨占の階段（最下段より九段目と神輿丁との間）があつて此の内には何人も入る事が出來なかつた、今は取締嚴重なる爲め長坂連の横暴が昔日の比ではない。

寛政庚申夏府尹肥田公莅任之初偶見本祠漸就頽墮日修理營〇〇因施金若干助其工宗貞等休公之敬神惠民之意謹相議終撤石階變泥牆改造以石鳴呼後之人見公之意於斯石亦可矣（左）寛政十二年歲次庚申秋九月〇〇宗貞森安宗昌飛鳥本秀道幸盛庸〇田盈長〇〇貞雄〇〇谷徳典矢島審房竹谷徳寛石崎定知守山吉保村上榮稱（右）

踊馬場

踊馬場 長坂直下の平地で東西貳拾五間南北拾間中央部に板石を敷詰めて地盤を鞏くす、諏訪神事に際し各町奉納踊は此の位置にて演せらるゝので世呼んで踊馬場と云つて居る、神事に際して長坂の左右空地とこの馬場の左右とに棧敷を構料金を徴すへ観客に便して居るが毎年觀者雲集し立錐の餘地もない、維新前は馬場の左右にのみ棧敷あり表拾四五間入拾間計長崎奉行附吏員、長崎代官、町年寄、各町乙名等の觀覽に供したものであつた、されば一般人は長坂及びその左右等の空地に在りて觀踊した。

流鏑馬場

流鏑馬場 一に横馬場とも云ふ横に長きを以てある、幅五間乃至七八間松ノ森天満宮正門外七階七段迄を境界として東西長サ貳丁餘馬場の左右に能仁寺 今の上西山町百五拾五番地 功德院 今の上西山町百五拾六七番地 御棧敷場 今の爐糟町五拾七八九番地（社有） 大悲庵 今の上西山町百五拾八九番地等あり他は總て民家であつた、總じて此の附近現在の馬町七拾五番乃至七拾八番地即ち上西山町百六拾番地より馬町巡查交番所までの地には諏訪社附屬民家拾戸が棟を並べて居た。門前拾貳窻の内で實は貳拾戸もあらうと鎮西大社明鑑に述べて居る、往時神事終了の日此處にて流鏑馬の興行があつたので其の名を得て居る、此の敷地

は維新後何時の頃にや附近の附屬地と共に賣却又は市有地に編入されて今は當社所有では無い。

湯立場 今の神符授與所の前面で元御祈禱殿の前面四五尺低き所で在つた方壹間半位の面積で石の玉垣を以て圍み湯立神事の外御火焼、注連焼等は此處で執行した、安政四年九月廿日神事終了後各殿の注連を外し此處で焼却して居たが、一陣の疾風に煽られて焰漂齋場殿軒先に飛び遂に當社開創以來の猛火となり殿宇忽ちにして悉く烏有に歸して仕舞つた、此の火災後此の湯立場は取潰され其の後は今の齋庭に於て行つて居る。

小橋 今の青銅大鳥居の下馬町との境界に横六七間入貳尺の石橋欄干無しが有つた、元は京江戸に通ふ官道で拜殿の前迄石礎拾四仕切を次第に上り上ると古記に録してあるが維新後橋型を更めたので今は橋と氣著く人が無い。

鐘樓 社傳に依れば當社鐘樓は今の松ノ森の地へ三社再興當時に設置せられ、玉園山遷宮後は社人日夕舊地に行きて鐘を敲鳴して居たと、然れば早く已に此の鐘樓の設けがあつたのであらう、而して慶安四年松田久左衛門が洪鐘一口を寄進せし時に玉園山なる當社境内には始めて鐘樓を新築せられたも

小橋

鐘樓

のであらうか、而して其の位置に關して記載せしものが無いので全く判明しない、或は鐘樓は舊地圓山に有つたのではあるまいかとも思はる、天和三年八月當社が唯一神社となり神宮寺々號廢止と同時に鐘樓も撤廢され鐘は神庫中に保存せられた、後文化七年に至り宮司青木永麿官に請ふて之を改鑄し六貫目石火矢一挺を鑄造した事は前に述べた通りである。

本地堂

本地堂 其の位置につき考ふべき資料がないのは遺憾である。本地堂とは本社地が曾て神宮寺と呼ばれし頃その三十六坊の別當職上首玉園坊が日夕奉仕して居た毘沙門堂のことである、今松ノ森社境内に堂ノ本と呼ぶ地あるは蓋その舊址だと傳へて居る、當社現位置移轉後六十年間は兩部習合なりし爲め堂も從つて他に移し内に毘沙門天立木像貳尺五寸兜蓋を置き、方天殿を執り鳩槃駄鬼を踏むを安置して居た、唯一神社となりし後寶永年中斯の像を安禪寺塔頭多開院に移したが維新後廢院の際より其の行衛不明となつた。

附屬社宅

附屬社宅 大宮司居宅 現在の神符授與所の地續きなる茶店所在地で、北東向きに建てられたる間口拾參間入拾貳間の建物で諏訪社との中間現在社務所の下段に



あたる地に塀ありて大門を構へ、門を入りて右手に土藏貳間に參間正面を玄關とし玄關に次ぎ茶ノ間、廣間、次に書院、檜ノ間等あり初代金重院が使用せし檜を飾り附けて在つたと云ふ、今の元日櫻所在地はその庭園に當り其の傍に學問所と稱する壹棟が在つた、明治七年第十一代永元歿後繼嗣無く家寶家財悉く散逸し後敷地も亦公園地に編入せられた。此の外

祝宅 今の動物園所在地に在り壹棟八間に參間半

社家宅 今の上西山町九番地 (廻廊の左側背後宮司住宅下段)

上西山町拾番地

上西山町貳番地 踊馬場の右

神主隠宅 上西山町八番地 宮司公宅の背後

等が在つたけれども今は皆個人有又は公有に歸して居る。

右の外に社内門前に拾貳竈があつた。

末社 拾五社あり是を五社殿に併せ祀つて居る。

一、八坂神社

春日神社

祭神 素戔鳴尊

八坂神社

祭日 六月十五日

菅原道真公

天満宮

八月廿五日

天兒屋根命

春日社

三月十三日

若宮三所大神

若宮三社

十一月十九日

此の四神は相殿として祝詞殿の左方十三間位の地點に祀つてある、昭和二年迄は祝詞殿の後に祀つてあつたけれども社殿取締上又參拜者の便を計り其の筋の許可を得て今の地に移した。八坂社、天満社、春日社は何れも寛永十一年の勸請で當社境内末社中最も古くより祀られ當時八坂神社は祇園天王、春日社は春日大明神と呼ばれ、寛永十一年諏訪神社の正殿と拜殿とが官費を以て造營せられた爲め金重院が舊社殿を末社殿に宛て創めて三社を勸請したもので當時柿皮葺春日造であつたが、元祿四年高木作右衛門同彦右衛門の捐資に依りて改築した。若宮三所大明神は寶永五戊子十二月十九日の勸請で柿皮葺の社殿は高木作右衛門忠榮の寄付により社前の石燈籠壹對は長崎奉行石川土佐守の捐資に依つたものであつたが、明治維新後に當社に併せたものである。以上の外に山ノ中天満宮と稱し元文五年二月廿五日の勸請に係る末社があつたが、當社に合祀されたものであらう。

社殿 木造、流造、檜皮葺參合五勺 間口參尺五寸入四尺六寸床下壹尺八寸 高壹尺八寸の石壇上に建てらる。

二、嚴島神社

祭神 市杵島姬命 嚴島神社 祭日 四月二日

大山咋命 松尾社 祭日 四月二日

事代主命 西宮社 祭日 四月二十日

大己貴命 三輪社 祭日 五月十四日

少彦名命 日吉社 祭日 十月十五日

柿本人麿公 柿本社 祭日 四月廿八日

猿田彦命 太田社 祭日 四月九日

延寶四年に勸請し奉る所で、貞享四年再興有りて此の年二月二日に新始を爲し四月廿八日に遷宮成るとあり。此の時從來の毘沙門天を宇賀神に藥師如来を少名彦命に大黒天を太田社に改め、西ノ宮社は其の儘とし始めて大己貴命を勸請した、松尾社と嚴島社とは一社に合せて松尾大明神と稱し本社柿皮葺で同じ方貳間の拜殿を有し諏訪本社の北の方に祀つてあつたのを維新後人

稻荷神社

應明神と共に之を合祀したものである、尤も稻荷神社は數が多いので之を別に一社に合はせたのであつた。社殿は祝詞殿の北東約拾貳間の處即ち八坂社の右側方にある。木造、檜皮葺、流造で其の坪數等は全く前社と等しい。三、稻荷神社 祭神 稻倉魂命 祭日 四月九日 當社境内には所々に數座の稻荷神社が祀られて在つたのを維新後一社に合はせ祀つたのである。

社殿は嚴島社の東北約拾間の地に在る木造銅板葺流造 入五尺間口六尺八寸、神間口四尺八寸、八寸床下參尺の建物で舊殿は木造、檜皮葺、流造貳合九勺 間口貳尺六寸入貳尺五寸、深間口貳尺六寸入壹尺六寸床下貳尺で屋根腐朽の爲め氏子より醜金して修覆を加へ明治四十年十月に更に葺替を行つたが昭和二年九月十三日大風の爲め大樟樹倒れて社殿を破損し境内を破壊したので官憲の許可を得て、東照宮境内松丘社を此に移轉して境内を修め玉垣を新修し參道を改め修め舊殿を廢したものであるが、此の工事に殿城境内間口八間奥行九間、方二間の假拜殿及び方一間の假社務所等を設け、

參道には新修鳥居奉納等あり輪奐忽ちにして一變して居る。

四、祖靈社

祭神 松平圖書頭康平及氏子各社靈

祖靈社 元は圖書明神或は康平社と呼び、維新頃は八百萬神社と稱して居た。圖書明神靈社に、長谷川權六郎靈社及び氏子祖先の靈位を合祀したもので神庫の左方、社宅の前面に在り、木造、瓦葺、切妻造、平屋八坪間口壹丈六尺九寸入五尺五寸、社殿内は棹縁天井床は約五坪の板張で、正面高壇を靈座とし楣頭に康平靈神の額と明治二十七八年戦役に當市より出征し戦歿せる將卒の寫眞額とを掲ぐる。抑此の祖靈社は文化五年八月英艦フェートン號入港事件の責を負ふて自殺せし長崎奉行松平圖書頭を慰めんとする市民の切なる願望により圖書明神と號して翌年創立せられたもので、年々の例祭には必ず長崎奉行以下官吏の參拜があつて奉行役所年中行事の一ツに數へられて居た。然るに明治維新後に至り幕府の倒壊に因りて祭儀も中絶の姿であつたので、明治八年十二年祠官坂本秋郷は舊地役人等の希望により官許を得て祖靈社と改稱した、爾來氏子の祖靈及び明治二十七八年戦役に出征戦歿せる當市出身

東照宮神社

者の英靈を合祀し祭祀を復興したもので爾來毎年春秋季皇靈祭當日にその大祭を執行して今日に至つて居る。

五、東照宮神社

祭神 東照大神

當社は維新前に於て松岳山安禪寺境内に奉祀せられ其の祀典は一に安禪寺住僧によりて營まれたので一般には安禪寺が即ち東照宮として知られて居た安禪寺の記事は佛寺部下巻廢寺の項に於て述べて置いたから茲には之を略する。明治元年神佛混合禁止により東照宮神社と改め安禪寺十八代住職舜阿還俗して松岡左京と改名同年六月神主を命せられた、然るに翌七年六月左京は所用を以て上京せし儘歸崎せず、爲に社職無く境内は諏訪公園に編入され、且從來幕府より下付せし年額銀拾參貫百貳拾四匁等の諸給與全く絶えたるを以て社人糊口の途も從つて断絶し、神社維持の方法無き爲めその奉仕を時の諏訪神社祠官坂本秋郷に依頼したが、年を経るに從ひて社殿が朽廢するので神靈は一時諏訪神社に合祀し同社祠官當社々掌を兼務することゝなつた。

明治二十二年四月 明細帳に洩れて居ることが判明したので信徒總代中島

無格社

藤十郎等登録方を出願し、翌月無格社に編入されたので假殿を建設して諏訪神社より現在の地に遷座ましくした。

境内設定

同二十九年 有志相謀りて社殿の再建を計畫し、同年七月十七日舊安禪寺境内で諏訪公園に編入されて居た地域の内千六拾參坪六合壹勺を當社境内に設定されんことを出願し許可せられた、斯くて同三十年五月舊長崎地方代官高木忠忱を専務社掌に任じ程なく正殿の建築竣工したが、日清日露戦役等の餘波を承けて募金意の如くならず遂に拜殿や社掌住宅等は是を再興することが出来なかつた。此に於て社掌高木忠忱は熟々時勢の趨勢を考慮し、同四十三年九月十九日附を以て向後諏訪神社附屬社として同社を維持せられんことを當時の知事犬塚勝太郎に出願し同時に社掌を辭せんことを請ふた、それと同時に諏訪神社に於ては氏子八拾參町集會の上、同社より別途費用を支出して東照宮の祭禮の奉仕は勿論、社殿改修等を行ひ以て長崎市が三百年間舊幕府領たりし恩誼と、諏訪神社が寶曆年間より神水奉納や維新後合祀等の緣故に基き諏訪神社飛地境内神社として奉齋すべき決議を齎らして同じく請ふ所があつたので、同年十二月十五日に至り許可せられて今日に至つて居る。そ

諏訪神社境内  
神社となる。

境内

境内 壹千六拾參坪六合壹勺 官有地第一種  
安禪寺境内は、現今の諏訪丸馬場より商品陳列所、現正殿所在地及び山上の一部分に亘れる參千參拾貳坪であつたが、維新後明治八年諏訪公園新設に際し其の大部分は上地せられ四百貳拾壹坪壹合を存して居た、二十二年五月當社が無格社編入に際して八百四拾貳坪貳合となり其の區域内に編入されて居たのを、明治二十九年に前記の如く當社境内地を分割設定された。

正殿 西南面す、木造、銅板葺、唐破風、入母屋造  
床下四尺五寸花崗石石壇上に  
立ち簷頭に葵紋形金具を飾む  
で殿の三方擬寶珠附の勾欄附板縁巾參尺九寸を廻らす  
濱床 間口壹丈參尺六寸 神殿は間口八尺、入六尺七寸正面に東照宮の堅額を掲ぐ  
敷地は三方に石壁を繞らす。巾五十一尺入四十一尺。

正殿の左側は往時徳川氏歴代將軍の靈廟俗に御靈屋と呼べりの所在地であつた  
明治維新の頃之を取拂ひ其の一部の建物は東照宮の社務所に充てゝ居たが、  
明治三十年腐朽に由り取崩して再修せず、今は其の地を遊客の休憩所に充て

て居る。社前丸馬場の石階往時は右は當社の、左は御靈屋の昇降口であつた。維新前に於ては、當社は徳川家累代の靈牌安置所たるが故に上下の尊崇他に比すべくもあらず、社殿廊郭は勿論牆壁砌階の末に至るまで善美を盡くし壯麗目を驚かすものがあつたが、時勢の推移に従ひて境域輪奐全く變轉して今は僅に残れる石燈籠等によりて昔の面影を偲ぶのみで轉た今昔の感に堪えないものがある。

松岳稻荷神社 東照宮境内の神社でその右側に在る、木造、檜皮葺、流造間口六尺八寸入四尺六寸向拜間口四尺、入室尺八寸濱床間口六尺八寸入參尺床下參尺の建物である、當社は元文六年二月安禪寺六代住職舜海の勸請したもので以前は方參尺の石祠であつたのを維新後東照宮再建に際し現在の建物に改め大正十五年五月屋根の葺替を行つた。昭和二年末八坂社の北方に移し境内各稻荷社を合祀して仕舞つた。

維新前の末社

左に維新前に於ける諏訪神社の末社を表記しやう。  
祇園天王 三社相殿(柿葺)寛永十一年勸請(本社正殿を(柿皮葺春日造)  
春日大明神 以て是に充つ(柿皮葺春日造)  
天満宮 祝詞殿の西に在り、略ほ現在の地位に近し、俗には春日社と云へり元禄四年高木作右衛門、同彦右衛門の捐資にて改修。

若宮三所神社(柿葺) 寶永五年十一月十九日勸請。

春日神社と相並び向つて右を春日社、左を當社とせり。高木作右衛門忠榮社殿建立、社前に享保二年石河土佐守奉納の石燈籠壹對があつた。

山中天満宮(柿葺) 元文五年二月廿五日勸請。

若宮社の後方で今の社務所の左上崖上の位置に在りたり。社前に元文五年二月京、江戸、大阪、堺講連中奉納石燈籠壹對ありたり。

大山 祇社 大樟空虛の内に祀る。

天満宮の右隣で樟樹は今も現存して居る、當社地主神としてあつた。

猿田彦神社 庚申社と稱へて現在宮司公宅の後方に在つた。

伊蘇稻荷社 天明六年大宮司永頼の守護神として山中大石の上に禿倉造にして勸請

以下各稻荷社は森林中の所々に祀られて居た。

稻荷大明神社(柿葺) 享保十九年十二月吉日勸請、願主 穎川彌藤太文舉

小楠稻荷社 元文五年十一月勸請。

穴稻荷小社 勸請月日不詳、以上三社相隣る。

瑜伽大明神 相殿(瓦葺) 勸請月日不詳。

人麿大明神

精大命

寄木大宮司邸山手に在りて丸社と云つて居た、今の元日櫻碑の所在地より東照

宮へ上る石段の附近である。

三十九ヶ所稻荷明神 勸請年月不詳。

北の方

松尾大明神 大山昨命(柿葺)元文三年建立と傳ふ。

市杵島姫命 當地酒造家及堺酒販賣人等にて信仰毎年大祭を行ひ立神樂あり。

三輪大明神

日吉神社

太田神社

西宮神社

稻荷大明神

相殿(柿葺) 勸請享保二年。

俗に五社と稱へた元山王大禮現と言つて居た。今の祝詞殿の左(位置は現在と略同じ)で松尾神社と相隣りて拜殿の設けがあつた。

玉園稻荷大明神(柿葺) 勸請年月日不詳 今の稻荷社の地に祀つて在つた。

大岩稻荷明神 同上

鎮臺長谷川權六郎君齋祭(石祠) 寛永十年頃と云ふ。

康平靈社

靈社

福若社

文化六年勸請(瓦葺) 長崎奉行松平康英の靈を祀る。現在の位置の少し東方に在つた。

大宮司、祝部家、家祖神靈を祀れり、社を赤く塗りたるを以て俗に赤宮と稱せり。

享保年間勸請(瓦葺) 流請馬場にあつた。元文二年細井因幡守奉納の石燈籠などが社の外にあつた。

境外末社

以上は何れも前述三社の内に合祀されて居る。各稻荷は稻荷社に、長谷川奉行や靈社は稻荷社にその餘は何れも同じ。

境外末社

一、妙見神社(西山神社)

祭神 國常立尊

相殿 北辰星 聖堂副役盧艸抽藏

妙見尊 乙名村田長四郎藏

二、コシホヤ 山惠美須神社(稻佐神社)

祭神 山惠美須

森崎惠美須 立神郷惠美須 三座相殿

三、坂上天満宮(坂上神社)

祭神 菅原道真公

四、八劍神社

祭神 日本武尊

以上四社は維新後何れも獨立の村社となつたので各社夫々その歴史につき

述べて置いたから茲には之を省略することとする。

獅子狛

1. 拜殿前石階の左右に在るもの 青銅、臺花崗石 高貳尺四寸、横貳尺八寸、前巾壹尺七寸五分、臺四尺參寸五分 壹 對

奉、明治四十二年己酉一月吉日建之、店主山内善三郎正賢店員一同、大阪市西區今木町石工業田中市太郎文部書(右)獸、東京本店、大阪支店、長崎支店長崎瓦斯部、新潟支店

三 東京市日本橋區新右衛門町製造所喜多重商店贈物師渡邊義正(左、銘)。

2. 中門前板玉垣の下に在るもの 石、高貳尺六寸五分、横壹尺八寸五分、前巾壹尺參尺參寸 壹 對

奉供、慶應三年歲次丁卯春三月沼間平六郎勝原成信誦建(銘)。昭和三年十月諏訪公園口に移す。

3. 中門前欄玉垣の内に在るもの 陶器、高貳尺六寸、横貳尺、前巾壹尺 壹 對

備前國伊部柱木村眞平眞興直作(銘) 泊安山岩高參尺七寸、横貳尺六寸

4. 東照宮社前石階中段の左右に在るもの 臺花崗石臺參尺六寸 壹 對

奉獻、文政十二年丑九月高島四郎兵衛源茂紀、大坂西横堀石工和泉屋(銘)

馬 青銅 高六尺、兩足距離貳尺七寸 壹 基

能馬場に在り巾八尺二寸、入六尺四寸の鐵柵を構へ花崗石(高壹尺六寸)の臺上に置き、臺石に奉納明治三年長崎松尾伊助、松尾己代治と銘す。昭和三年十月諏訪公園口に移す。馬は長崎製鐵所が創業記念として奉納せしものである。

鳥居

青銅鳥居

青銅

高參尺參寸、柱周壹丈參尺五寸、貳丈參尺六寸

壹 基

明治貳拾五年三月建篤志者中從五位長安書(左)發企人肥塚與八郎、高見和平、高木與作、永見徳太郎、松田源五郎、小曾根農太郎外九十九名(右柱)(銘)

馬町口に面す、天保二年今紺屋町森田喜兵衛願主、針口屋豐吉、赤瀬勘次郎、針口屋徳三郎、宮崎作藏、菊谷小十郎、細田卯三郎、日名子壽三郎世話人發起となり唐金大鳥居

寄付方を出願し許可を得て同四年伊良林郷地にて鑄造着手、六年七月成就、同八月建設落成せしものであるが、明治七年八月暴風の爲め破壊したので同二十五年十一月神邊種徳、肥塚與八郎等再建を提唱し五千八百餘人の發起人を得長崎三菱造船所に鑄造を托

し翌二十六年六月十一日再建成就せしもので、額面は元の額面(竪七尺五寸横五尺登龍浮彫の縁なり)をその儘に掲げたもので額西大社の大文字は准后一條忠良公が天保五年十二月廿九日に揮毫せしもの額匠寺町通御池上ル安藤治兵衛である。その記念碑は能馬

場に建てられてあつたが昭和三年十月同所の建物は全部取拂はれた。 高壹丈九尺六寸、柱周壹丈壹尺八寸、巾壹丈六尺 壹 基

一ノ鳥居 安山岩 青銅鳥居の後方數十歩の所に在り、寛永十五年氏子の寄付によりしもので石材は所謂風頭石で風頭山より之を得たものである。(無銘) 高貳丈壹尺五寸柱周八尺七寸五分、巾壹丈八尺 壹 基

三ノ鳥居 花崗石 流筋馬場の上段に在り、諏訪神社(額)明治十年丁丑三月吉辰荒木伊三郎建之(左)運送助力西濱町西山郷外四拾參町(町名略)(右柱銘) 長崎市史地誌編 諏訪神社 三二七

四ノ鳥居

花崗石

高壹丈柱周九尺壹寸  
巾壹丈八尺

壹基

諏訪神社(額)大正十二年十月敬建宮司加藤七郎代發起人世話方西村庄三郎、中山源吉、井上和平、野口福市、増山美代松(左)爲御額座三百年紀念播間シヲ他四十壹名(氏名略)(右柱銘)額字は當地出身樞密院顧問官伯爵伊東己代治の書である。

二ノ鳥居

安山岩

高壹丈九尺參寸柱周九尺九寸六分  
巾壹丈四尺貳寸

壹基

寛永十六年木材を以て流鏑馬場なる松ノ森口に建立せられたものを正保二年に石造に改め慶安四年に今の場所に移したもので、青銅の鳥居が立つたり、現在の三、四ノ鳥居が建てらるゝに及び大正十二年十一月三日五ノ鳥居と呼ぶことに變更登錄されて居るけれども世人は永年の歴史に顧みて矢張二ノ鳥居と呼んで居る(無銘)二ノ鳥居前は爐粕町より西山へ通り抜けの所謂西山口の大村街道で長崎七口の一つである。

東照宮前石階中段の鳥居

安山岩

高壹丈壹尺五寸、  
巾九尺壹寸

壹基

明治二年歳次己巳九月吉日外國管事役所再修(銘)

常夜燈

中門板玉垣の内に在るもの

陶器

高九尺、火袋壹尺貳寸  
火袋臺以下五尺參寸

壹對

明治四年末八月吉日深川壽平宏景外四名肥前有田山本柳吉秀清造(左)明治四年八月吉日藤原宗一郎經廣外四名、作者左に同じ(右銘)臺銘には金ヶ江長作、峯隈市兩名を加ふ

此の燈籠は擬寶珠蓋六角形火袋格子什獅子牡丹浮出し模様で、火袋臺には諏訪社紋章を附し竿石に雲龍の浮出しあり臺の四方に農耕の圖ありて精巧なるものである。

跡馬場長坂麓に在るもの

花崗石

高壹丈、火袋壹尺八寸  
火袋臺以下六尺貳寸

壹對

奉供石燈籠壹對享保七年壬寅正月九日高木作右衛門藤原忠榮敬建(左右同銘)

火袋六角形能樂圖、鶴龜、寶珠の浮き彫あり。

二ノ鳥居前兩側に在るもの

石

高壹丈、火袋壹尺七寸  
火袋臺以下六尺

壹對

奉獻石燈籠兩基、恐懼乎其所不聞(左)戒懼乎其所不睹(右)

寛政元年己酉夏五月南總市原郡羽山今關文治盈文建之(竿石)

火袋に此岡此石不癢不崩(右)雄廟有神永世擊殿(左)(以上は篆)

因に今關文治は諸國を巡遊中當地に來りて記念の爲め奉納せしもので同人は諸國諸社に此の種奉納をやつて居る。

一ノ鳥居の側に在るもの

安山岩

高壹丈參尺、火袋貳尺五寸  
火袋臺以下七尺

壹對

御神燈天明三癸卯年九月吉日建焉永代講連中(左右同銘)

此の石燈籠の燈明は油屋町にあつた諏方の油屋敷半ヶ所より生ずる資金もて永代料としたものであつたと云ふ。

青銅鳥居前に在るもの

花崗石

高貳丈貳尺、火袋貳尺八寸  
火袋臺以下壹丈參尺

壹對

獻燈 明治三十二年三月

長崎市史地誌編 諏訪神社



明治三十一、二年々番町及三十二年神事町外百拾八人(左、殿起人神邊種徳、肥塚與八郎、高見和平、肥塚與七郎、盛甚三郎、中村嘉平太、松尾巳代治、松本武助外八拾四名(氏名略)(右銘)

東照宮社殿前兩側に在るもの 花崗石 高八尺、火袋九寸五分、火袋臺以下四尺四寸 貳 對

前者には銘無し、後者には嘉永五年歲次壬子仲春從五位下志摩守牧義明とあり

同宮拜殿所在地に在るもの 安山岩 (甲)高壹丈火袋壹尺貳寸、火袋臺以下六尺 貳 對

(乙)高八尺七寸、火袋壹尺四寸、火袋臺以下五尺壹寸

(甲)奉獻天保十二年歲次辛丑秋九月從五位下野播守戸川安清具(銘)

(乙)文化八辛未歲四月良辰(銘)

右の外明治十三年十月神祭川石川元次郎外三名奉納(拜殿前)尾州名古屋水野治兵衛奉納(同所)明治三年八月總町(中門前)明治三十五年三月長崎市宇野晴一外貳名奉納(同所)明治三十一年三月榊屋吉平次池田喜太郎奉納(同所)大正四年十月長崎市榎津町川崎貞五郎、同貞七郎奉納(三ノ島居下)天保十年六月泉州堺本商人中村茂吉郎外拾九名奉納(齋庭)文化七年三月高島作兵衛永喜奉納(祖靈社前)大正十二年十月同十四年三月長崎縣神職會及び高見松太郎奉納(同所)享保五年心室軒奉納(社務所前)文政九年五月奉納(東照宮境内下段)寛政元年十二月、文化十二年四月(同境内下段)右の外數對あり

鎮西大社明鑑に據れば安政大火前には寛永、貞享、元祿、寶永、享保、元文、安文等の年月ある石段七對六基を列擧してある。

水 盥

1. 中門前石階の左右に在るもの 青銅 高參尺四寸、横五尺五寸 壹 對

用水明治參年庚午五月製鐵所獻備(銘) 高參尺、横七尺六寸 壹 基

2. 1の前方手水舎に在るもの 花崗石 高參尺、横七尺六寸 壹 基

奉獻 慶應四辰八月吉日關主尾州名古屋大工棟梁水野治兵衛正明世話人寺井虎吉(銘)

3. 東照宮拜殿敷地に在るもの 安山岩 高貳尺七寸、前巾壹尺六寸 壹 基

寶曆十二壬午年五月吉祥日三浦氏重賢敬置(銘)

4. 齋庭に在るもの 安山岩 高參尺四寸、前巾貳尺五寸 壹 基

奉寄進寛文拾參歲癸丑九月吉日唐内通事頭杉本久兵衛、太田長左衛門、何長右衛門、平木庄次郎、額川次郎右衛門(銘)

右の外明治十七年十月榎津町外拾町奉納(拜殿前)軍艦赤城奉鐵製タンク(中門前)安永九年五月奉納(東照宮社殿下段)弘化四年五月(社務所庭園)享保十九年十二月(青木賢清碑前)文化七年三月(祖靈社前)明治三十五年十二月(神庫左右)等あり安政大火前には享保十六年九月三宅周防守寛延二年杉浦河内守等奉納寛永十一年に出島埋藥町人二十五人の一人なる平戸助右衛門が慶安四年七月に奉納せし石の大角盥などがあつたが今はない。

揭示板 石板石 高八尺、巾參尺貳寸 壹 對

石材奉納長崎市浦五島町稻松松之助(銘)

記念碑

青木賢清記念碑

記念碑

1. 青木賢清記念碑

安山岩

全高四尺五寸、棹石壹尺七五分  
前巾壹尺五寸入壹尺參寸  
臺高壹尺八寸

壹基

祖壇社の前左右楓樹の下に在り。入母屋の屋蓋ある碑で以前は今の神庫の前面に在つたのを今の地に移轉したもので、臺石上段の前面に左の碑文が刻してある。今碑文磨滅して讀むことが困難であるが、左に之を轉載する。

先考青木氏賢清公號金重院明曆丙申八月廿八日逝去

恭惟

當社諏訪權現住吉三社神者本朝鎮護之靈神也故自上古即亦建立社頭祈天福者也中古有云貴利支丹者是南蠻之法也誑人民滅神社以謀取我國有年矣于茲大將軍家康公者賢智勝于人文武兼備矣滅彼法安此民決殊更秀忠公仰神德救國土世人無不蒙其澤矣先考感其仁心起于誠盡力於于神于靈再興三社殿堂門社加舊神巫祝四時祭禮口超口古是故上口口大夫士下夫商工合於力以勅祭崇神世人亦口口今日口口是皆先考之所致也孝子某永忠謹記于後刻于石以教我後世者口口不忘千歲者也

維時萬治貳年七月念又八日

酒田恒山碑

2. 酒田恒山碑

□□□□建之

靜待碑

安山岩

高六尺參寸前巾參尺六寸  
厚貳尺參寸

酒田先生者。羽州人也。稱傳次郎。又號恒山。夙好演武。最長于拳法。嘗蹈遍海內。癸酉之夏。來游我崎。寓某大厦。茗談。及手搏之事。主人。心醉。請學焉。先生。謙不敢當。屢請不止。遂諾。授以其法。丁寧反覆。未幾而。及門者。甚多。先生曰。白折之習。雖無預于大戰之技。唐宋以來。專門立法。奉。棍。刀。鎗。釵。劍。戟。弓矢。釣鎌。挨牌等。稱爲技藝。而拳也。獨爲武藝之源者。以肢體活便進退得宜也。是以。嘗傳于我。學者。各成一家云。吾所學之流。特有溫柔之手段。故教。好忠信溫雅之人。古曰。人好剛。吾以柔。勝之。人用術。吾以誠。感之。譬猶行草莽荆棘之在衣徐步而已。故學之。身要嚴重。意要閑定。苟當人。以激切者。吾不悅之。唯以胎真勇。爲上工夫。淮陰之跨。下邳之履。俱以忍耐。立功。夫躲閃。瞬息。風雷之勢。爲不讓于孫吳之兵者。我豈敢

哉。拳法。總訣歌曰。剛在他力前。柔乘他力後。彼忙。我靜待知。拍任君  
 闘。是鎮靜。以制躁。故我謂之柔術。千轉。百折。柳條鼻鼻。身撓。氣  
 不撓。然誤會柔意落于癡狎。苟無生氣者。素不足采。諸子其思旃。皆曰  
 聞一。得衆善。願逐條學焉。願先生刀環。有期。唯恨執鞭之日不久耳。  
 於是先生又曰。拙魯。愚鈍。爲道之資。磨鉛。出利。刃樸。抽工。真志。  
 立于儒。真習。養干徐。日寸。月尺。晷度。易曉。唯千能鐵膽。主衛。  
 而無間斷。乃鬼神。造化。來助。而業自成矣。吾無所秘惜。皆曰。調格  
 之言。不堪銘肝。同志相謀。引石勒之。恭建于玉園之壇左。以爲不朽師。  
 云。昔。嘗。學。於。先生。於。是。始。知。柔。術。之。妙。也。先生。之。教。也。不。論。其。術。之。精。而。論。其。心。之。誠。也。先生。之。德。也。不。論。其。學。之。博。而。論。其。道。之。遠。也。先生。之。志。也。不。論。其。名。之。顯。而。論。其。心。之。平。也。先生。之。行。也。不。論。其。事。之。繁。而。論。其。心。之。簡。也。先生。之。言。也。不。論。其。語。之。多。而。論。其。心。之。誠。也。先生。之。教。也。不。論。其。術。之。精。而。論。其。心。之。誠。也。先生。之。德。也。不。論。其。學。之。博。而。論。其。道。之。遠。也。先生。之。志。也。不。論。其。名。之。顯。而。論。其。心。之。平。也。先生。之。行。也。不。論。其。事。之。繁。而。論。其。心。之。簡。也。先生。之。言。也。不。論。其。語。之。多。而。論。其。心。之。誠。也。

文化十年歲在昭陽作噩臘月吉旦  
 門人謹記  
 高木榮太郎 藤原忠篤 高木 米吉 藤原恒忠  
 青木兵庫助 藤原永應 副島猶五郎 恒 次  
 牟田口苦之助 惟 寅 松山辰三郎 吉 龍  
 小比賀意八 嘉 明 佐藤 仲司 雅 古

立花宮司頌功碑

村次勇八郎 義 智 吉原與次右衛門守 備  
 山田熊四郎 忠 雄 那須與三郎 恒 寛  
 渡邊喜久助 則 定 野口半太郎 正 大  
 野村三右衛門 守 住 森岡貞八郎 春 方  
 佐野民三郎 中喜 保 二 笹尾嘉兵衛 小 大五郎  
 吉村熊五郎 直 伸 陳 卯兵衛 小 大五郎  
 靜待碑材は大村領なる大浦郷より運び來りしもので此の碑銘は聖堂助教武  
 田左久八の作る所のものである。

立花宮司頌功碑 安山岩 高六尺參寸申參尺五寸 厚壹尺參寸 以下四寸  
 立花翁頌功碑從二位勳一等伯爵伊東已代治書(表而)  
 從五位勳六等立花照夫君は無凡山神宮寺九世智藏院大先達瑞應法印義範  
 君の長男として安政二年十一月五日長崎港東上町に生る幼にして穎悟夙  
 に郷學を終へて東都に遊びしが金刀比羅神社は君の累代奉仕神社なれば  
 明治十四年十一月工部省の仕を辭して歸郷十六年二月其祠堂と爲り十九

年一月諏訪神社の次席神職に聘せられて之を兼務す後三十三年三月諏訪神社宮司中島廣行翁の永眠せらるゝや宮司に昇進し金刀比羅神社を兼務し傍ら長崎縣神職會長並に皇典講究所協議員及び同分所長等の職を帯び至誠恪勤神明に奉仕するもの四十年官其功績を認め大正九年一月より特に勅任官を以て待遇せらるゝに至る然るに越えて十一年君に宿病あり假床漸く重りて十月十五日終に起たすなりぬ享年六十有八危篤の報天聰に達するや特に從五位に叙し旭日單光章を授けらる十八日嗣子海軍々醫中佐立花照彦遺命を體し恩師廣行翁の墓側に埋葬す此朝恐くも勅使其邸に參向ありて紅白の絹各一卷を賜はる又氏子十七萬の總代等相議りて所謂氏子葬儀を行ひ最後の禮を厚うせり君の榮譽實に大なりと言ふべし回顧すれば君が諏訪神社に奉職中該社は明治二十八年七月國幣小社に大正四年十一月更に國幣中社に昇格仰出されたりこれ神德顯著威靈赫輝たるが故なりと雖も君が能く其職に神忠を抽出たるに依らずんばあらざるなり又明治十五六年の頃歐化風吹き荒みて神祕崇敬の大義日に廢れんとする頃なりければ君慷慨禁する能はず同志と相謀り朝野の間に遊說せしも議

終に容れられず依りて二十二年の春全國の同職に飛徹し東都に大會を開きて新に全國神職會を組織し機關雜誌を發行し翌二十三年第一帝國議會の開會を待ち同志議員を介して神祇官復興の議を提出したり爾來年々歳々運動を怠らざりしかば神祇崇敬の實年と共に舉りて官國幣社經費國庫支辨の法律發布せられ尋て府縣社以下神社神饌幣帛料供進の勅令出で就中明治三十三年には内務省の社寺局を分ちて神社局を特設せらるゝに至れりこれ君等憂國の志士多年斯道發展の爲めに奮闘せられたる結果なりとす今や氏子諸氏如上の功績を偲び君が常に益友として畏敬したりし伊東伯爵の題石を乞ひ尙予にも其碑陰を乞ふに益友として予の不文敢て當る所に非ずと雖も予も亦君と交遊既に三十餘年約を履みて君が臨終に際會せし一人なれば誼當に辭すべからず即ち君の行實の一端を記すことかくの如し

大正十三年十二月

官幣大社稻荷神社宮司

高山昇識す (裏面)

4. 五釐金碑 北原雅長題 花崗石

高七尺五寸、巾五尺九寸、厚壹尺七寸、以下參尺貳寸

壹基

能馬場に在つたが昭和三年十月卅日中門前庭園整理に際し西廻廊裏手便所の側に移せり。

五釐金の碑建んとて有志の人々予に記を求むるまゝつらく往時を顧みるにこれが起因はさまくこそかゝれ遠く慶長年間に始り萬延二年に至りて相對買商人の願に依り貿易商金千分の五を積立てたるなりけり明治の御代となりて一度は政府に納めしも諭達して本の民有に返されたり同じき十一年五月區の總代を選び時の縣令内海氏に該金の下渡を請ふも許さずして其出納を貿易商に任すべき旨を達せられたるは該五釐金を再び積せんとの深き考へもありつらんれど貿易商の協議纏まらで同じき十四五年物議騒がしく或は貿易商の專有金なりと云ひ又は區民の共有なりとかたりて區會もまた意見を提出するに至りたるも協議なりてこゝに二度是れが下渡を請求せり時の縣令石田氏要求を容れて同じき十六年五月現金五萬四千七百五拾圓を公債證書にかへ其利子を下渡して區費戸別割の賦課を補はしめたり爾來年毎に區費幾分の補金たりしも水道論成るの始め今の非職知事日下氏該費の不足にあて、證書額面六萬六百四拾圓を

下渡せるにより今は一金を除きざるに至れり水道工費三十萬圓の多き其の五分の一に餘れる金額を五釐金に得たるも市内先輩の功績にあらざるはなしかゝる事件のあともなくならむか有志者のうらみとするは予も同じ心なれば今こゝに筆をとりて碑面に書こしかり  
明治二十五年十一月  
長崎市長從六位北原雅長(表面)  
五釐金下付請願發起主  
仙道 大橋茂三郎  
町田七郎次 稻部 安平  
有地 伊平 森本 範重  
安富忠三郎 中島藤十郎  
山本右平次 植増東四郎(裏面)

建碑發起者

青銅鳥居再建

5. 青銅鳥居再建碑

能馬場に在り即ち中門前面の左方で五疊金碑と相對して居たが昭和三年十月三十日東廻廊裏手に移した。

青銅鳥居再建及保存金碑

諏訪神社華表記

諏訪神社在長崎市北玉園山社面陽而奉祀三大神即諏訪、森崎、住吉之神是也昔者三神各有社寛永元年青木賢清請官合祀於今之松森以爲市之鎮守社至慶安之初遷今地前後凡二百有七十年矣天保六年森田喜兵衛等創建青銅華表榜曰鎮西大社係一條關白準三宮忠良公手筆明治七年爲暴風所破壞僅存石礎市民憂之嘗謀再建不果昨二十五年秋神邊種德自奮任其事與肥塚與八郎議又得同志者乃舉委員十五人以出百金以上者爲發起人而市有稱年番町者追年關社事亦協力誘衆遠近響應不期而助資者五千八百餘人概係市人未數月得貳萬金今茲癸巳六月華表竣工蓋三菱造船所所鑄銅質堅厚製極精巧柱周壹丈四尺高三丈三尺巍々乎峙立於玉園茂林之麓一望誠爲鎮西

之大社也而金尙餘壹萬存之永遠次備付本社之經營焉嗚呼是舉也固雖出於神德而非得地利人和則安能至此乎亦足以觀長崎繁華之象矣今欲建銅碑以勸出資者之姓名請余記之余深嘉敬神之美風出於愛國之誠意因叙其顛末如此

明治二十六年歲次癸巳十月

賜琴石齋西道仙撰文

加悅長書 (表面)

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 祠官 | 中島 廣行 | 祠掌 | 立花 照夫 |
| 祠掌 | 堤 利信  | 同  | 伊藤 新  |
| 委員 | 神近 種德 | 委員 | 肥塚與七郎 |
| 同  | 高見 和平 | 同  | 盛 甚三郎 |
| 同  | 中村嘉平太 |    | 松尾巳代治 |
| 同  | 蒲池德太郎 |    | 松本 武助 |
| 同  | 枅屋吉平次 |    | 鶴田 和市 |
| 同  | 江崎左右平 |    | 竹清 壽吉 |
| 同  | 宮川彌三郎 |    | 肥塚 常助 |

本碑も其の形巻軸に擬し繞らすに鐵欄入六尺八寸を以てす。建物の沿革左の如し

寄付世話方(氏名略)(裏面)  
世話係 二十五年 兩年番町  
德島 德造 修繕 町田七郎次

| 種目     | 年代                      | 寛政十一年 | 明治元年         | 大正十五年          |
|--------|-------------------------|-------|--------------|----------------|
| 正殿     | 八、七七 参間半 貳間半            | 同 上   | 同 上          | 貳貳、貳 参間貳尺に四間貳尺 |
| 瑞籙     | 貳拾五間                    | 同 上   | 同 上          | 同 上            |
| 祝詞殿    | 壹〇、五 七間に壹間半             | 同 上   | 同 上          | 壹貳、貳 七間貳尺に壹間貳尺 |
| 渡殿     | 壹〇、五 七間に壹間半 (貳間に七間ともあり) | 同 上   | 五、貳五 壹間半に参間半 | 壹貳、七七 壹間参に八間参  |
| 幣殿     | 六、 参間に貳間                | 同 上   | 同 上          | 六、九 壹間貳尺に壹間貳尺  |
| 拜殿     | 壹五、 五間に参間               | 同 上   | 同 上          | 参〇、〇 六間四に四間参   |
| 御新拜殿   | 壹五、七七 四間半に参間半           | 同 上   | 同 上          | 四、参 貳間壹尺に貳間    |
| 中一に行事門 | 四、 方貳間                  | 同 上   | 同 上          | 壹五、六、 七間に貳間    |
| 廻廊     | 壹四、四、 七間に貳間             | 同 上   | 壹参、六、 六八間に貳間 | 壹五、六、 七間に貳間    |

|        |                |           |               |                |
|--------|----------------|-----------|---------------|----------------|
| 惣門     | 壹壹、貳五 四間半に貳間半  | 同 上       | 壹貳、五 五間に貳間半   | 壹貳、九 五間壹に貳間参   |
| 神一に御供所 | 貳四、五 七間に参間半    | 貳壹、 七間に参間 | 貳四、七五 五間半に四間半 | 六、 貳間に 参間      |
| 神舞臺    | 壹四、 参間に四間      | 同 上       | 貳壹、 七間に参間     | 貳参、七七 七間参に参間壹  |
| 能舞臺    | 壹参、五 参間に四間半    | 同 上       | 七、五 参間に貳間半    |                |
| 御奥庫    | 壹貳、 四間に参間      | 同 上       | 同 上           |                |
| 假殿     |                |           |               |                |
| 社務所    | 不 明            | 不 明       | 不 明           | 八、九、貳五 参間に八間参尺 |
| 神符授與所  | 不 明            | 不 明       | 不 明           | 参、七五 貳間五に壹間五   |
| 神主居宅   | 不 明            | 不 明       | 不 明           | 貳〇、貳 四間貳に四間四   |
| 祇園宮    | 壹、 方壹間         | 同 上       | 同 上           | 参尺五寸に貳尺六寸      |
| 春日大明神  | 壹、 方壹間 (今の八坂社) | 同 上       | 同 上           | 参尺五寸に四尺六寸      |
| 天満宮    |                |           |               |                |
| 三輪大明神  |                |           |               |                |
| 山王大権現  |                |           |               |                |
| 稻荷大明神  | 〇、八 参 壹間に五尺    | 同 上       | 同 上           | 参尺五寸に四尺六寸      |
| 太田神社   | (今の嚴島社)        |           |               |                |
| 西宮神社   |                |           |               |                |

|       |   |    |    |              |
|-------|---|----|----|--------------|
| 若宮三所  | 〇、五五<br><small>(今の稻荷社)</small>            | 同上 | 同上 | 六尺八寸に四尺六寸    |
| 松尾大明神 | 〇、四壹<br><small>(今嚴島社に合祀)</small><br>五尺に參尺 | 同上 | 同上 |              |
| 祖靈社   |   | 不明 | 不明 | 八、<br>參間に貳間半 |
| 東照宮神社 | 不明  | 同上 | 同上 | 參、<br>貳間に壹間半 |

什寶物古文書記録等

御宸翰及び御筆

一、神

紙本 竪壹尺四寸參分 横壹尺四分

壹枚

元祿六年五月青木永弘に賜ふ(箱書)所で正殿楣頭の額は此を騰寫して彫刻したものである。

一、同

竪壹尺四寸八分 横貳尺參分

壹幅

一、和歌

詠園深菊決榮和歌

千代もつきしなへてうつろふ花園の霜にさかふる菊の色かは

本掛物は、文化文政の頃當地長崎會所請拂役島谷春弘(號春川)大宮司青木永章を介して京都飛鳥井家より譲り受けたるを同所横額、盛等の家に轉賣され更に明治廿年當地攝

御筆

一、護國

絹本 竪參尺參寸參分 横壹尺六寸六分

貳幅

本清敏更に之を譲り受け國祭日等には一家禮敬を盡したるが大正四年十一月當社昇格に際し記念として奉納した。尤も清敏は宮司立花照夫と親しく靈元上皇と當社との關係につき照夫より説示せられしは本幅を當社に寄付の動機であつた。

一、櫛磐窓命

木倚像 高尺 廣尺

貳体

總門に安置する衣冠東帯の神像で刀を帯び弓矢を挟み猛虎を畫ける胡床に倚座す、左は六位の衣冠、右は五位の衣冠なりと云ふ、延寶七年三月十六日長崎奉行牛込忠左衛門の奉納安置する所で作者は藥山右京大工久喜久兵衛塗師御崎甚兵衛で隨身門、矢五郎門、矢大臣門などの稱呼の來る所以である。

一、鎮西大社添書

絹本 竪四尺參寸五分 横貳尺壹寸

貳枚

添書には天保五年十二月廿九日准三后忠良題とあり青銅大鳥居額の原書である。

一、諏訪大明神

絹本 竪五尺壹寸五分 横貳尺參寸

壹枚

肥前國元祿六癸酉年五月十九日壬戌日關白基熙書之とありて當社青木永弘に賜ふ所で大門に掲ぐる額の原文である。

一、正一位諏訪社

絹本 竪參尺七寸五分 横壹尺六寸五分

壹枚

本書には諏方社拜殿額字慶應四戊辰四月十六日誦書とありて西海道鎮撫總督清原朝臣宣



嘉花押の副書が附いて居る即ち拜殿に掲ぐる額の原本である。

文久元年八月七日花山院右大臣家厚敬書  
絹本 横四尺六寸五分

一、諏訪大明神(書)  
絹本 横四尺四寸

一、東照宮  
紙本 横四尺八分

此幅東叡山三后一品公證親王の親筆たり、文化年間安禪寺別當圓訓代長崎奉行肥田豊後守成頼因幡守長崎代官高木作右衛門等の献する所で内殿匾額の原書なり、今茲に再建の舉に際し本區東古川町醫字都謙碩之を奉納す時に明治廿二年三月周旋人總代中島勝十郎識(箱書)

伯備伊東己代治筆  
一、諏訪神社  
紙本 横四尺七寸

御領座三百年記念祭建設花崗石鳥居額字奉納者發起人西村庄三郎、中山源治、井上和平、野口福一、増山喜代松、大正十二年十月吉日(箱書)

狩野宗貞筆  
一、東照權現畫像  
絹本 横四尺五分五分

一、大猷院畫像  
絹本 横四尺五分四分

一、徳川家康肖像(略装)  
絹本 横四尺五分

法眼榮川畫  
一、龍虎之圖  
絹本 横四尺五分

男爵細川潤次郎書  
一、觀樓有感詩  
紙本 横四尺四寸

正七位吉田弘藏書  
一、消防萬々歳  
絹本 横四尺七寸

前者に紀元二千五百五十年紀元節爲長崎消防組の役者には青天白日節義嘯虎氣勢壓力明治廿三年紀元節和解之日書以送干貳拾六町諸君正七位吉田弘藏とあり。

一、住吉大明神々像  
極紙本 横四尺七寸五分

跡たれし神も幾世かすみよしのうらはのみるめまつのむらたち  
前内大臣敬題(信量の印あり)

春川筆  
一、竹  
紙本 横四尺八分

一、詩  
紙本 横四尺六寸八分

青山綠樹眼前横百尺危樵氣色清快誦當年山谷句滿天風雨看潮生明治辛亥秋日長亭主

入録舊製  
一、和歌  
紙本 横四尺四寸二分

とこ、ろを引もゆるへすますらの取もつものは眞弓なりけり

喜多璋太郎奉納  
一、諏訪三所大神(書)  
紙本 横四尺五分七分

大正乙丑春日華香誦寫  
旭日  
紙本 横四尺五分五分

享年七十才春川友信筆  
松上之鶴  
紙本 横四尺八寸

前大宮司永章書  
稱神田阿禮歌  
紙本 横四尺七寸二分

齋藤弓絃筆 大正四乙卯年春  
子ノ日松引圖  
絹本 横四尺六寸八分

御歌所寄人千葉胤明書

紙本

竪四尺貳寸參分

壹幅

明治天皇御和歌

紙本

竪四尺貳寸參分

壹幅

春豊筆 守山吉通

水紙本

竪四尺九寸八分

壹幅

山水

水紙本

竪四尺九寸八分

壹幅

丙申春日講十草龍圖南窓之下

紙本

竪壹尺四寸

壹幅

坂本秋郷書

紙本

竪壹尺四寸

壹幅

詠早鶯歌

紙本

竪壹尺四寸

壹幅

松になき竹にうつりて新らしき年なさへつるうくひすの聲

紙本

竪壹尺四寸

壹幅

北原雅長自題

紙本

竪四尺

壹幅

見し秋の菊の初花夫れよりも枯野の原に残る一本

紙本

竪四尺

壹幅

青木永元書

紙本

竪壹尺貳寸貳分

壹幅

詠杉歌

紙本

竪壹尺六寸

壹幅

あなたふと神のみかけになり出て、しけりにしける杉のたち木を

紙本

竪八寸七分

壹幅

青木永弘書

紙本

竪壹尺七寸四分

壹幅

幸讚岐國安益郡之時

紙本

竪八寸七分

壹幅

軍王見山歌(歌略す)

紙本

竪四尺壹寸五分

壹幅

狩野友信年六十九歳畫

水紙本

竪貳尺八寸貳分

壹幅

神馬

水紙本

竪參尺

壹幅

中島廣足書

紙本

竪四尺參寸貳分

壹幅

詠雲間の月

紙本

竪九寸六分

壹幅

吹おくるあらしの雲のひま毎にかけあらたまる月を見る哉

紙本

竪四尺壹寸五分

壹幅

刀 劔

一、

能舞臺松竹圖(下繪) 大竪壹尺參寸横貳尺六寸 小竪九寸六分横八寸

四枚

内貳枚は徳川幕府能舞臺松之繪并切戸口竹之繪で逸雲が幕府能太夫寶生太夫より贈られしもの、餘の貳枚は逸雲自筆の草稿である、本圖は明治二十八年十一月五日逸雲の實子木下志賀二が當社に奉納せしものである。 「諏訪社能舞臺松之繪切戸口竹之繪相認候節之讓方逸雲記」とある添へ書あり。

二、短刀

參振

1 相州廣光作 長壹尺壹寸 巾九分

北原雅長奉納(寶物)

2 下原作 長壹尺壹寸五分 巾壹寸壹分

3 無銘 長五寸八分 巾八分

三、脇差

拾五振

1. 信國作 長壹尺四寸 巾壹寸

明治卅一年五月勝安秀奉納

2. 肥前忠吉作 長壹尺五寸參分 巾壹寸五分

3. 備前長船祐定作 長壹尺五寸四分 巾壹寸五分

4. 出羽守藤原行廣作 長貳尺參寸七分 巾壹寸壹分

5. 津田近江守助直作 長壹尺八寸七分 巾壹寸

6. 田中總七英乘 長參尺 巾壹寸四分 文化十二年田中二王末流清正作 順三齋知奉納

7. 三宅自立齋友英作 長參尺 巾壹寸四分

文化十二年田中順三齋知奉納

8. 同上作 長貳尺九寸 巾壹寸四分

9. 無銘 長壹尺六寸六分 巾九寸五分

10. 無銘 長壹尺五寸五分 巾壹寸

11. 無銘 長貳尺參寸貳分 巾壹寸

12. 無銘 長貳尺四寸 巾壹寸

13. 無銘 長貳尺六寸七分 巾壹寸

長崎市史地誌篇 諏訪神社

一、太刀

- 14. 藤原盛文作 熊本 長貳尺五寸 巾參寸 明治十一年三月館本縣今村成孝奉納
- 15. 肥前遠江守藤原兼廣作 長貳尺九寸五分 巾壹寸四分
- 1. 肥前忠吉作 長貳尺四寸七分 巾壹寸四分 明治二年四月澤右衛門權佐奉納
- 2. 筑前三坂種道作 長貳尺四寸七分 巾壹寸

- 3. 近江大椽藤原忠吉作 長參尺七分 巾壹寸四分
- 4. 無銘 長參尺 巾壹寸

- 5. 出羽守藤原行廣作 長參尺 巾壹寸二分
- 6. 伊賀守藤原金道作 長參尺 巾壹寸四分 (以上寶物)

- 7. 無銘 長貳尺七寸七分 巾九寸五分
- 8. 遠江守藤原兼廣作 長貳尺九寸參分 巾壹寸二分

- 9. 同兼廣作 長貳尺九寸 巾壹寸參分
- 10. 同兼廣作 長貳尺八寸五分 巾壹寸二分

- 11. 筑前藤原守次作 長參尺六寸五分 巾壹寸四分 (以上貴重品)

一、能面

内參拾參面出目源助作と傳ふ 四拾五面  
 此の内白、黒貳面は寶物として別個の取扱をなし餘は寶庫に收藏してある。内譯左の如し  
 翁、尉此の二面寶物として取扱はる尉は無し翁のみ有り熊坂正尊、二人靜、諏訪又ハ大社笑尉又ハ弓八幡花月東山居士、弦上又ハ御堂瀧羅生門、舟辨慶二人靜又ハあふみ女 流義外、道成寺又ハ葵上山姥、通盛、頼政、若狹、

又ハ羽衣小鍛冶、又ハ雷電、狸々、鍾馗、道成寺、なまなり、小べし、老女、又ハ定家、天女、繪馬、清經、又ハ小壘、高砂、籠又ハ太鼓、大江山、鞍馬天狗、自然居士、關寺小町、景清、羽衣、又ハ龍田、通小町又ハ阿漕舍利、又ハわかっ、姥捨、飛雲、すじ男、又ハ繪馬、柏崎、平太、竹生島、白樂天、船橋又ハ天鼓

一、猿田彦面

神宮寺の遺物と傳ふ 壹面

一、能裝束

此の内に蜀江錦の裝束壹領あり長袴を添ふ古來當社の寶物である。 百九拾參點

一、唐人船

西濱町の奉納せしもので總門(左)門神を安置せる内側の室内に置く。 壹隻

一、繪馬

總門左右の廻廊に掲げられて居るが明治以前のは無い。  
 1 學壽軒高野先生門人算題(明治貳拾年三月) 2 關流算題 3 從玉園山鶴港遠近高低測量略圖(明治貳拾年三月) 4 鳳山秋岡先生門人算題 5 鳳山秋岡先生算題(明治七年八月) 6 銀術眞影流兼心形刀流(明治十六年一月) 7 鐵仲流方圓陰陽皆空(明治十七年十一月)

月) 8 快日社中詩題 (明治三年九月) 9 親和會奉納俳諧 (明治三十四年八月) 10 同上 (同年八月) 11 明治國瑞畫 (小曾根榮明三十年春) 12 朝鮮濟州島圖 (明治二十三年八月) 13 吉備公入唐圖 (明治十九年西濱町奉納) 14 松圖森山湘楓筆 (明治三年四月) 15 牛若辨慶 (明治二年六月) 16 勝山町藤原圖 (明治十六年十月同二十三年十一月) 17 七福神 (明治三十五年十月青貝細工) 18 青銅鳥居再建保存會寄付人名 (七面) 19 消防組編成記念 (明治貳拾七年六月) 20 神輿神器新造寄附世話方人名 (明治十一年同十二年) 21 明治三十一年同四十四年尙齒會姓名錄 (二面) 諏訪大社(書) 以上の外年番町の額等甚だ多し

一、當社再建寄付札

四百五枚

此は明治元年當社再建の寄付札で中門の右庇下に百拾壹枚同左に九拾六枚、總門の左に六拾四枚右に壹百參枚を數ふ、長崎奉行水野筑後守荒尾石見守以下奉行所役人澤主水正井上開太以下裁判所役人高木作右衛門以下地役人町人全部市郷庄屋乙名等を含む

一、大黒天(木版木)

竪壹尺九寸 横八寸六分

貳面

この大黒天の版木は縁が腐朽し、圖面消磨し一目眇れて頗る年代を経過したるものらしい。社傳には神宮寺の遺物なりと云つて居る、往時歳末に際して是を刷りて市内家々に配付したものである。然るに社内に貳枚の木版あり市内の男女は此の古き方を競ひ取り今一つの完全なるものを取らうとはしない、一目眇たる方は古法與元信の筆と傳へ之を

額

額 (木)

得れば福應ありとされて居るからである。新らしき分は刷行を便にする爲め役人古法與に換したものであるが筆法元より比ふべくもないと云ふ。

一、正一位諏訪社

中門に掲ぐ

竪參尺貳寸 (額縁五寸位) (推定)

壹面

一、諏訪大神

關白近衛基經筆 惣門に掲ぐ

竪貳尺貳寸 (額縁六寸位) (推定)

壹面

肥前國長崎元祿六年五月十九日 (裏面)

一、諏訪神社行幸圖 (拜殿)

竪參尺八寸七分 (内額縁七寸)

貳面

一、正一位諏訪社(同)

竪貳尺六寸五分 (内額縁八寸)

壹面

一、梅 菊

竪四尺九寸五分 (内額縁八寸四分)

壹面

一、能舞圖 (應屬魚青拜寫)

竪貳尺壹寸五分 (内額縁參寸)

壹面

以下紙額

一、至 敬 丁末春東郷書(書院)

竪壹尺横 貳尺貳寸

壹面

一、威靈顯赫 從二位伯耆東郷平八郎 謹書

竪壹尺肆寸五分 横參尺四寸

壹面

一、神威 光臣謹書 (書院)

竪壹尺參寸七分 横參尺四寸五分

壹面

一、雲霞競遠 晚稼老漁題

竪壹尺參寸七分 横四尺九寸

壹面

一、屏風

春日行事次第他六階混ぜ張り

全高五尺七寸  
巾參尺壹寸

半 双

一、人在讀書深專樂 貳枚折

高五尺七寸  
横參尺壹寸五分

半 双

一、竹 墨繪 六枚折

高五尺七寸  
横壹丈貳尺

半 双

一、御繪旨

竪八寸  
横五尺九寸參分

壹 通

口宣案

右は享保八年七月五日諏方神社に正一位の神階を賜はりし時の辭令である。文面は本文中に掲ぐるごとし、玆には之を略する。

壹 通

一、朱印狀

大高檀紙 竪貳尺壹寸參分  
横壹尺五寸貳分

九 通

右は本文中既に記載せし處であるから玆には之を略する。各通共竪貳尺壹寸乃至貳尺壹寸五分横壹尺五寸壹分乃至壹尺五寸五分で紙質は享保前の分が享保後の分より良好で且大形である。

一、御添狀

檀紙 竪壹尺貳寸  
横壹尺七寸五分  
奉書 竪壹尺壹寸五分  
横壹尺六寸

八 通

風早宰相公長より 奉書 竪壹尺壹寸四分  
横壹尺六寸壹分

東久世中將源博高より 奉書 竪壹尺貳寸  
横壹尺四寸

藤谷三位爲經より 奉書 竪壹尺五分  
横壹尺四寸九分

持明院前中納言基時より 奉書 竪壹尺貳寸八分  
横壹尺七寸五分

清水谷亞相惟庸より 奉書 竪壹尺七分  
横壹尺五寸參分

長上從二位吉田兼敬より 奉書 竪壹尺七分  
横壹尺五寸貳分

以上は現存の分である。元禄六年永弘が神字を拜殿したる内の有栖川宮の御添狀や藤原頼孝の分などは今當社に保存されて居ない。

一、青木賢清贈位辭令

鳥ノ子 竪七寸五分  
横壹尺貳分

貳 通

故青木賢清

贈正五位

大正五年十二月二十八日

宮内大臣從二位勳一等男爵波多野敬直宣

大正〇年十二月二十八日

故青木賢清

特旨ヲ以テ位記ヲ贈ラル

大正五年十二月二十八日

宮内省

一、鎮西大社記草稿 十美濃型 十横綴

一、鎮西大社年譜輯要録 半紙型  
安政三年迄記載ありて諏方社祝、中園、瀧川等の系譜を添ふ

一、諏訪社記録之内祕書 半紙型  
青木右近遠島一件

一、鎮西大社明鑑 半紙型  
明治卅二年十月故中島宮司献納

一、諏訪社草創炎燒略記 半紙型

一、諏訪社傳記 美濃型  
諸曲役劇記も此の内にあり嘉永元戊申八月上旬武田十兵衛子より借寫し置く者也  
樟園史好藏之(巻末記載)

一、肥前國彼杵郡長崎崇社御朱印地諏訪社略記 美濃型  
安永三年迄記す  
延年の新神を神主從五位下若狭守永勇に贈す六十歳報賽證(巻末記)

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

一、諏訪社縁記 美濃型

一、肥前國彼杵郡長崎宗廟諏訪社略記 美濃型  
青木若狭守永勇が奉行へ納めしものにて白津幸護献納

壹冊

壹冊

一、長崎諏訪社由緒 半紙型  
半紙型美濃型明治七年十二月坂本祠官より届け出での控也一は坂本祠官手書にて一は立花宮司が之を寫せるもの内容全く同じ

貳冊

一、諏訪社略記 小奉書型

壹冊

一、肥前國彼杵郡長崎崇社諏訪社略記 美濃型  
明和三年九月十六日迄の記載あり  
御朱印地  
巡見上使に差出せし控にて末尾に酉五月青木左馬之助とあり白津幸護献納也

壹冊

一、鎮西大社實録拾遺 美濃型

壹冊

世の爲めに書きあつめおく諸記なればひかへたとゞめ秘めず見すべし水繁  
安政三丙辰六月廿七日改丁數四十三枚有之 樟園(表紙に記す)

一、長崎鎮守諏訪社略縁記 美濃型  
白津幸護献納

壹冊

漢文也松浦五郎系譜を添ふ

一、諏訪社正遷宮祭典式 美濃型

壹冊

一、長崎諏訪神社由緒 美濃型

正徳年頃までの記載あり

壹冊

二、諏訪神社記録 半紙型

坂本祠官手書

壹冊

三、鎮西大社耳目輯要隨筆 半紙型

諷園一樂軒史好或は藤原永政編等の文字あり (表紙)

壹冊

四、諏訪社實錄拾遺 半紙型 (假綴以下同)

諷園一樂軒史好或は藤原永政編等の文字あり (表紙)

壹冊

五、鎮西大社實錄大成 半紙型

五冊之内とあり

壹冊

六、諏訪神社再興記 半紙型

香月齋平筆鉛筆書

壹冊

七、鎮西大社明鑑 美濃型 (壹)

正一位御繪旨寫

五冊

八、諏訪祠上棟記 美濃型

明治貳年神社改築上棟銘寫し

壹冊

九、諏訪 半紙型

壹冊

一〇、親類書 美濃型

一一、西山妙見祠廟記 美濃型

一二、寛永十一年再興神祭式 美濃型 (本綴)

一三、康平靈社記 美濃型 (假綴以下同)

一四、長崎建立并諸記舉要 半紙型

長崎舊記にて年表あり

壹冊

一五、長崎舉要諸記抄録 美濃型

長崎諸舊記を抜萃して問々見聞實記あり

壹冊

一六、古學神祭略式 二 美濃型

一七、祭式 美濃型

一八、信濃諏訪神社縁記 全 美濃型

一九、信州諏訪神社諸説 美濃型

二〇、諏訪神社略記 美濃型

二一、見聞雜書 美濃型

明治七年頃の長崎神社名表及神道事務局時代の令達等あり

壹冊

二二、書 壹冊

明治四年頃の新聞書抜にて小學課程表、新府縣表、同年伊勢神宮守衛一件、久留米幕  
動所分等の籤込あり

一、諏訪社事記 美濃型(本綴)

本書は香月兼平が當社に關する古記を集蒐編纂し明治廿五年八月一日當社に獻納せし  
ものである。

文久三年 一、再建御沙汰書寫 美濃型

一、御殿並玉垣廣廻廊拜殿舞殿組石積り帳 半紙型(假綴)

一、文久三年再建御沙汰書寫 美濃野紙

松平 主殿頭

長崎表續座有之候敵國降伏社去る戊午年頃類焼之由相聞候虛實不詳之間取調可有  
之類類焼に候も最早造營出來祭禮如元執行廢絶無之哉若造營未出來候は、早々修  
造可有之御沙汰に候此旨厚相心得長崎奉行へ談合可有之事

文久三年癸亥二月

右は京都にて被仰渡候趣寫を以て主殿頭より差越候間可被得其意候

三月

一、靖國神社合祀人名簿 美濃(假綴)

壹冊

一、東照宮大權現緣記

竪九寸四分  
横六丈貳尺八寸

壹卷

一、松岳山安禪寺記

竪九寸四分  
横壹丈九尺七寸

壹卷

此の二卷は佛寺部安禪寺の項に詳細を記入して置いたから茲には此を省略する

明治三十七年八月調 一、當社明細圖書 美濃型

壹冊

一、御陵の事 新聞拔萃 半紙型(假綴)

壹冊

明治十、十一年頃報知新聞拔萃なり

一、諏訪神社新舊圖

五張

1. 肥前國波杵郡長崎鎮守諏方社圖繪  
年代不詳細密圖

竪貳尺五寸  
横參尺五寸

2. 享保二年二月二日現在地圖

竪參尺壹寸  
横參尺參寸

3. 諏訪神社舊圖下繪

竪壹尺五寸  
横貳尺壹寸五分

4. 諏訪神社境内外見取圖面

竪壹尺七寸  
横壹尺貳寸貳分

5. 明治三十一年十二月境内擴張圖

竪壹尺八寸參分  
横貳尺六寸

6. 拜殿舞殿建築關係圖(廣狹不同)  
附小屋圖壹枚

七枚

7. 諏訪神社境内求積圖

一、青木家配當祿一件書類

壹綴

明治十年三月乙第十二號達舊神官配當祿調査規則を含む

明治十年四月廿八日青木こま、島重道、伊奈信厚等連名配當祿請求同七月十四日再願  
關係書類である。



- 一、諏訪神社昇格書類 壹 綴
- 一、近衛若宮より永弘に宛たる書翰 奉書 壹 枚  
横五寸九分 横壹尺六寸
- 一、進藤刑部少輔より永弘に宛たる書翰 八月十日 奉書 壹 枚  
横五寸九分 横壹尺六寸  
 二日附 横壹尺六寸三分  
 九月十日 奉書 壹 枚  
横五寸九分 横壹尺六寸二分
- 一、高良玉垂の宮路縁起 美濃型 壹 通
- 一、肥前國彼杵郡 神功皇后石祠碑 美濃型 壹 枚  
平 横壹尺參寸二分
- 一、安禪寺宮圖 折本 壹 張  
横參尺參寸二分
- 一、長崎奉行所 西山役所 折本 貳 張  
横參尺五寸(西) 横參尺貳寸參分
- 一、長崎各役所古圖 折本 壹 張  
横參尺貳寸參分 横參尺貳寸參分 横參尺貳寸參分 横參尺貳寸參分 横參尺貳寸參分 横參尺貳寸參分 横參尺貳寸參分 横參尺貳寸參分 横參尺貳寸參分 横參尺貳寸參分
- 一、本圖は舊當社祠官坂本秋郷の奉納せしもので長崎奉行役所、立山役所、長崎會所、新地蔵所、東照宮、出島阿蘭陀屋敷、唐人屋敷等より烽火山及び野母遠見番所に至る長崎奉行所屬の官公所貳拾七圖を收めてある
- 一、享保三年十一月十二日 奉書 壹 枚  
横壹尺壹寸七分 横壹尺五寸七分
- 一、阿蘭陀稽古通詞起證文前書之事 折本 壹 冊  
横壹尺壹寸七分
- 一、荻野流平家琵琶手大概 折本 壹 冊  
美濃型(假)
- 一、ボナバルテ戦争記(日本考略) 美濃型(假) 壹 冊

- 一、東大寺勅封庫寶物目錄 美濃型 四折横綴 壹 冊
  - 一、秋郷隨筆 壹 冊
  - 一、風説書 天保九年より十一年迄 五 冊  
嘉永元、二、五七年迄
  - 一、榎園雜錄詠草各種 拾壹 冊
  - 一、長崎社寺錄 壹 冊
  - 一、社事方事務輯録 拾 冊
- 當社へ寄付済の榎園翁秋郷翁等の藏書や當社藏書は當社書庫に保藏せられて居る。右に列挙したる分は本誌編修に際して参考としたる分のみであるが當時整理中であつたので以上の分以外にも好史料が所藏せらるゝ事であらう。

○ 長崎名勝圖繪には左記の目錄を掲げて當社の什寶として居る。

菊之和歌色紙 元禄九年丙子三月十三日仙洞御所(靈元上皇)の宸翰を青木永弘に下し賜ひしもので當時風早公長より吉田二位に宛てたる添翰が添へられてある。今御色紙は保存されてないが添翰のみ貴重品として當社に珍藏されて居る。

威得神像 青木永弘が替て在京の頃一夜夢に諏訪明神出現まし、汝何日の何時に繪師某を訪へと宣ふと見て夢さめ繪師某も亦夢に大明神現じ給ひ何日の何時にしかし

かの者來訪すべければ我が像を寫し與へよとあつたので奇異の思をなして居たが當日永弘訪ね來りてしかくと語り出したので互に夢中の神像に付きて語り合ひしに恰も符節を合するが如きものがあるので兩人は痛く有り難く思ひ則ちその夢中のまゝを寫し出したのが此の神の像で永弘は後ち長崎に持ち歸り社殿内陣に納めたものである。

後陽成院宸翰龍虎二字の 壹幅

後水尾院御和歌掛物 壹幅

以上二幅共青木家の重寶として傳へしものである。

龜石

白石

永弘遍遊を好み普く國內を巡歴して足跡海内に普ねくその到る所山川瓊地を訪ひ且つ各地の神社にて講筵を設けて神道の普及を計つた又た奇石を好み登山の癖あり名山勝岳を究めて採集に努めたそれで富士山に登ること九回或時二三日の間山上に止宿し山頂の人穴を探り靈石二顆を得て歸京した偶々此の事太上天皇聞し召し及ばせ教覽あるべき旨を吉田兼運を以て仰せ出だされたので永弘は即ち、龜石、白石を始め富士其の外諸國に於て採集せし奇石の數々に和歌を添へて天覽に供し奉つた。太上天皇御感斜ならず永弘が身に添へてその靈にせんとする靈石を除きて自餘の大部分を其の儘に奉らしめられた。程なく近衛關白公基熙の命に依り其の重寶とする所の靈石を影塚して献上した、是は天皇玉帶の御料としての御用品であつたが御教感淺からざりし旨近衛家老臣進藤刑部大輔より永弘へ傳へられその書翰は今に當社に保存せられて居る。永弘の採集せし奇石は其の若干を長崎に持下り

當社と青木家とに於て相傳して明治に及んだが、維新變革の後ち青木家斷絶の爲め其の重寶悉く四散し當社に保存せらるゝものは至つて少い、茲に列擧する處の各品も亦其の一つである。永弘後吉田兼運靈石靈神と稱して其の靈を祀つたのは以上の因縁に依るものである。

一、猿田彦面

壹箇

一、蜀江錦 能道具狩衣

一、赤頭 能道具

一、壹尺八寸脇差 粟田彦四郎久國作

一、大黒神版

嘉永安政頃に於ける大宮司家什寶(續西大社明鑑)

(無)字は今當社に現存せざるもの

一、靈元天皇神一字勅額御本業御宸翰(無)

壹通

一、靈元天皇菊古歌色紙御宸翰(無)

壹通

一、靈元天皇祝部永弘へ給はりし天盃(無)

壹箇

一、有栖川宮幸仁親王御添翰並御歌(無)

貳通

元祿六年五月下賜總金にて普通大なり別に茶碗もありしと

- 一、押小路前大納言公音卿以下七卿添翰 八通
  - 二、太政大臣近衛關白基熙公惣門額神號御染筆本書掛物(無) 壹幅
  - 三、猿田彦神面古作(神宮寺舊物なりと言ふ) 壹對
  - 四、大黒天畫版木(神宮寺舊物なりと言ふ) 壹枚
  - 五、翁千歳三番叟面(佛師春日作) 壹面
- 此の面をいまた抱搗致さる子供に頂かせ被らすれば至つて安痘依て能の節は頂きに来る子夥し、什寶物なれば社用人翁の濟あいだ立合濟たる上は蜀江錦と一緒に御朱印の間に相納む今世は寶倉に納む、被り見ればあさを被る如しとぞ(續西大社明鑑)
- 一、能翁乃衣裳(蜀江錦赤地なり) 壹箇
- 先年は公より年々唐船壹艘宛の貨物を社頭に御寄付之節當社之船に不思議と取當りたる什寶なり(同前)
- 一、羯鼓(神宮寺寶なりと傳ふ) 壹箇
  - 一、御神木(無)
- 寛文十二壬子年當地大に疫病流行之時筑後柳川土民諏方明神の御告を蒙り己が家の側なる古木を伐り馬につけて持参るゆくりなき事なれば神官打鬚き且はよろこび此の者の致の如く持参の木を患る者に飲ましむるに悉く平癒したり誠神の民を厚く恵み給ふ社と

詩歌

- 一、龜石 難有けれ。今に此木神殿に有り幾あれと只今にも此病を煩ふものには飲ましむるに神効あり(同前)
  - 一、藥鐘藤四郎栗田口義光 腰差 壹口
- 肥前國松浦郡草野城主青木家代々の什寶我祖青木金重院賢清常乃使用云家傳に據崎にてあふれ者に出合九人を相手に戦又肥後にても如此者三人に出合兩度之戦ひに數人を打捨てたる故銀双先に少し溢あり代々家督相續する者の外帶する事を禁ず(同前)
- 一、尾形光琳墨繪雲龍掛物 壹幅
  - 一、大同竹乃樂笛(祝家の所藏)(無) 壹管
  - 一、仁風一覽(參卷)(無) 壹部
- 以上
- 當社は創立以來海内の雄社として内外人の尊崇篤く旅客あれば必ず先づ杖を社頭に曳くので當地に來往せし内外人の著述中當社記を見ないものは稀で

ある。従つて詩に和歌に紀行文に其の數も多いのであるが、是等を一々列擧の餘白もないので左に古來人口に繪炙せるもの二三を掲ぐる事とした。左記詩歌中元日櫻に關するものが多いが、此所には別段に元日櫻なる項を設けず併せ記して置いた。

醉花歌

鎮臺 遠山景晋

相携春景長櫻花時芬芳人恐櫻花風人愁櫻花雨人恨櫻花月人賞櫻花雪今也不遲復不連時哉

勝紫陽園中有稱元日櫻者方今花盛開招余共賞頃紫陽一枝獻之於鎮府源公於特恩賜國雅二章今揭諸壁上焉因請余題櫻花而叙及府公惠賜之事即席上分韻賦之紫陽有詩亦廣韻余已與紫陽久濶故和章及之

吉村迂齋

春來一口已飛香品勝梅花色勝霜麗藻與花相映發壁間字字是恩光尋花因續舊詩盟花下春風几席清茶具琴囊尙無恙風流不減十年情

元日櫻十絶

從四位 下前大宮司 永勇

櫻花東海百花王王内奇葩一種香依舊芳根長不改報春別發玉

園傍雲朶苦根幾歲華占春衝雪吐芳葩艶姿莫使東風妬奇種曾凌衆木誇素榮連雲雪色新花光條態掃風塵寒梅不識開何處因爾先迎一段春元日曾含元日風一枝先綻玉園叢東君已占春光早獨負群花開雪中笑靨粧成空斷腸枕衾閑處暗傳香夢魂惱殺三更月玉趾恰窺宋玉牆誰剪鮫綃朶々清賞來咫尺白雲生人言世上梅花早何似玉園元日櫻古幹凌空節操寒花顔不改倚彫欄因君試唱陽春曲坐作平臺白雲看根移何處託山家消息早傳春色誇莫是東風青帝寵名花仙種勝多花北嶺東風未開此花燦爛獨占魁林間夜靜來明月影動崑崙玉女臺窈窕瓊姿唇吐芳疑雲疑雪綺羅裳柔條輕態春情色宛似揚妃學曉粧

諏訪社暮雪

水神社八勝之一文化三丙寅暮春 應聽翁先生之需

松浦東溪

黃昏白雪續崢嶸疑是雪場對月明珠樹玲瓏銀殿現使人愈賞玉園名

諏訪祠